

委員会議事録

1 水道局関係分

(1) 付託事件審査

- ①議案第33号 光市水道事業及び簡易水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例

説 明：宮崎水道局次長兼業務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

- ②議案第6号 平成31年度光市水道事業会計予算

説 明：宮崎水道局次長兼業務課長、西工務課長 ～別紙

質 疑

○土橋委員

消費税の関係もあるので、ちょっとお聞きをしてみたいんですけども、工事そのものが4億5,000万円ぐらいあるわけですけども、10月からは8%から10%になるということになると、発注時期が問題になってくると思うんですけども、発注時期もさることながら、10月からは10%になるのであるならば、その前に契約をしていると8%で済むのかどうなのか、その辺は抜かりないところだろうと思うんですが、もう一度、確認だけはしておきたいというのと、もう一つは、そうは言っても5月に連休が10日ありますので、この体制はどのようなことを考えておられるのか、これも抜かりはないと思うんですけども、あえて確認をしたいと思います。

以上です。

○西工務課長

8%から10%に消費税が変わるに従って、工事費がふえるという御質問なんですけど、一応発注時期を考えて、半分ぐらいは8%の工事費で見込んでいます。半分ぐらいは10%の消費税で見込んで、一応予算はつくっています。

それと、5月の連休の質問ですが、いつもと同様、当番店がありますので、当番店が漏水のときには出て修理を行います。職員も誰かが出れるように体制はとると思います。

以上です。

○土橋委員

それはわかるんですが、半分は8%で半分は10%ということはわかるんですが、私がお尋ねをしたいのは、半分の10%のやつが何か細工をしたら8%で済むのかどうかというような、そういうことを聞いているんです。

○福島水道事業管理者

御質問があったとおり、9月30日までに契約をすれば8%です。10月1日から10%ということになりますので、極力、水道局としては早目に工事は出したいと思いますが、どうしても出せないところもございます。そういうところについては、10%で対応ということになると思います。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

2 福祉保健部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第23号 光市介護保険条例の一部を改正する条例

説 明：中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長兼高齢者支援課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第24号 光市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

説 明：中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長兼高齢者支援課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第1号 平成31年度光市一般会計予算〔所管分〕

説 明：松村福祉総務課長 ～別紙

質 疑

○土橋委員

生活保護の関係なんですけども、前年度比で5,875万2,000円の減になっておりますけれども、これは何が減額の対象になっているのかをまず最初にお伺いします。

○松村福祉総務課長

主には、扶助費の減額でございます。扶助費が5,930万円の減額となっております。

それぞれの項目の減額につきましてですが、順番に増減をお知らせしたいと思います。113ページです。

一番上からいきます。生活扶助費が1,860万円のマイナス、次の住宅扶助がマイナスの620万円、教育扶助が増の50万円、医療扶助がマイナスの3,200万円、介護扶助がマイナスの220万円、出産については増減がありません。生業扶助がプラスの250万円、葬祭

については増減がございません。施設事務費がマイナスの400万円、就労自立給付費が増減がございません。進学準備給付金がプラスの70万円、以上でございます。

○土橋委員

次に、先ほどちょっと言われたんですけども、確認ですけども、保護世帯の流れとしては、平成28年366だったけれども、27年が358か、366になって、366で、今回が345というふうに、これは間違いないですね、言われたんじゃから。

○松村福祉総務課長

そうでございます。

○土橋委員

それで、減ると想像したというのは、前年度並みちゅうていうなら予算的にはわかるけれども、いきなり予算で減るといふ数字といふのはどういうふうに理解したらいいですか。

○松村福祉総務課長

最近の増減といひますか、減少といふものを勘案して、推計したものでございます。以上でございます。

○土橋委員

保護率を見てもみますと、光市の平成29年度の保護率といふのは8.7%なんですね。全国は16.7%になる。山口県の保護率は11.1%です。これは、光市は山口県のどのぐらいの位置にいるのか、13市のところで答えていただきたい。

○松村福祉総務課長

光市の順番ですけれども、県内では宇部市、下関市というところが高く、防府市、柳井市が低いんですけども、本市は7番目、ちょうど真ん中の状況でございます。

以上でございます。

○土橋委員

何年か前ぐらいから、一般財源配分方式という形で予算を決めていくんだと、そのことと今回の保護世帯のこの数字とは何か関連があるんですか。

○松村福祉総務課長

扶助費につきましては、一般財源配分方式の枠の中に入れておりませんので、それとこれとは別物でございます。

○土橋委員

保護費の開始状況だとか廃止状況を見てみますと、いくらか申し込まれて、そして申し込む人、あるいは辞退した人というのがあるんだけれども、辞退をするというのはどうというような人が辞退をするんですか。

○松村福祉総務課長

保護を辞退されるというのは、ほとんどございません。就労等によって収入がふえたりして、保護の対象にならなくなるというのがほとんどで、辞退されるというのは年に1件あるかないかというところでございます。

以上です。

○土橋委員

じゃ、死亡のためというようなものというのは少なく、仕事に行くようになったから廃止をすると、本人の申し入れですか。

○松村福祉総務課長

すみません、説明が十分でございました。平成29年度の廃止が37件ございますが、これのうち死亡で廃止になったのが17件でございます。それから、収入の増加によるものが8件、こういったところが主な要因となっております。失踪等によるようなものがあれば、いわゆる辞退という取り扱いをしたりすることはございますけれども、通常、生活基準を下回っておれば、辞退というので申し出されるケースはほとんどございません。

○土橋委員

85ページに、社会福祉協議会の補助金として4,930万円が出されていますけれども、これは4,930万円が全ての補助金としてという認識でよろしゅうございますか。

○松村福祉総務課長

補助金といたしましてはこれが全てですけれども、市のほうから社会福祉協議会のほうにお支払いする費用ということであれば、これ以外にも事業の委託料であったりとか、介護、障害のサービスを受託されていますので、そういったものの法定給付分、こういったものがございます。

以上です。

○土橋委員

全部でいくらぐらいになるわけですか。

○松村福祉総務課長

法定給付分は、今ちょっとすぐには出てこないんですけれども、社会福祉協議会の委託事業ということで言いますと約4,000万円程度、市から社会福祉協議会にお願いして

おります。

○土橋委員

ということは、あれこれ言わんで、大体9,000万円から1億円ぐらいは社協のほうに金が行っているというふうに理解しちよっていいですね。

○松村福祉総務課長

はい、お見込みどおりでございます。

○土橋委員

それと、これはちょっとよくわからないので、21ページに国庫負担分として、生活困窮者自立相談支援事業負担金というのが854万円ですか、載っているんですが、これは社協の何かとは関係ないんですか、別物ですか。

○松村福祉総務課長

生活困窮者自立相談支援事業というのが、113ページの1段目の下側、生活困窮者自立支援事業1,001万9,000円、こちらの事業費の国の負担分、4分の3の負担になりますが、このうち自立相談支援事業委託料958万7,000円、こちらのほうは社会福祉協議会に対する委託料でございます。

○土橋委員

よく福祉の関係で言うと、貧困世帯とか、生活困窮者とか、何かそういう言葉がしょっちゅう出てきますけども、お聞きしてみたいんですが、今ここに言いました生活困窮者の定義というのは御存じですか。

○松村福祉総務課長

この事業で申します生活困窮者という部分につきましては、借金であったりとかというものも含めて、たちまち手元に消費できるお金がないというような方が対象になっているところでございます。

○土橋委員

生活困窮者というのは、早い話が生活保護の全ての決まり事にある人ですよ、数字的に。貧困世帯というのは、いじわるなことは余り聞きたくないけども、だからそういうようなことは頭に入れて、大変御無礼だけれども、相談者と話をしてもらいたいというふうに思います。

それと、社会福祉協議会にこういうふうなパンフレットがあるんですが、これを見ますと、とにかく何でもいいけ相談してくれと、気軽に相談してくれという前提で、家賃が払えないとか困っちゃうとか、あるいは生活に困っている、仕事が見つからないと、将来が不安だと、家族のことで悩んでいるというような、これだけじゃないんでしょう

けども、これ以外にあるんですか、相談事というのは。

○松村福祉総務課長

寄せられている相談ということでありまして、29年度の主要施策の成果で御紹介させていただいている部分で言いますと、御本人さん等の病気や健康、それから障害に関することであったりとか、債務に関すること、仕事上のトラブル、ひきこもり、不登校、DV、虐待、こういったものの相談も寄せられているところでございます。

○土橋委員

相談件数は、私はそれをちょっと見ていなかったもので、相談件数は総数がどのぐらいあったんですか。

○松村福祉総務課長

相談件数ですけれども、29年度は人数で言いますと49名の新規相談者がございます。それと、相談の内容といたしましては、123件の御相談をいただいております。

○土橋委員

1年間の中で、49人の人が相談に行っただと。その中には、家賃のことだとか、生活のことだとか、仕事のことだとかというのが123件あったという認識でいいんですか。

○松村福祉総務課長

すみません、今、手元には新規相談件数が49件というものしかございませんので、申しわけないんですけれども、当然、継続して相談に乗らせていただいている相談者の方もございますので、そういった方の分も含めて123件という状況でございます。

○土橋委員

じゃ、常連さんもおるとのことだ。

○松村福祉総務課長

ずっと長く抱えるということは余り好ましいことではないので、何らかの支援をして、どこかの時点でそういった部分、相談者の方の課題が解決した時点で、できるだけ一旦支援のほうを終結させていただきながら、また何か困ったことがあれば御相談くださいというような対応をいたしておるところです。

○土橋委員

社協の委託をした自立支援の部署と、さっき言われた生活に困っているというふうな相談ももちろんあるわけですがけれども、さっき言われた当初予算から既に前年度の世帯を下回っているというようなことを考えてみると、生活に困っているとかなんとかというのはここにあるんだけれども、この制度は生活保護に行く手前で、そっちはだめよ、

こっちに来んさいというような形での抑止力になっているんじゃないんですか、これは。

○松村福祉総務課長

制度の目的の中に、そういった部分というのも当然ありますけれども、そうした中でも、どうしても生活が立ち行かないという方については、こちらの相談から生活保護につないだものもありまして、29年度で申しますと、生活保護の適用をされた方が7名いらっしゃるといふ状況でございます。

○土橋委員

社協は場所的には2階なんですよ。生保の関係は1階なんですよ。そうすると、市民は、1階でも2階でもいいんだけど、最初からここに行くとは思えんのですよ。これは私が思うだけの話であって、生活保護のほうに行くと思うんですね。生活保護のほうから上に、言い方はちょっと表現が正しくないかもわからんが、生保から上に、1階から2階に回すというのはあったですか。

○松村福祉総務課長

日ごろからお互いに連携しながら業務等を行っておりますので、当然、こちらの困窮者の相談のほうから生活保護に回って来ることもありますし、生活保護の相談に来られた中で、所持金等がある場合には2階といいますか、生活困窮者の相談の窓口を御案内したりというケースはございます。

○土橋委員

社会福祉協議会には、会長さんというんですか、がおられますけれども、会長さんというのは、何か話を聞くと、そんなに恵まれたような金銭的なものはもらっていないみたいなことをよく聞くんですけども、あれはボランティアとしてお願いをしているのか、それともほかに何かあるのか、どういう位置づけで会長さんという人を任命しているのか、その辺をちょっと聞いてみたいと思うんですがね。

○松村福祉総務課長

社会福祉協議会の会長さんでございますが、当然、理事会等において選任をされて、会長につかれているというところでございます。業務とすれば、会を代表するというようなところになろうかと思えます。

それから、ボランティアかという点につきましては、定款のほうで、これはホームページ等で公表されておりますけれども、5万4,600円の月額報酬が出ておるといふ状況でございます。

○土橋委員

光市の人口にも関係をするのかもわかりませんが、下関市は何ぼですか。

○松村福祉総務課長

申しわけありません。他市の状況というのは把握しておりません。

○土橋委員

私が持っているんですよ。下関市が10万円ですね。阿武町なんていうのも10万円ですね。だから、社会福祉協議会の果たす役割というのはそれはそれなりの、本来ならあいぱ一くでやらなきゃならんようなことも含めて、えらい大事なものをやりよるけれども、これはいつごろから5万4,600円なんですか。

○松村福祉総務課長

申しわけありません。いつごろからかというのは、私のほうで把握しておりません。

○土橋委員

先ほども言いましたように、社協に委託をしている自立支援相談というようなものが生活保護を抑圧するような、そういうふうに見られるような状況だけは避けてもらいたいということを要望して、私の質問を終わります。

○河村委員

今の自立相談支援事業でございしますが、958万7,000円の中身と申しますか、恐らく人件費になるんだと思うわけですが、何人分の人件費が入っているのか。

それから、当初はお一方ほど、自立支援相談員というような形で嘱託の方がおられたんですけども、その方は要は生活保護にならないためにということで、いろんな地域の情報を集めるような活動もされておったんですが、さっきからのお話を聞く中で、何か生活保護を受けておる方をそうではないような方向を出そうとしておるのか、何かちょっと中身がよく理解できないところがあるので、もう少し詳しく御説明いただけますかね。

○松村福祉総務課長

事業の概要と申しますか、どういった形かということですが、生活保護にあくまでも至る前の生活困窮者が抱えられているいろんな生活、就労、教育などの問題に相談に応じて、情報提供であったりとか、助言を行うというものが事業で、生活保護を受給されている方を対象とした事業ではございません。

それで、職員配置につきましては、現在、正職員が2名と臨時職員が1名ですが、正職員は今回の費用の中ではそれぞれ2分の1ずつということで、ほかの業務と兼務をされておられます。

以上です。

○河村委員

助言をするということで、要は相手は、助言をする人はどうやって見つけてくるの。

○松村福祉総務課長

窓口も開設しておりますので、社協だよりのほうでそういった事業をやっているというように紹介されていますし、現状で申しますと、社会福祉協議会のほうで民生委員さんへの事業の紹介をされたり、地区の福祉委員さんの研修でそういった事業をPRされたり、それぞれの各地区の福祉委員さん以外の会合等にも出向いてPRをするなどの、アウトリーチ型と言われる取り組みも進めているということでございます。

○河村委員

社協だよりにないことはなかったと思います。民生委員とか福祉委員、私もずっと何年も福祉委員の研修会に出りますけど、そんな話はなかった。何年前やったですか、3年ぐらい前に、初めて自立支援相談員になられた方が1回ほど話を聞いたことがあるんですけども、どうもこのところそういった外へ対しての活動が見れない。わかりますかね。要するに、内向きの中で、要は実績づくりのための活動のように見えなくないんです。

もう少し、一般のところへ、こういう自立相談支援事業というのが広まっていかなければいけないんじゃないかと。結構、私の周りだけでも、ひきこもりのような方とか、最近多いんですよ、ものすごい。元気なのに仕事をしていない、中には生活保護をもらいよる方もいらっしゃる。

だから、そのあたりのところをひっくるめて、生活保護にならないようにということですから、要は所得で言えば、それが低い方もたくさんいらっしゃいますから、そういうところで少しアクションを起こすとか、あるいは全くひきこもりの場合は所得がありませんから、そうは言っても生活実態といいますか、食事はちゃんとしよるわけですから、そのあたりのところのアクションが私は必要なんだと思っているんですけどね。

民生委員さん、福祉委員さん以外にも、何か活動でやっていることとかというのはないんですか。

○松村福祉総務課長

現状で、社会福祉協議会のほうとお話をさせていただいている中では、先ほど申し上げたような取り組みが中心ということでございます。確かに、おっしゃるように、本当に必要な方のところに届けたいという思いはありながら、税の情報をピンポイントで使うというわけにもいかないんですけども、やはり一番地域の方がこういった生活に困られている方の情報というのはつかまれているんじゃないかと思います。民生委員さん中心ということにはなってしまうかもしれませんが、そういったあたりで気になる方の情報はお寄せいただくというようなことについて、改めて社会福祉協議会のほうと検討もしてまいりたいと思います。

○河村委員

それで、85ページの先ほどもありましたが、社会福祉協議会の4,930万円、収益外の

人件費だと、こういうお話をされたんですね。それ以外にも、委託事業で4,000万円程度だと。高齢者の要は活動支援といいますか、地域福祉活動というんだったのですか、たしか社協にお願いをしてやっていたいているわけですが、もう少し我々にも活動の中身、9,000万円ぐらいのある意味で言えば市からの助成が出ているわけですから、その中身について詳しくお知らせを願いたい。

○松村福祉総務課長

社会福祉協議会の収益事業以外の活動という部分についてでございますが、主な補助金の対象となっている人件費の方が主にやられている業務という範疇で申し上げますと、社会福祉法人の経営関係の業務、理事会であったり役員会であったり、あとは会計事務、それから職員管理、福利厚生、こういったあたりのものと、今、委員さんのほうがおっしゃられたような地域福祉関係の業務というところで、ふれまちトークであったり、福祉の輪づくり運動、ボランティア活動の推進、心配事相談、無料法律相談、地域権利擁護事業、それからふれあい健康フェスティバルの実施等々がございます。

以上でございます。

○河村委員

何と言ったらいいんですか、いろんな事業をお願いしている中で、できるだけ要は人件費に見合う事業というのが要るんだと思うんですね。そのあたりの開示をしていただいたらなど。

結構、中に突っ込んで一般質問等でさせていただいたことがありますが、地区の社会福祉協議会をつくったときには、要は会費を集めるというところで、元来、それぞれの地域でばらばらということもありましたけれども、300円の会費を取っている。そのうち、本来は200円が地域で、100円を社協にと、こういう話であったわけですが、それは当初設立をするときの条件というふうに私は捉えておりましたし、私の地域での会則の中にも、会費は地区の社会福祉協議会が取るんだと、こういう会則になっちょる。恐らく、その地域によって会則はばらばらなんだと思いますが、そういったものがいきなり赤字になったから配分方法を変えてくれということで、300円が100円、200円というのを150円、150円になった。

社会福祉協議会が赤字になるはずがないのに何でと、こういう話になるわけです。赤字になったというのは、わざと赤字にして、そういうことをしようとするのか、そのあたりについてはどういうふうに思っておられますか。

○松村福祉総務課長

会費と、それから事業の実施等に関しまして、社会福祉協議会のほうで団体として理事会等々、役員会等を開かれて決定された事項でございますので、私のほうで考え方等についてお答えするのは差し控えたいと思います。

○河村委員

それで、さっき言いましたが、人件費、それから委託事業で9,000万円ぐらいで、総予算がいくらかわかりませんが、ほぼ市が人員を含めて抱えておる、そういうふうに私だけじゃなくて恐らく見えているんじゃないかと思う。社会福祉協議会の実態ですよ。そうすると、いろんなほかの附帯することについても、行政の関与なしにはあり得ないということになりますので、もう少し踏み込んで指導といいますか、そういうことが必要なんだろうと思うんですよ。そのあたりについては、どういうふうにお考えですか。

○松村福祉総務課長

そういった部分も確かにございますけれども、法人格を有して、それぞれ適正な意思決定等をされての事業でございます。なかなか市のほうから、決定された部分について、さらに踏み込んだ指導等というのは難しい部分というのがありますことは御理解いただければと思います。

○河村委員

できましたら、決算書等をお示しいただけたら、もう少し活動内容、あるいは財務内容等についてお話ができるような気がしておりますので、今回でなくても6月の議会でもいいんですが、社会福祉協議会そのものの経営の中身についてお示しをいただくことは必要んじゃないかなというふうに思っております。

決算書だけぐらいだったら、どこからか集めてくることはできるんですが、議論をするためには御提出をいただいて、そこから議論を深めてみたいというふうに思っておりますので、よろしく願いしたらと思います。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

地域福祉活動計画の平成31年度の具体的な項目、要は予算がついた項目はどのような状況でしょうか。

○松村福祉総務課長

具体的に予算がついたというところがございますけれども、地域福祉活動計画というところがございますと、社会福祉協議会が作成した計画ということになりますので、直接的に市の予算とかかわりがあるものではございませんが、市の予算の中でもこれに関連する予算というのはついております。基本的には、全ての具体的な取り組みの中で、何らかの形で予算化というのはされているものというふうに理解しております。

○河村委員

市と一体となって社会福祉協議会が実施をする地域福祉活動計画だと、こう認識をしておりますが、市の予算と一体的に取り組むものだと理解しておりましたが、そうじゃ

ないんですか。

○松村福祉総務課長

一体的に取り組むものではございますけれども、直接的に市が予算化しているものというよりは、社会福祉協議会と連携して取り組んでいるというところで、物によって当然市のほうで予算がついているもの、それから社会福祉協議会のほうで予算がついているものということになろうかと思えます。

○河村委員

当初の活動計画によれば、結構総花的なというか、こういう予算がついて、こういう事業をするというところとはちょっと違う、こういうふうになったらいいというような形の具現化したものじゃないので、それを実施をするために、どういう行動、事業をするのかというのが大きな仕事だろうと思うんです。だから、平成31年度はどういう活動を想定しているのか。

○松村福祉総務課長

申しわけありません。現状、そういった視点での事業の取りまとめというものを行っておりませんので、お答えいたしかねます。

○河村委員

わかりました。市役所から要は人件費を出しちよるから、どうぞ人件費の中で、こういうことを想定されることをあなたらは好きにやっちょりんさいというふうを受け取れる。そこをやっぱりきちっと、こういう活動ということ予算化をすることが大事な作業なので、それを指導だと、こういうふうには捉えられるんですけど、そういったかわり合いがなかったら、今、何人じゃったですか、7人の正職員、それから三十何人の嘱託職員じゃったと思うんですけど、年間に10人近い人がやめるとか、あるいは、この間、不幸なことがあったじゃないですか。そのあたりのところは、ある程度は市の責任でもあるわけで、そのあたりの認識を持つか持たんかというところが大事なところなので、ぜひそういう認識で事業の組み立てそのものを指導していただけたらと思いません。

以上です。

○森戸委員

83ページの平和首長会議納付金についてお尋ねをいたします。

会議自体の年会費ということで、このお金を支払われていると思うんですが、平和首長会議自体に市長の出席というのは、例えば総会ですが、これは4年に1回ということだろうと思いますが、それらのところはどのようになっていますかね。

○松村福祉総務課長

平和首長会議のことですけれども、本市においては平成21年度から加入をしております。総会のほうは、これは2年に1回、広島市と長崎市で交互に開催されておりました。直近では平成29年の8月に長崎市で開催されております。こちらのほうには、これまで日程等の都合もございまして、市長のほうが出席したことはございません。

○森戸委員

会議に入ること自体、当然会の目的がありますから、その目的を達成するために会議に入っておられると思うんですが、平和首長会議に入られて、これまでにどのような活動をされてきたのか。平和首長会議では、加盟後の活動ということで、核兵器禁止条約の早期締結を求める署名活動の展開、平和首長会議原爆ポスター展など、平和行事の実施及び報告、未加盟の姉妹友好都市や周辺都市に対する加盟要請、国内の加盟都市会議総会への出席等があるんですが、そのような事例があるんですけれども、どんなことをやられてきたのか。

○松村福祉総務課長

委員さんがおっしゃるように、会議の趣旨というものに賛同いたしまして、平成21年度に加入をいたしたところでございますけれども、今、委員から御紹介のあったような活動について、具体的な取り組みというのはこれまでできていないというのが現状でございます。

○森戸委員

平和首長会議では、2017年の8月に長崎で総会を開催して、平和首長会議行動計画というものをつくっております。これは2017年から2020年の取り組みなんですが、その中にさまざまな取り組みがあります。先ほど述べたような形もございまして、青少年の「平和と交流」支援事業、平和首長会議原爆ポスター展の開催とか、平和教育の実施とか、さまざまあるわけなんですが、入っている限りにおいては、趣旨に賛同して入られたわけですから、そういう事業を展開していくことが私は重要ではないかと。戦後70年以上が経過をして、平和をどのように引き継いでいくかというのが一番のポイントだと思いますので、その辺のところは何かお考えがございましてでしょうか。

○市川市長

私が平和首長会議に加入させていただいたのは、私のこれは個人的な思いもたくさんあるからでありまして、しかしながら確かにその時期においては日程が重なって出られていないわけではありますが、日ごろの私の活動を見ていただくとよくわかるように、私は県内で唯一、いわゆる核兵器禁止、これをやめるということに対して、首長で私だけが早くやってくれということを言っているし、子供たちの平和教育、そのほかいろんなことで私自身の1つの色を出しているというふうに私は思っておりますし、今回の施政方針にも入っている、いわゆるサステナブル、SDGs、これに対する1つの取り組みもまさにそのことを意識しているわけでありまして、御理解を賜りたいというふうに思っ

ております。

以上であります。

○森戸委員

市長の平和に対する活動というものは、よく認識をしております。ぜひ、総会を含めて一度御出席いただきまして、また新しい情報の入手とか、発言も含めて、ぜひPRも含めてやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、95ページの総合福祉センターについてお尋ねをいたしますが、年間、修繕費等さまざまなお金が出ていくわけなんです、ここ自体、長寿命化計画についてはお考え等がございますかね。

○松村福祉総務課長

総合福祉センターの長寿命化計画ということでございますが、こちらの施設は平成13年に建設後17年が経過いたしております。大規模な修繕というものにはこれまでのところ至っておりませんが、年々、修繕箇所というのは増加しているという状況もございます。

現時点で、施設の長寿命化計画につきましては作成はしておりませんが、作成に当たりましては、専門的な知識であったりとか、専門機関への調査や委託というような経費も確保が必要というふうに考えておりますことから、現状におきましては、計画の作成の具体的な準備については進めていないという状況でございます。

○森戸委員

あいぱ一くは総合管理計画の中でも庁舎等の中に入っていると思いますが、庁舎関係の中でも非常に大きな施設だと思っておりますので、計画的に修繕をしていくとか、そういうところが場当たりの対応で無駄な出費を防いでいくといえますか、そういうところが一番のポイントだと思っておりますので、総合福祉センターだけではなくて、三島温泉も24年に建設されたばかりなんです、三島温泉、あとは東部・西部憩いの家も含めて、計画的な計画というんですか、修繕計画とか長寿命化計画に近いものを意識をして、維持管理に努めていただきたいと思います。

以上です。

○畠堀委員

私のほうから、2点ほどお願いします。

1つは、83ページにあります母親大会助成金で、本年度予算が6万2,000円ついております。これは昨年度の予算に比べて大幅に減額となっておりますが、この助成金につきましては事務事業評価の中でD評価ということで、廃止または完了という意向があらわされておるわけですが、このあたりの方向性について、今年度予算がついていること、今後の取り組みの見通しについてお伺いしたいというふうに思います。

○松村福祉総務課長

母親大会の補助金でございますが、核兵器廃絶であったり、ただいまの話の恒久平和というような活動を発端に、母親を取り巻く諸問題の解決を図り、福祉の向上を目指すという大会の趣旨を踏まえて、これまで助成をしてきたところでございますが、こうした中で、大会参加の費用対効果がはかりにくいということや、自主活動である中で、大会参加費のほとんどが補助金で賄われているというようなことから、事務事業評価においてD評価をしていたものでございますが、補助金の廃止につきまして、平成30年度の予算要求時に団体のほうと協議を行いまして、3年のサンセット方式により廃止したいという方針を御説明させていただき、御理解をいただいたところでございます。31年度6万6,000円が最後の予算となる予定でございます。

以上です。

○畠堀委員

今年度が最後ということで御理解しました。

あわせて、同じ趣旨の質問になるわけですが、89ページにあります障害者扶養共済制度の掛金助成ということで、こちらのほうも昨年度に比べて若干予算も減額されておりますが、同じように事務事業評価でDという評価になっております。こちらについてのD評価についての取り組みというか、方向性といいますか、進め方についてお伺いしたいと思います。

○松村福祉総務課長

障害者扶養共済制度掛金の助成についてでございますが、こちらの制度、障害者の保護者の方が加入されて、保護者が死亡、もしくは重度障害となられたときに、障害者の方に対して月2万円の共済年金が終身支給されるという制度でございます。

民間の保険が充実してきたりとか、保護者が亡くなった直後に障害者の方も亡くなったような場合には、掛金と比べて受け取られる年金の額が非常に少なくなるというようなこともありまして、加入者が年々減少してきておりまして、平成29年度末で補助金の交付要綱を廃止いたしております。その後につきましては、これまでに加入されてきた方々に対して、経過措置として補助金の交付を行っておりますことから、年々減少というような傾向となっております。

以上でございます。

○畠堀委員

経過措置として、どのぐらいの経過期間を設けておられるのかということと、実際に今10名程度の方が利用されているということですが、この方たちへのその辺の説明とかはされているのか、そのあたりのところの取り組みはどうか。

○松村福祉総務課長

現在、補助金の対象になられている方は5名でございます。加入をされていらっしゃる

る方については、10月現在で50名の方が加入されておられます。既に、掛金を払い終わられている方ということも含めてということになるかと思えます。それらの中でも、それらとは別に、既に年金を受給されている方が53名いらっしゃいます。

基本的には、補助金の対象となりますのは、新たに加入された方が対象となりますことから、関係団体等、障害者の団体等には状況等を御説明させていただいて、廃止の方向について御理解をいただいているというところで、特に対象とされている方、既に掛金を払い終わられて補助の対象から外れている方に対しての具体的な説明というものは行っておりません。

以上です。

○畠堀委員

状況を見ながら、廃止という形になるのかなというふうに理解しましたが、そのあたりのところ、まだ経過措置として、いつまでということは決まっていないうふうに考えてよろしいですか。

○松村福祉総務課長

失礼しました。基本的には、掛金が払い終わるまでの間は、加入されたときにはそういった助成があるということを前提に加入もされていらっしゃいますので、それまでの間は経過措置を続けてまいりたいと考えております。

○畠堀委員

既に加入されている方は、最後まできちんと助成していくということで理解いたしました。ありがとうございます。

○河村委員

今、続きで89ページの大和あけぼの園の補助金451万1,000円、今年度で最後だというような話があったんですが、今までの経緯もよく理解をしておりますが、今後についてはどういう状況になるんですか。まさかとは思いますが、ほかにも大和福祉会は施設がありましたよね。それについても、一応、旧来うちに、光にあります社会福祉法人と同じような取り扱いになるの。

○松村福祉総務課長

この補助金につきましては、従前、合併前の旧大和町のほうがこうした制度に基づいて助成をしております、法人のほうもそれに基づいた財政計画等を立てられていたということで、合併後も引き続き対象としていたものでございますけれども、今後、新しいものが出てきた場合には、当然、光市の他の法人と同じような取り扱いになるかと思っております。

○河村委員

83ページの戦没者の遺族援護事業ですが、戦後74年たとうとしておるわけですがけれども、基本的な考え方と、どの程度まで続けられるというふうにお考えか。

○松村福祉総務課長

戦没者の慰霊祭でございますけれども、慰霊祭のこと、援護事業のことですか。援護事業につきましては、慰霊祭の行事の参加の補助金でございます。基本的には、そういった事業を実施して、参加される方について助成を行っております、現状ではいつまで続けるというようなことを検討したことはございません。

○河村委員

参加というのは、市外とか県外とか、そういう話なんですか。

○松村福祉総務課長

防長英霊の塔慰霊祭事業の参加補助金ということでございますので、そちらのほうで慰霊祭が開催されるときに参加される方に対する補助金でございます。

○河村委員

それは、ここの連合遺族会補助金の中に皆入っているということなんですか。

○松村福祉総務課長

連合遺族会の補助金は、これは会の運営の補助金でございますので、そちらのほうは22万5,000円、それ以外に戦没者遺族援護事業補助金として4万円を計上いたしております。

○河村委員

連合遺族会の運営補助金に22万5,000円というのはちょっと理解が難しいんですが、何の運営ですか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○松村福祉総務課長

連合遺族会のほうの決算書で申し上げますと、事業費といたしまして、護国神社の隊員慰霊祭の費用であったりとか、市の戦没者追悼式の生花、それから総会の費用、あとは護国神社の大会に参加するバスの借上料等々でございます。

○河村委員

運営補助じゃないね。要は、旅費というか、バスの借り上げというか、そういったたぐいのものだと思うんですね。さっき生花というふうに言われたんですけど、本来、そういう生花のたぐいというのは自分らの会費から出すものだろう。ある程度、中身の選

択というか、しちよかんにゃいけんように思いますよ。だんだんに戦後時間がたっておりますから、従前の感覚から外れて、もう閉じていくところも結構出てきているので、そういったことも加味しながら、どこから指されてもお金がおかしくないという状況をつくっておくことが大事だと思いますので、そのように適切な運営をお願いしたらと思います。

それから、下段の低所得者援護対策事業、生活と健康を守る会補助金というんですが、低所得者援護対策事業なんですか、生活と健康を守る会というのは。

○松村福祉総務課長

生活と健康を守る会の事業の目的といたしますのが、生活困窮者、低所得者、障害者及び高齢者等の福祉や教育に関する各種制度の新設や改善について、国、県に対し要求活動・行動を行い、生活困窮者等の生活・健康の維持や権利の保障に取り組んでおられる団体でございます。こうしたことから、低所得者援護という目的で補助金を交付しているところでございます。

○河村委員

要求活動をしておるといふことと低所得者の援護対策事業とは、私にはよく結びつかないんですが、本来的な中身というのは新聞を発行したりしておるんじゃないの。

○松村福祉総務課長

直接、新聞というところではございません。会のほうの会議であったりとか集会の参加費用、それから講師の交通費、事務用品、電話代等が補助の対象になっております。

○河村委員

よくわからないんですが、電話代なんかも支援をするということは、市が丸抱えで、こういった事業をやってみたらということ、低所得者の援護対策事業になるというふうにお考えなんですね。

○松村福祉総務課長

申しわけありません。言葉が足りませんでした。今のは支払いの全般的な部分でございまして、会の決算でございまして、会費として78万円程度を徴収されておられます。そういった中から、ただいま申し上げましたような事業に充てているということで、丸々を市の補助金が負担しているという状況ではございません。

○河村委員

さっき言いました新聞というのは、どの程度中に入っていますか。

○松村福祉総務課長

新聞に関するものというのは、配布の手数料等という形で、収入のほうに10万円が計

上されているところでございます。発行の費用については、費用の中に含まれておりません。

以上です。

○河村委員

わかりました。本来の目的をしっかりとつかむ必要があるんだと、こう思います。実態を確認をしながら、適切な執行に努めていただけたらと思います。

終わります。

説 明：中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長兼高齢者支援課長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

93ページの災害時の要援護者の把握事業についてお尋ねをいたします。

この事業に関しては、ことしどのぐらいの目標を持ってやられるのか、今どのぐらいの進捗状況であるのかも含めて、災害を受けたわけですから、私としては例えば水害に遭った地域は把握を加速化させるといいますか、必要があろうかと思うんですが、その辺のところはどのように考えられますでしょうか。

○中邑福祉保健部次長

災害時要援護者の把握事業の御質問でございます。

今、この事業の中で委託料144万4,000円を計上させていただいておりますけれども、これは災害時要援護者の把握のための民生委員児童委員協議会の調査の委託料でございます。

支援を必要とする方の情報提供の同意者、地域のほうの支援団体等へ自分の情報提供をしてもいいですよという同意者につきましては、介護保険事業計画の中では、目標として32年度、要援護対象者の中の同意率というのを27%という形でお示しをしております。そして、29年度の要援護者の同意率で申し上げますと、約24%でございました。

今年度といえますか、平成30年度に、把握の調査のやり方につきまして、民生委員児童委員協議会さんとも協議を重ね、調査方法を改めました。その結果、今年度、今現在、同意率が約41%となっております。

ですから、同意率については、計画で目標としてお示ししています数字を上回っているという状況ではございますけれども、あくまでこの辺の成果につきましては、情報提供の同意をいただいて、いかに地域の避難支援の体制づくりにいかに生かされるかというところが重要であるかと思っております。そのあたりにつきましては、まだ詳細なところが把握できておりませんが、そういった体制確立に向けて、関係部署とも協力して、取り組みを今後進めていきたいと考えているところでございます。

○森戸委員

同意率が上がったというのは、やはり昨年の水害を受けてということなんですかね。

○中邑福祉保健部次長

要因については、詳細には把握はできておりませんが、実際、昨年の7月に大きな被害に遭ったというところも大きな影響をしているかと思えます。それと、先ほど申し上げましたけれども、調査の方法について、若干今まで手続的などころで煩雑なところがあった部分を、民生委員児童委員協議会さんとも協議をして簡略化したところも、1つではないかと考えているところでございます。

○森戸委員

昨年の水害で、島田川のへりといいますか、沿う虹川地域なんですけど、足が悪くて車椅子で、家が水没しそうになって、消防団も行けなくて、船で行くしかなかったんですけど、ぎりぎりベッドの上に乗って、何とか難を逃れたというようなことがありましたので、今このタイミングこそチャンスといいますか、名簿作成のチャンスであろうかと思えますので、特に水害の被害の大きかった光市北部地域なんですけど、県のほうでも重点の避難の地域に指定するかどうかわかりませんが、そういうエリアに入ってくるんだらうと推測されますので、要援護者の把握事業というのはとても大事に、避難支援体制の構築の目的のために大切なものになるかと思えますので、ぜひ関係機関と御協力をいただいて、力をぜひ入れて、人命を失わないというんですか、そのような状況になるために努力をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○河村委員

さっきの15ページの社会福祉費負担金の中で、入所者自己負担金と、過年度分というのも一緒に書いてあったんですけど、大体どの程度の実態なんですか。過年度分ということは、未収部分が結構あるんだらうと思うわけですが、その割合を含めて。

○中邑福祉保健部次長

過年度分の滞納状況についての御質問でございます。

対象者といたしましては、3名分でございます。滞納額の累計額といたしましては、約36万円の金額が今残額として残っているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

滞納者が3人ということでもいいですか。

○中邑福祉保健部次長

滞納にかかわる入所者が3名分ということでございます。

○河村委員

自己負担金の1,400万円というのは、何人分になるんですか。

○中邑福祉保健部次長

予算書上の1,400万円につきましては、31年度入所措置を予定しております39人分にかかわる自己負担金でございます。

○河村委員

93ページの下段の地域福祉施設整備事業ということで、今回、グループホームとミニ特養だったですかいね、じゃなかったんかいね、これは、繰り越しね。これは、今、国のほうはたしか補助金がなくなったんですかいね、県のほうだけかいね。その単価を教えてください。

○中邑福祉保健部次長

施設整備の単価の御質問をいただきました。

まず、開設準備経費につきましては、1床80万円の9床分720万円でございます。施設整備につきましては、1施設3,200万円でございます。

以上でございます。

○河村委員

ベッド数いくらというのじゃなくて、総額で3,200万円ということでもいいですね。

○中邑福祉保健部次長

そのとおりでございます。

○河村委員

その上段の高齢者福祉送迎事業委託料で、例のゆーぱーくに行く週2日の料金だろうと思うんですが、実態は余りなかったような気がします、どういう状況じゃったんですかいね。

○中邑福祉保健部次長

この事業は、昨年8月に開始をいたしまして、9月議会の委員会のときにも、当時の利用状況について御質問をいただきました。8月、9月につきましては、延べ人数で大体15人前後ぐらいの御利用でございました。今現在は、11月以降、そんなに大きく差はないんですけれども、毎月30名をちょっと切れるぐらいの利用状況となっております。以上でございます。

○河村委員

月8回で30人、四八、三十二で4人ぐらい、恐らく始まったばかりですから、まだも

う一年はとは思いますが、代替とかそういうものはないのか、よく見ていただきながら、検討をお願いしたらと思います。

それから、その下の高齢者就労事業でございますが、31年度の要は何人という計算式でございましたか。

○中邑福祉保健部次長

報償費につきましては、月当たり58人を見込んでいるところでございます。

○河村委員

結構、最近、この周辺、あるいはそういう人たちが拠点にしておるところの周辺、このところきれいになっていまして、そういう意味じゃ少し効果があるなどは思わせていただいたので、そういうことが長続きするように、ぜひ続けていただけたらと思います。

それから、12月にその図書館のところの事務所といいますか、話をしましたよね。その後の経緯がわかれば。

○中邑福祉保健部次長

図書館のところの事務所の建物については、建設部のほうで管理をしていただいておりますので、私どものほうでは状況についての詳細な把握はできておりません。

以上でございます。

○河村委員

建設部は、それは建てたのかもわからんけど、要は賃料をどうしたかとか、そういうたぐいのお話。

○中邑福祉保健部次長

事務所の場所につきましては、土地のほう教育委員会で管理しておられますし、建物については建設部が管理しておられますので、それぞれの所管の課で協議が進められているのではないかと理解しております。

以上でございます。

○河村委員

実体的には建設部のほうで采配を振るってやられておるわけですが、現実的にはお金はここで出ているわけですよ。だから、そうすると、要は収入に見合うほどのものがなかったら出せないということにもなりますから、就労事業をする中で、高齢者就労事業管理委託料なるものも出ているわけじゃないですか。そうすると、賃料等についての話はどういうふうになっているのか、把握をしていないほうがおかしい。

○中邑福祉保健部次長

先ほど申し上げましたように、実際のところ、福祉保健部のほうで把握をしていないのが現状でございます。今後については、必要に応じて、関係所管とも情報を共有していきたいというふうに思います。

○河村委員

要は、なぜ把握をというか、もしも必要なものなら出さんにゃいけんのかもわからん、お金を。だから、そういうことも含めて、きちんと整理をしてちょうだいよということですから、お願いをしたらと思います。

以上です。

説 明：西村子ども家庭課長 ～別紙

質 疑

○土橋委員

歳入のところでありましたように、幼児教育の無償化で、国からの金がありますけど、そのことについてお尋ねをしてみたいと思いますが、安倍政権が2017年の総選挙で掲げた幼児教育の無償化、これを19年の10月からスタートさせることが決まったわけがあります。

総理大臣は、19年の年頭の記者会見でも、いただいた消費税を全て国民の皆様にお返しするレベルの対策を講じるというふうにおっしゃられたと、具体的にはどのようなレベルのものなのか、その辺のところをお聞きをしてみたいと思います。

○西村子ども家庭課長

幼児教育・保育の無償化について、まず制度の概要を御説明いたします。

こちらの制度は、目的といたしまして、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、それと生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性という観点から制度設計したものでございます。

財源といたしましては、平成31年10月から消費税の引き上げによる財源を活用いたします。負担割合といたしましては、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1、平成31年度は、全額、国の負担でございます。先ほど歳入で御説明いたしました地方特例交付金8,442万4,000円でございます。対象でございますが、3歳児から5歳児までの幼稚園、保育園、認定こども園に通う児童、それとゼロ歳から2歳児の住民税非課税世帯の保育園等に通う児童でございます。

以上でございます。

○土橋委員

こればらっと言われたので、よく理解ができないところもあるので、もう一度聞きますけども、無償化になる前、つまり今は3歳児から5歳児までのところでは、どこの階層であれ保育料プラス主食費は、全ての利用者が払っているという、そういう認識でい

いんでしょう。

○西村子ども家庭課長

給食費につきましては、3歳から5歳まで、主食費については、委員の仰せのとおりです。

○土橋委員

私が持っている光市の保育料の表には、所得割課税が13万3,000円未満、その下に保育料が書かれて、その下というより、これですね。これでは9万7,000円未満のところがある。今度無償化になったら、保育料は書かれていないけども、これはあくまでも3万4,000円、2万8,000円がこれは上限だというふうに考えてもいいんですね、保育料は今現在。

○西村子ども家庭課長

市の表で言いますと、Dの22とDの21というのがありまして、その間が今回の境になります。年収ベースでいきますと、360万円でございますので、2万7,000円と2万6,000円が残る方はおられます。

以上でございます。

○土橋委員

残る方というのは、どういうふうに理解したら、つまりこれは今まで言うたことと全く話は違うんでしょう。今は2万7,000円だとか3万4,000円だとかのところは、これは今は払っているんだ。それで、これが無償化になると、年収360万円未満相当の世帯と、あとは生保所帯だとか、ひとり親だとか、非課税だとかというのはありますけれども、副食費は免除をされると、今度は無償化になると。

○西村子ども家庭課長

保育園、幼稚園の給食の考えでございますけども、保育園、幼稚園の3歳から5歳までの食材費は、主食費、副食費ともに、施設による実費徴収が基本でございますが、委員が仰せのとおり、今言われた世帯は給食費を払わなくてもいいということでございます。

○土橋委員

しかしながら、ゼロ歳児の幼児については、無償化の対象は住民税非課税世帯に限定ということでありまして、3歳から5歳児のように、ひとり親や生保世帯等々は対象になっているんですかいらないんですか。ゼロ歳児ですよ。

○西村子ども家庭課長

住民税非課税世帯ということでございます。対象になっております。

○土橋委員

なっている。わかりました。

ゼロ歳児から2歳児については、無償化の対象は住民税非課税世帯のみに限定されているけれども、これさっき言ったように、ひとり親や障害児は対象になるんですね、もう一度確認しますけども。

○西村子ども家庭課長

対象になります。

○土橋委員

ここで私聞きたいのは、3歳児から5歳児までは無償化の対象になるんだけれども、2歳児になると、対象にならないという、その理由は、国は何ち言いよるんですか。

○西村子ども家庭課長

国の制度設計において、所得の低い世帯に対し、保育料の負担軽減を図ったという点で、ゼロ歳児から2歳児までの非課税世帯の保育料は、今回3歳から5歳に加えて範囲を拡大していると、このように解釈しております。

○土橋委員

今の現状の保育料は、一番高い人で一月8万円ですよ。だから、8万円じゃから、これはゆとりがあるというふうな認識なんではないかな。

○西村子ども家庭課長

この階層区分は、所得に応じて応分の負担をしていただくというものでございますので、委員仰せのとおりです。

○土橋委員

財政負担ですけども、無償化に係る費用は、新年度は全額国庫負担ということでありますけども、その後ずっと国庫負担じゃないわけですね。どうなるわけですか。

○西村子ども家庭課長

先ほども御説明いたしましたが、この10月からの半年分につきましては、国が全額負担いたします。来年度からは、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1の負担ということになります。

○土橋委員

20年以降は無料化に係る費用は、地方負担分の全額が基準財政需要額に算入されると、地方消費税の増収分で足りない部分は地方交付税で措置されるということらしいんです

が、変な言い方ですけども、間違いなく入ってくるんでしょうかね。

○西村子ども家庭課長

詳細については、具体的な数値というのは聞いておりませんが、地方交付税、地方消費税等で含まれるというふうには伺っております。

○土橋委員

無償化によって、これまで独自で行ってきた軽減措置などが結論的には浮くことになるんじゃないんですか、計算上は。

○西村子ども家庭課長

国の基準に比べまして、市のほうが独自で負担をしておったということでございますので。

○土橋委員

そうですね。

○西村子ども家庭課長

はい。

○土橋委員

その金額は大体どのくらいだったんですか。

○西村子ども家庭課長

29年度で主要施策の成果で申し上げますと、1億7,712万5,000円が保育料の光市独自の軽減分でございます。

○土橋委員

今うっかり聞いちゃったんですけども、光市がこれまで独自に行ってきた軽減措置分がそんなにありますか。

○西村子ども家庭課長

はい。1億7,700万円程度でございます。

○土橋委員

1億円ちゅうのは、ちょっと。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○土橋委員

今の軽減措置分をめぐっては、ちょっと私ももう一つわからんところがあるので、後に、今日じゃないにしても、はっきりさせたいというふうに思います。

ただ、保育料の無料化の財源というのは、もともと保育料そのものというのが逆進性のある消費税なんですね。消費税そのものが。保育料は既に所得に応じた傾斜配分がされているわけですから、低所得層では増税による負担が無償化の配分を上回って、負担軽減どころか負担増になるような気もするわけですよ。

ですから、私が最後に言いたいのは、さっきも言いましたけども、独自に1億円何ぼあれしているんだったら、独自で行ってきた軽減措置の使い道、施策拡大に充てるように強く、強く要望して、質問を終わります。

○萬谷委員

それでは、予算書の103ページのまず乳幼児・子ども医療費助成事業の件で、実際に予算がどのぐらい増加したのか、そのうちで国県支出金、補填される金額、光市が出す増加した分、よろしければ教えてください。

○西村子ども家庭課長

まず、今回の拡充というか、無償化の部分でどれぐらい拡充したかということですが、年間ベースで1,900万円、拡充分、今回は半年分でございますので944万2,000円でございます。こちらの拡充分の財源は、全て市費となります。

以上でございます。

○萬谷委員

はい、了解いたしました。

先ほどの説明で、8月1日からという御説明があったと思うんですが、8月1日になる理由というのは、特にあるんでしょうか。

○西村子ども家庭課長

この乳幼児医療費助成制度がもともと県との共同事業で、その年度更新が8月1日であるということ、それと税の確定が6月に所得が確定されますので、8月から変わるということでございます。

○萬谷委員

はい、了解しました。先日も申したんですけども、大変評価しております。その上で、またさらなる所得制限の撤廃の拡大が行われることを僕は希望しておりますので、よろしくをお願いします。

それでは次に、105ページ、こっちの予算説明資料のほうの25ページになるのかな。真ん中あたり児童扶養手当支給事業なんですが、これは4カ月ずつ、年3回を2カ月ずつの年6回になるということで、そのような声が大きかったのか、それとも光市だけの

判断なのか国としての判断なのか、その辺お教えてください。

○西村子ども家庭課長

児童扶養手当の支給でございますが、今までは年に3回、4カ月をまとめて支給しておりました。これは国の統一の制度でございます。

それで、全国的な要望として、まとまったお金をいただくと家計の管理がしにくいか、そういった意見がありまして、このたびの児童扶養手当法の改正により、今年の11月より3回が年6回に変わるものでございます。

○萬谷委員

はい、了解しました。国のほうでというふうになっていました。児童扶養手当もありますが、児童手当のほうも4カ月に1回なので、そちらのほうもぜひ、市だけではちょっと判断できないかもしれませんが、その辺の要望のほうもすくい上げていただきたいなと思っております。

それでは次に、これこっちでいきますね。説明資料のほうで24ページ、下段のほう、官民協働による無料子育て情報誌発行、これ予算が7,000円というふうに出ています。どのようなものを考えているのか、お教えてください。

○西村子ども家庭課長

官民協働無料情報誌についてお答えいたします。

こちらは子育て情報誌「チャイベビ」の全面改訂版として作成するものでございます。こちらは、冊子作成に賛同してくださった企業からの広告料をもとに、業者が無料で作成するものでございます。編集や製本は業者が行いまして、市は掲載する内容を決め、写真や原稿を用意することで、協働して発行する仕組みとなっております。

今回の予算の7,000円でございますが、この冊子の中に、子どもの誕生カード事業を組み入れるということで、そちらのほうのPRのチラシの用紙代ということで7,000円を上げさせていただいております。

以上でございます。

○萬谷委員

はい、了解しました。

それでは、そのままその下、子育てサポーター事業ですが、平成31年度から補助対象期間を拡大というふうに書いてあります。その背景、それと予算の財源、一般会計なのか、その辺、そのあたりも含めてちょっとお願いします。

○西村子ども家庭課長

子育てサポーター事業は、まず制度の目的が保育士の確保が非常に難しいということと離職防止ということを目標にいたしまして、保育士の負担を軽減するために、地域の高齢者や子育て経験者等の子育てサポーターを活用し、働きやすい職場環境を整備する

ものでございます。

保育士のどのような点を負担軽減するかといいますと、子育てサポーターは実際の保育には携わることができませんので、洗濯とか、掃除とか、給食の配膳とか、そういった周辺業務を担ってもらってものでございます。

また、保育士不足が、保育士を確保することがなかなか難しいということで、この制度が活用されましたので、期間が拡大したということでございます。

また、先ほども言いましたけども、前年度同月に比べまして保育士の数とか、その他の職員の数がふえている場合は、国の制度を活用することができまして、財源といたしまして、国、2分の1、県、4分の1、市、4分の1で9万円の給付が受けられるということでございます。

○萬谷委員

はい、了解しました。

以上で終わります。

○畠堀委員

105ページの自立支援教育訓練給付金というものが上がっておりますけども、これについては、前年に比べて予算が増加しておりますが、その内容についてお伺いしたいのと、この事務事業評価の中ではB評価ということで、実施手法の改善ということテーマに上げておられますが、このあたりを次年度に何か反映されているものがあるのか、そのあたりについても教えていただけたらと思います。

○西村子ども家庭課長

自立支援教育訓練給付でございますが、こちらはひとり親家庭の父母が就業を目的とした資格等を修得するために、雇用保険法に規定する教育訓練講座、医療事務、ヘルパー等を受講する場合に費用の60%を限度に給付するものでございます。平均受講料が12万円の60%を計上しております。これは給付率が20%だったのが60%に変更になったことによるものでございます。

○畠堀委員

内容については、わかりました。内容は充実しているということで、予算額もふえたということなんですけども、事務事業評価の中でBとなっておりまして、実施手法の改善というのをテーマに掲げておられるようなんですけども、そのあたりは何か改善、今回反映されるようなことが何かあったのか、今後の取り組みなのか、あれば教えていただけたらと思います。

○西村子ども家庭課長

特にはございませんが、ちょっと利用しやすい制度にしようということで、検討したいということでBとさせていただきます。

○畠堀委員

はい、わかりました。じゃ、また検討して、いい案が出たら、また御紹介いただけたいと思います。

すみません。あわせまして、同じく105ページのひとり親家庭新入学児童学用品給付費ということで、これについては、先ほどランドセル15人分ということでお話がありましたので、1人当たり大体2万円ぐらいのものの提供になるのかなというふうには理解いたしましたが、これについても同じように事務事業評価の中で見直しということで掲げられております。こちらのほうもCで掲げられておりますけども、このあたり今後何か変えていこうというふうにされているのか、今後、既に今年度から何か反映されているのがありましたら教えていただけたらと思います。

○西村子ども家庭課長

こちらの事業は、市内の小学校、市外の特別支援学校に入学予定の児童に対しまして、ひとり親家庭等に対して支給するものでございます。それで、これは新入学時の経済的な負担の軽減等々ということで、この事業をしております。それが近年の情勢がランドセルの市場の変化というのがありまして、ランドセルが非常に高級化しております。8万円程度のものがあったり、色の選択が、いろんな色があったり、あと購入時期も通常、実は昨日、新入学児童のつどいを行ったんですが、これもランドセル市場が5月のゴールデンウィーク明けからスタートするとか、そういったものがございます。

また、最近、光市の今の試算では4万円分で15人ということで60万円ということで、価格で言うと、ランドセルの中ではちょっと低いほうの金額になっております。これが実態といたしまして、窓口申請に来られた方が、これだったらいいですと、おじいさん、おばあさんに買ってもらいますと言われる方がおられますので、ちょっとそういった面も含めて、本当にこの事業が必要というか、実になるものかどうかということで、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○畠堀委員

わかりました。先ほど私、2万円と言いましたが、よう考えたら4万円ですね。すみません。間違っておりました。

今、状況について伺いましたので、せっかく予算として上げている事業です。その目的として、本当に必要なかどうかなのか、受ける方がきちんとそれを享受できるようなものになるように、ぜひ早急に改善のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

○河村委員

107ページの上段、特定教育・保育施設運営事業で、地域型保育給付費の287万円、小規模だというふうに聞いたんですが、ちょっともう少し詳しくお話してください。

○西村子ども家庭課長

こちらは子育て新制度で、19人以下の保育事業所に対するものでございます。光市内には、今、事業者はおりません。

○河村委員

光市内にはないけども、287万円が出ていくの、どういうところに。

○西村子ども家庭課長

下松市等の事業所でございます。

○河村委員

ちょっとお尋ねしますが、東荷は、あれは保育園、幼稚園。（「幼稚園」と呼ぶ者あり）幼稚園。はどこに書いちゃうかいね。

○西村子ども家庭課長

東荷幼稚園に対する支出はございません。

○河村委員

子どもの、要は子育てが無料化になるということは。

○西村子ども家庭課長

東荷幼稚園につきましては、こちらの施設型給付費の中で支出をしております。

○河村委員

ここは保育所ということで、施設型給付費の2億3,368万円の中に入るとということ、今、幼稚園とか保育園という違いがあったわけですが、保育園と同じような形で整備をしていくということなの、保育園なの。（「幼稚園」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○西村子ども家庭課長

施設整備補助金のことですね。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

東荷幼稚園は、何か雨漏りもして、施設そのものが子どもたちの幼児教育に耐えられないというような話もちょっと聞いたんですが、そのような実態はない。

○西村子ども家庭課長

個人立でございますが、毎年監査には伺っております。施設が老朽化していることの認識はしております。

以上でございます。

○河村委員

だから、要するに幼児教育で子どもたちを預かっている中で、雨漏りがする等があって、そういう教育に耐えられないという話を地元の人から聞くんですが、そんなことはない、雨漏りがしたり、あるいは寒いとか、そういうことじゃない。

○西村子ども家庭課長

ちょっとそういった主観的なことは、ちょっと私のほうではお答えいたしかねますが、私どものルール上は運営できているというふうに考えております。

○河村委員

無償化をしようという話なので、要は規模が大きかろうが小さかろうが、きちんとした保育環境なり教育環境を整えてあげようと、こういう意思のあらわれなんだと、こう思うわけですが、大規模施設については、随分な改修作業をしてきましたよね。そういった小規模の施設については、どういうふうにお考えなんですか。父兄や地域からも要望が上がっているというふうに私は聞いたんですが、そういう実態はない。

○西村子ども家庭課長

以前ご相談に来られたことはございます。現在、個人立の幼稚園、保育園に対する助成制度が整っておりません。市といたしましては、法人化を図り、経理の透明化等を推進していただいた上で、そういった要望があり、市の計画に合うものであれば支援をしていきたいと、このように考えております。

○河村委員

何か聞くところによると、地域で1件当たり1,000円とか、そういった徴収をしておるというふうにも聞くわけですが、要するにさっきのところの外郭団体というか、外部の団体に対する指導という意味でいくと、要はこういう方向性にまとめてくれたらちゃんとした支援がいくんですよという指導、要するに受け身で、あなたらが言うてきたことがちゃんと合うちょら、そういうふうに上げよいいというんじゃないで、こういうふうな形をつくってくれたら支援ができるからという指導ができないんですかね。

○西村子ども家庭課長

ご相談があれば、法人化等へ、法人化の推進とか、そういったご相談ができると思います。実際、前回ご相談いただいたときも法人化されてはどうかというようなことは申しております。

以上でございます。

○河村委員

従前、さつき幼稚園を閉じたときに、幼稚園という名前が欲しかったという面もあったわけですね。本来なら保育園で、今わざわざ熊毛のほうまで送ったりせんでも、自分のところだけで完結できるような、そこそこの数はおったわけですから、そういうふうな何かご父兄の皆さん方のメンツにかかわるようなところでそういうことが起きているとしたら、何かうまく対応することで軽減につながるということが望ましいと思えますし、結構聞くところによると、お寺の何かバラックのようなところでやっているというふうにも聞いたりしたので、何かいい手だてがないかなというふうには思ったので、そのあたりのところについては、できれば積極的にご支援をしてあげたらというふうに思いますので、よろしく願いをしておきます。

それから、さっきの地域型保育給付費のところ、下松市でも光の子どもが行く分の応分の負担という意味なんですか、でしょう。

○西村子ども家庭課長

すみません。広域でそれぞれ下松から光に来る、光から下松に行く子というのがあります。そのこの保育園に対して光市の子どもの分について、その部分を施設にお支払いするというところでございます。

○河村委員

以上です。

○森戸委員

地方特別交付金についてなんですが、予算書の9ページの地方特別交付金ということで、無償化に対して8,400万円が国から交付金として入ってくるということなんですが、今年度限り。実際にどのぐらいの園児が光市で増えるのか、その辺はどのように見積もっておられるんですか。

○西村子ども家庭課長

無償化の対象児童ですが、3歳から5歳児の幼稚園、保育園の子どもが、ちょっと1,060人が増えるという意味じゃなくて、全体で、今回の無償化で1,060人が対象となるということと、ゼロ歳児から2歳児の住民税非課税世帯が40人、これは40人増えると。

以上です。

○森戸委員

今のは、市内の対象数ということですよ。

○西村子ども家庭課長

はい、そうでございます。

○森戸委員

実際にどの時点で園に対して応募といいますか入園といいますか、それはどのタイミングなんですか、もう既に入っているのか、それとも10月から無償化ということですから、その辺はどういう募集の仕方をするんですか。

○西村子ども家庭課長

保育園の新年度の募集は、既にやっています。そのままでございます。あとは随時入所してまいりますので。

○森戸委員

もう既に募集しているということですか、来年度の。（「はい」と呼ぶ者あり）なら数わかるんじゃないですか、対象者数が1,060だけれども、これだけ募集が来ているんだからというのはわからんか。

○西村子ども家庭課長

申しわけございません。把握しておりません。

○森戸委員

いや、既に募集しているのなら、把握はできるのかなと思うんですが、いや、その数によって保育士が民間にしても公立にしても足りないんであれば、どういうふうな策を打っていかうとか、そういうことで今回の子育てサポーターの拡充をされたりとか、そういうことがこの予算書にあらわれているのではないんですか。

○西村子ども家庭課長

その数、数量で、この子育てサポーターをやったというわけではございません。

○森戸委員

まあそうなんですが、例えば、じゃ子育てサポーターを増やされた、拡充をされたというのはどういう理由からなんですか。

○西村子ども家庭課長

施設から新年度は取り組みたいということで手が挙がったものでございます。

○森戸委員

施設というのは、公立、民間。

○西村子ども家庭課長

民間でございます。

○森戸委員

要は、想定されることとして幼児教育の無償化で、要は保育士が足りないということが預けられれば、いわゆる一般的には言われていることだと思うんですが、その辺はどのように考えておられるんですか、その影響といたしますか。

○西村子ども家庭課長

委員がご心配のとおり、保育士が不足する可能性があると思っております。

○森戸委員

いや、だから、それに対してどう対応をされるんですか、民間の支援策、また公立もそうなんです。

○西村子ども家庭課長

民間に対しましては、保育士不足を少しでも解消するということで子育てサポーター制度、それと私立の保育士を確保するというので、保育士を就労給付金、こういった形で支援してまいりたいと思います。

○森戸委員

そうですね。私もそうだと思うんですが、実際にこの子育てサポーター、民間の施設から要望が出てきたということなんです、実際にはこの制度自体はいつぐらいからできて、民間としてどのぐらい役立っているのか、その辺の声というのは実際のところはどうか。

○西村子ども家庭課長

民間の実際の声といたしましては、先ほども申し上げましたが、保育に掃除とか給食の配膳とか、そういった周辺業務にそういう方を活用させていただいて、実際保育に専念できるという点で助かっているという声を聞いております。

○森戸委員

はい、わかりました。

それと、保育士そのものの確保のために、要は移住といたしますか、移住という観点ではなくて、離職を防ぐ策といたしますか、この子育てサポーター以外に直接的に保育士なり園なりに移住型ではないところの検討というのもされてきたと思うんですが、その辺のところはいかがですかね。

○西村子ども家庭課長

そういった点もどのようにしたら離職がなくなるか、そういった面も検討したんですが、申しわけございませんが、ちょっといい案が浮かびませんでした。

○森戸委員

民間園というのは、相当悲鳴を上げているといいますか、有効求人倍率も保育士さんに限ってはすごく高いのではないかと思いますので、例えば柳井市だとかはホームページで民間の保育園、ここ求人募集していますみたいなのが張りつけてあったりとかするわけなんですけど、そういうもう少し民間への立場に立って支援をすることがここ1年というんですか、今までもだろうと思うんですが、大切ではないかと思うんですが、その辺のところはいかがでしょうかね。

○西村子ども家庭課長

委員の仰せのとおり、そういった提案を受けとめて検討してまいりたいと思います。

○森戸委員

よろしく願いいたします。

それと、103ページの一番下の周南里親会の助成ということで、里親会に対して2万2,000円の助成をされておられるわけなんですけど、今までも里親の件については質問をしてきたんですが、要は県内に恵まれない子どもたちということで、親がいなかったりとか、いたとしても、何らかの理由で一緒に過ごせていないという子供たちが600人以上いるというふうに言われているんですが、要は親のもとで暮らす、親というか、人のもとで、施設ではなくて、家族のぬくもりを知ってもらおうということで、この里親制度があるわけなんですけれども、要は里親になってくれる数自体が圧倒的に少ないということで、その里親制度、周知のために、今までに広報とか、ふれあい祭り以外でももっともっと周知が必要、啓発が必要ではないかということをお願いしてきたんですが、その辺については今年度といいますか、いかがですか、何らかの工夫がされていますでしょうか。

○西村子ども家庭課長

平成30年度に新たな取り組みといたしまして、児相の所長が市内の小中学校の校長会で里親制度の説明をさせていただきました。それに私どもとしては調整をさせていただいたというのが新しいところでございます。あとおっぱいまつりとか、そういった面で広報活動にお手伝いをさせていただいております。

○森戸委員

なかなか里親になるというのはすごい決断だろうと思いますので、なかなか数がふえていかないとは思いますが、お試しの夏季とか冬季とかに預かるファミリー里親ですか、名前忘れてしまいましたけれども、ふれあい里親ですか、そういうようなケースの周知をこれからも引き続きお願いをしたいと思いますので、回数自体をふやしていただきたいなと思いますので、広報にしてもよろしく願いいたします。

以上で終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○西村子ども家庭課長

先ほど畠堀委員のほうから、自立支援教育訓練給付金の増額の理由について、私どもが給付率が20%から60%というふうに申し上げましたが、今回は昨年度が2名分だったのが、今年度3名分に増えることによる1名分の増加でございます。すみません。おわびして訂正いたします。

③議案第1号 平成31年度光市一般会計予算（健康増進課所管分）

説 明：柏木健康増進課長 ～別紙

質 疑

○萬谷委員

それでは、何点か、予算書の119ページ、説明資料の27ページになります。

まず、妊娠を希望している女性等を対象に風しん予防接種費用に対する助成を実施と書いてありますが、対象者は、これは女性だけという認識でよろしいでしょうか。

○柏木健康増進課長

対象者は、妊娠を希望する女性、妊娠を希望する女性及び妊娠中の女性の配偶者、それから妊娠中の女性の同居者のいずれかに該当しまして、かつ風しんの抗体検査の結果、風しんの抗体が低いと判断され、風しんの予防接種を受けた人を予定しております。

○萬谷委員

では、これは国や県からの助成はあるのでしょうか。

○柏木健康増進課長

この対象者に対する助成事業は、市単独事業になります。先ほども申しあげましたように、県事業で無料の風しん抗体検査はあるものの、予防接種については全額自己負担となることから、予防接種の費用の一部を助成するものです。

○萬谷委員

はい、了解しました。

助成額はどのくらいになりますか。

○柏木健康増進課長

助成額は、風しん単独ワクチンを受けた場合に3,000円、麻しん、風しん、混合ワクチンを受けた場合に5,000円を上限として、いずれか1回限りで、助成額と医療機関に

支払った接種費用のいずれか低い額とすることとしております。

○萬谷委員

はい、了解しました。

それでは、同じく説明資料のその1個上、風しんに関する追加的対策というところで、去年風しんが大流行、特に年齢が高い人たちに流行したんですけど、こちらに関しては男性が対象なのか、そしてちょっと大きい3,800万円ぐらいついています、その財源はいかがでしょうか。

○柏木健康増進課長

委員仰せのとおり、昨年7月以降は風しんの患者数が増加しておりまして、患者の中心は30代から50代の男性で、5人に1人は風しんの免疫を持っていないと言われております。その状況を踏まえて、風しんの感染拡大防止のために速やかに対応することは極めて重要であることから、国が風しんの追加的対策として、抗体保有率の低い世代の男性、昭和37年4月2日から昭和57年4月1日の間に生まれた男性を対象に抗体検査、予防接種を市町村が実施することということが示されております。

そして、財源でございますが、抗体検査に係る費用は国庫補助金が2分の1ございまして、予防接種は9割の地方交付税で手当てされる予定となっております。

○萬谷委員

はい、了解しました。

先ほど37年でしたっけ、今30代の後半から50代半ばまでの方々が対象になるような雰囲気だったんですが、何でこれこの年代、まさに私もその真ん中におるんですけども、何でこの年代が抗体の保有率が少ないのか、ちょっとお聞かせいただければうれしい。

○柏木健康増進課長

女性につきましては、将来妊婦になる可能性の高い思春期女子にあらかじめ免疫をつけ、先天性風しん症候群の発生を防ぐとの考え方に基づいて、女子中学生を対象に昭和52年より風しんの予防接種が開始され、その対象者は90から96%の抗体保有率がございます。

しかし、接種機会の与えられなかった男性、昭和37年4月2日から昭和57年4月1日の間に生まれた男性を中心に風しんの抗体を持たない人が一定数存在しているという状況が続いておりまして、抗体保有率は79.6%と言われております。こうしたことから、今回の追加的対策の対象となっております。

○萬谷委員

はい、わかりました。積極的に私もじゃ検査をさせていただこうと思っております。じゃ、風しんに関してはオーケーです。

では、その27ページの上のほう、ちょっと自殺対策について、実際こういうふうに関

からのガイドラインというふうな説明がございましたが、全体的に自殺は多くなってきているのでしょうか。

○柏木健康増進課長

全国的には、減少しております。光市においては、横ばいの状態でございます。

○萬谷委員

横ばいという状況、国や県と比べていかがですか。

○柏木健康増進課長

平成25年から29年の5年間の平均値で申し上げますと、自殺の死亡率は人口10万対、全国は18.5、山口県は17.7、本市は14.7という状況でございます。

○萬谷委員

はい、了解しました。

最後に、これ計画というのは、どのような計画になりそうなのかだけ教えてください。

○柏木健康増進課長

この計画は、誰もが生きることの包括支援として、自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、自殺の防止対策を図り、あわせて市民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的に策定いたします。平成29年11月に示された国の自殺対策ガイドラインに基づき策定しまして、計画期間は平成32年度（2020年度）からの5年間で予定しています。

策定の流れとしましては、市町村自殺対策計画の手引きに基づき進め、自殺実態の分析は地域自殺実態プロファイルを活用いたします。また、平成30年10月策定の山口県自殺総合対策計画（第3次）を踏まえて進めてまいります。市民協議会や庁内会議の開催、パブリックコメントなどを行って、市民の意見を聞くとともに、関係機関の取り組み把握と連携を図り、進めてまいりたいと考えております。

○萬谷委員

了解しました。いいものができるように期待しております。

以上でございます。

○河村委員

115ページの牛島保健衛生事業ということで、指定管理料を238万7,000円ほど払っているということで、休日診療所のところも歳入がありましたよね。この衛生事業における診察代といいますか、それについてはどのようになっておりますか。

○柏木健康増進課長

この指定管理料は、収入は診療報酬等で収入を相殺しております。

○河村委員

それは。

○都野福祉保健部長

補足説明をさせていただきます。

今の診療報酬については利用料金制度を採用しておりますので、収入のほうは牛島衛生組合で収入されて、差し引き不足部分を指定管理料として支出しております。

○河村委員

とすると、いくらなの、その収入総額は。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○柏木健康増進課長

収入は診療報酬等、委託料を合わせて236万1,000円でございます。支出につきましては474万8,000円を見込んでおります。その差額が指定管理料となります。

○河村委員

支出の478万4,000円の中には何が入っているんですか、看護師さんと、それからどういう中身か。

○柏木健康増進課長

看護師や事務員、そして指定管理者の賃金、看護師等の渡航費用の船賃、それから社会保険料、あとは必要な医薬材料費、印刷製本費、通信運搬費、賠償責任保険料、医療廃棄物処理委託料等々でございます。

○河村委員

船賃という話がありましたが、何かお医者さんも普通の便に、定期便に乗せようかというような話だったけど、そうじゃない。

○柏木健康増進課長

昨年度よりチャーター船から定期便に変更しております、そこで今回予算を減額しております。

ただ、先生が急遽帰らなくてはならないような状況になったときのために、チャーター船代も確保しております。

○河村委員

はい、わかりました。

121ページの中ほど、健康増進事業の中に食生活改善推進員訪問活動委託料と、こういうのがあるんですが、この中身について教えていただいてもいいですか。

○柏木健康増進課長

これは市内にいらっしゃる食生活改善推進員さんが各地域で健康教室をする材料代であったり、それから食生活改善推進員さんがこちらで勉強をしたことを復伝活動等するような事業費でございます。

○河村委員

健康教室の材料費ちゅうのは、健康教室に参加される方は無料。

○柏木健康増進課長

市から1人当たり150円を補助しております。あとは自己負担となります。

○河村委員

はい、わかりました。この間もちょっとお話をさせていただきましたが、極力一般住民を対象にということであれば、それなりの加入促進といいますか啓発活動といいますか、そういったものをぜひ努めていただけたらと思います。

それから、休日診療所のところで、ちょっと聞いた話ではあるんですが、輪番の当番医は医師会のほうへお願いをしてということで、当初守田先生が来られたときには、地域の医師会と仲ようせんにゃいけんということで、いろんなことに積極的に取り組んでいただいたんですが、この間もちょっと病院のところでお話をする中で、要は最初の診断、初期診断は、収入の柱だというような話があって、そうすると、地元の診療所のお医者さんにすると、市立病院に、要は患者が行くと、帰ってこないということで、随分はお話も聞きましたので、休日診療所の運営事業というのは、ある意味で言えば、地元の医師会との交流事業ということにもつながるので、こういうことを通して病院の形態そのものを少し考えて、要は紹介がなければ診断をしないとか、そういうふうなどかかの時点で決断が要るんじゃないのかなと、要は医師会と仲ようにという条項があるから、当初、昔の休日診療所は、同じような輪番でありながら、診療所へ患者が行くという、要するに今日はあそこが当番医だから行きとらないとか、そういうふうなことがあったりすることで、休日診療所にまとめてやっていますが、今も少しそんな話をちょろっと聞くんです。

今日は誰が当番じゃろうとか、余り誰が当番というのを言わないので、とりあえずは行ってみようということにもつながっているんで、休日診療所の運営というものをもうちよっといろんな地域の声を聞いてみるとかいうことがあってもいいんじゃないのかなと、クリーンのときには、診察券がなくても一時的には診てもらえるような話はしましたけれども、もっと使いやすいといいますか、利便性が高くなると、そういったような利用方法ができればありがたいなど、そのことが診療所と病院と、うまく機能するよ

うな形につながってくると、もっといいなというふうに思うんですが、いかがですか。

○都野福祉保健部長

休日診療所の運営につきまして、委員御承知のとおり、休日診療所運営協議会というものを設置して、その中で運営に関する意見等も聞きながら改善を進めているということでございますので、そうした中で、今御提言があったような趣旨も踏まえながら協議会を開催して、改善してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○河村委員

以上。

○森戸委員

予算説明資料の28ページの上段のところ、大和地域民間診療所誘致事業がございます。これについては、昨年の決算で診療科目や対象地域、所管の変更について意見が出されておりました。その点については、予算を編成するに当たってどのように検討されたのか。

○柏木健康増進課長

当初からこの民間診療所誘致事業につきましては、大和総合病院の診療科の補完という視点で制度を設計しておりますので、現在のところ変更する予定はございません。

○森戸委員

検討はされたんですか、指摘に対して。

○柏木健康増進課長

状況報告と予算編成について、説明を申し上げました。

○森戸委員

予算編成について状況を説明したってどういうことなんですか。

○柏木健康増進課長

すみません。現在の状況を説明し、議員さんのご質問も含め、予算編成において協議いたしております。

○森戸委員

そういうことなんですが、そういうことであれば、今年度大和地域の今までの枠組みの中でどのような活動をされていくんですか。

○柏木健康増進課長

予算計上は昨年度と同様の金額なんですけれども、地縁等、着目したもので進めたいと考えています。光総合病院でも医師がなかなか見つからない。ましてや開業となると、もっとリスクが高くなるということでなかなか難しいのですが、いろんな方面から地縁、人の縁を通じて、どなたか地元に戻っていただく、近くの地元、近辺にご実家がある方などを紹介していただくなど対応しているところです。

○森戸委員

それは今までもそのやり方でやられたんじゃないかなってんですかね。成果が出なかったんで、そういう指摘だったと認識しているんですが。

○柏木健康増進課長

昨年度はダイレクトメールとか、いろんな方法で周知をしたんですけども、それでもなかなか見つからない。今の状況というのは、難しい中で、いろんなネットワークをお借りしながらやっていくしかないかなというふうに考えております。

○森戸委員

それはそのとおりでしょう。

はい、終わります。

○河村委員

さっき聞くのを忘れちゃったんですが、つるみ幼稚園跡地の話でございまして、今、不動産鑑定の中中だというふうにお聞きをしたんですが、当初から、要は海浜荘のつつじ苑がという話があって、つるみ幼稚園があったところは、結構ある意味で言えば、市内でも投資に値するぐらいの優良宅地だと思われるわけですけども、要は今の施設がセットでないといけないということについて、どうもちょっと腑に落ちんというか、例えばどっか別の地域でもそういう事業を推進することは可能なんだと、こう思うわけですが、今の不動産鑑定をかけて、それで受けたいという人がおってわけ。

○松村福祉総務課長

公募という形をとりますので、現状でどなたが手を挙げられるということは確認をいたしておりません。

○河村委員

一応その見込みのない中でということであるならば、そういう売り方をするんじゃないかと、もっと一般的に、あそこの結構広目の用地じゃたらこういうお店ができるというような売り方のほうが地域の活力にはつながると思うんですよ。何でそういう選択をされないのかというのがちょっと不思議でしょうがないんですが、何かそこで思惑があるんじゃないの。

○松村福祉総務課長

現状これまで幼稚園で管理していたということで、福祉保健部の中でその活用方法というのを模索をいたして、公有財産でございますので、他の部署での活用ということについても調整をいたしました。よその部署から手が挙がらずに、福祉保健部の中で老朽化した海浜荘の移転先をどこかに求めなければいけないということも重なっております。そうした中で、所有財産の活用という視点を含めて、つるみ幼稚園でつつじ苑の機能を継承していただく事業者を求めるという判断をいたしましたところでございます。

○河村委員

行政財産じゃから、行政財産として処分をしようという、こういう話に聞こえたわけですが、ほかにもいっぱい市の所有の土地はあるね。それはある意味で言うたら、管財のほうで積極的にそういう声かけをして処分をするということのほうがより効果が高いとはたから見ると思われるんですが、それをして行政財産として処分しよう、こういう話に移ったんですよ。

それは、不動産鑑定というのは、たしか鑑定料、金額の2%とか、余り安くない、鑑定料金そのものが。そういったことを考えたら、わざわざ鑑定士を入れて、もしも当てのない公募で売り方をする話なら、そうじゃなくて、あそこの土地は土地としてきちんと公募をかけて処分すると、いろんな業者が、あそこなら、あれだけの広さがあったらぜひお店をやりたいという方がおられるかもわからん。

そういったことで、地域の活性化につながっていくというふうに私には思えますので、今鑑定中だからということもあるから、余り水を差してもあれですが、そういう処分のほうが適当なように私には映りますので、ぜひそういった頭の中に入れておいていただいたらと思いますし、管財ともよく協議をしていただいたらと思います。

それと、どこの予算かどこの予算かと言われると、なかなか言いにくいんですが、建設部の話の中で、都市公園についてはいろんな施策を考えながら草刈りをしたり、あるいは活性化につなげる話は出てくるんですが、児童公園については一切、何も出てこんね。

どうするんかと、どうするんかといっても、もう点検するのが精いっぱいね。じゃ改修費をしたりするとき、どっかお金が出るところがないのかという話をしても、いや、わからないと、要するに財源の出どころがわからんからということになって、どうも所管の違うものを管理するというのは難しいんじゃないかと思われるんですいね。

私が聞いておるのは、いろんな自治会で児童公園、管理できんから返すというところがすごい増えているんですが、なかなか今の建設部のほうでそれに対応することが今できないので、そのあたりについてもちょっと頭の隅っこに入れちょいていただいて、今後の活動にさせていただいたらと思います。答弁要りませんので。

討 論

○土橋委員

議案第1号の平成31年度光市一般会計予算の所管分のところでありますけれども、先ほども言いましたように、保育料というのは所得に応じた傾斜配分がされているわけでありまして、この数字を見てみますと、例えば1カ月3万4,000円払う人というのは1年で40万8,000円が無料になると、一方では1カ月6,000円だった人は7万2,000円というような、ただになることは、もちろん悪いことじゃありませんけれども、こういう形での配分ということについては、ちょっといかがなものかと、低所得者層では増税による負担が無償化の配分を上回って、負担軽減どころか負担増につながると、まさに統一地方選挙、あるいは参議院選挙を控えて、増税への批判をかわすのが目的じゃないかというふうにもとられかねないと、あるいは一方では、生活保護の関係においても大幅な削減がされたら、最低限度のところは、もっと最低限度にしながらもやって、ちぐはぐな行政になっていると、最もこれは市そのものにどうのこうのというようなものではありませんけれども、しかし、予算にのった以上は、これはこれとして反対をいたします。

採 決：賛成多数「可決すべきもの」

④議案第4号 平成31年度光市介護保険特別会計予算

説 明：中邑福祉保健部地域包括ケア担当次長兼高齢者支援課長 ～別紙

質 疑

○磯部委員

すみません。1点ほどちょっと確認をさせていただきたいんですけれども、予算書で言えば82ページの包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の一番下の2つ、予算説明資料であれば26ページの中段より下、これ新規事業だと思いますので、もう少しちょっと詳しく教えていただけたらと思います。要するに、施設事業のハード面に対するソフト面の事業であるというふうに認識しているんですけど、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。要は、通信運搬費医療介護連携システム負担金、合わせて9万9,000円のところですか、お願いします。

○中邑福祉保健部次長

まず、システムの内容でございまして、対象が光市、周南市、下松市の圏域を対象に病院患者さんの医療情報をネットワークを導入しまして、医療機関、薬局、あるいは介護事業所等で患者さんの同意をいただきました医療情報を共有をし、在宅での効果的な医療であるとか、介護サービスに活用しようとするシステムでございまして。

予算書に計上している予算額につきましては、光市も介護事業所として光市地域包括支援センターを運営しておりますので、地域包括支援センター、一事業所としてこのネットワークに参加をして業務に生かそうというところで、通信運搬費につきましてはネット回線を使用しますので、その回線使用料の年額費でございまして。

医療介護連携システムの負担金1万2,000円につきましては、このシステムの運営自体を徳山医師会が事務局としてシステム運用をしますので、事業所としての利用の負担金、一月1,000円、年額12カ月の1万2,000円の負担金を予算案として計上させていただいているところでございます。

○磯部委員

大体わかったんですけども、要は医療から介護、そしてその中の在宅に対する、安心して在宅で、その人らしくいろいろ生活していくというところが目的だと思うんですけども、今このあたりの医療、介護、そして薬局、このあたりの連携と言われましたけど、これに参加している民間とか、そういうのもあるんでしょうか、今参加している事業所というのわかりますか、全てではないですよ、まだ。

○中邑福祉保健部次長

ちょっと説明が足りませんでしたけども、この事業はシステムの導入を今進めている段階で、徳山医師会事務局のほうで3市のそれぞれの関連の医療機関、事業所に参加を呼びかけているところでございます。実際のこの稼働につきましては31年の稼働で進めておられますが、直近の情報では、4月の稼働がすぐ難しいかもといった話で、光総合病院の移転の関係もありまして、6月ぐらいの見込みになる予定というふうには聞いております。

今、参加の状況でございますけども、正式な情報はいただいているところではありますけども、現時点、医療機関、介護事業所等が当初から参加を希望しておられるところも数事業所あるとお聞きしております。この参加につきましては、随時参加加入ができるような仕組みになっておりますので、地域包括ケアシステムの構築を進める市の立場としましては、今後この参加の働きかけに取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○磯部委員

はい、わかりました。新しくそのあたりの患者さんの同意を得て、患者さんというか、その病院、医療機関、介護施設、そして薬局ですか、その医療関係の連携の同意を得て、ここに参加していただいて、患者さんの同意のもとで、その情報を共有するということですね。より充実した患者さんに対する対応ができるということで期待をしておきたいと思っておりますので、そのあたりの参加の周知徹底、またわかり次第教えていただけたらと思います。

以上です。

○畠堀委員

80ページにあります介護支援ボランティアポイント事業委託料で130万円として計上されておりますが、この内訳について少し教えていただけたらと思います。この事業がスタートして大分定着してきていると思いますが、ポイントを換算して給付すべき部

分と実際に委託として社協のほうに人件費といいますか、そういったものもあるんだろうと思うんです。ちょっとそのあたりの内訳について教えていただけたらと思います。

○中邑福祉保健部次長

予算の内訳でございます。

まず、社会福祉協議会にこの事業を委託しておりますので、この委託に係る費用が130万円のうち約87万円が人件費でございます。そのほかは事業の運営にかかわる消耗品であるとか、通信運搬費、郵送費、それと保険料が8万円を見込んでおります。それと、交付金、いわゆる換金の交付金につきましては、予算では14万6,000円を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○畠堀委員

給付として、交付金というのが14万円ということで、思ったより少ないんだなということで理解いたしました。大部分といいますか、大きなウエートを占めています人件費87万円というのは、これは所要を頭数で出しているんですか、それとも何か割合か何かで出しているんですか。

○中邑福祉保健部次長

パート職員の人件費でございます。内訳としましては、1日5時間、月17日の12カ月というところで、計算をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○畠堀委員

わかりました。ありがとうございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

水道局関係分（訂正）

○委員長

皆さん、おはようございます。

それでは3月4日に引き続き、本委員会を続行いたします。

環境関係分の審査に入ります前に、昨日水道局関係分の回答の中で、一部訂正したい旨の申し出を受けておりますので、これを許可いたします。

○森重副市長

おはようございます。

昨日の午前中にありました消費税改正に関するご質問につきまして、改めてお答えをさせていただきたいと存じます。

本年10月1日に消費税が改正される予定であります、その契約等につきましてご質問がありました。

平成31年4月1日以降の工事請負契約に関しましては、2019年9月30日までに引き渡し完了すれば、従前の消費税であります8%が適用されるということで、訂正してお詫びを申し上げたいと存じます。

よろしく願いいたします。

○委員長

以上の発言を委員長としてこれを認めます。

本件については、再度、採決をする必要はないと考えますが、これにご異議ございませんか。

○委員長

ないようですのでそうさせていただきます。

3 環境部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第1号 平成31年度光市一般会計予算（環境部所管分）

説 明：植本環境政策課長 ～別紙

質 疑

○畠堀委員

予算書の中ではないんですけども、事務事業評価の中で、環境衛生費の中にこれまで含まれていました道路側溝清掃ということで、このことについては毎年160万円程度予算がついておりましたが、今年度はここに上がってないんですけど、これは、どういうふうな扱いになっているのか教えていただけたらと思います。

○小山環境事業課長

道路側溝清掃につきましては、後ほど環境事業課所管分にて説明を申し上げたいと思います。

○畠堀委員

もう一点は、先ほど御説明いただきましたけども、工場排水等水質調査業務委託料ですが、これについては125ページに載っておりますけども、昨年比べて倍ぐらいの増額になっておりますが、このあたりの金額の増減についてどのような背景があるのか、お知らせいただきたいと思います。

○植本環境政策課長

前年度につきましては、この委託料とは別に大和工業団地排水・飲用水水質調査業務委託料を50万8,000円を計上しておりましたが、本年度につきましては、調査をより効率よく行うとともに、経費削減の観点からこれを一本化したものでございます。

したがって、2つの委託料を合せて比較いたしますと、3万7,000円の減額となっている状況でございます。

○畠堀委員

わかりました。

○森戸委員

117ページの森・滝・渚の交付金50万円に関してなんですが、今年度サミットを光で開催するということなんですが、日にちはわかりましたけど、中身についてはどんなことをやられるんですか。

○植本環境政策課長

内容につきましては、1日目につきましては、協議会の理事会、総会をいたしまして、その後は全国自然敬愛サミットを実施いたしまして、その中での記念講演や各会員の事例発表を行います。その夜は交流会をいたしまして、翌日につきましては、現地視察を行う。以上が一連の行程となっております。

以上でございます。

○森戸委員

自然敬愛サミットと言われてもわからないんですけど、それ自体何なのかということと、現地視察というのは何をされますか。

○植本環境政策課長

自然敬愛サミットにつきましては、記念講演ということで、自然敬愛の趣旨に沿った講師をお呼びして講演を行うと、主にそういうことをいたしまして、森・滝・渚ということで、それぞれ森・滝・渚の代表の会員1名をお呼びして、そちらの事例発表も行うこととしております。

現地視察につきましては、ことしが光市の引き受けということで、光市の中の観光名所や周辺の観光名所の視察を会員の方々と一緒に行うという予定としております。

以上でございます。

○森戸委員

サミットというぐらいですから、何かもうちょっと詳しく言っていただけますか。講演と言われても、どんなものですか、よくわからない。

○植本環境政策課長

自然敬愛都市宣言も行っておることなので、自然を大切にするとか、環境保全とか、環境問題とか、そういったテーマを取り上げた講演会、これは、市民の方々も奮ってご参加していただくこととしておりますので、なるべく実のあるような講演にしたいとは思っております。

以上でございます。

○森戸委員

わかりました。自然敬愛都市宣言をしているまちでありますので、発信の絶好の機会だと思いますので、有効に活用していただきたいと思います。

協議会に加盟されたところも来られると思うんですけども、昨年植えた松、復興のための分、その辺のところはどうなっているのかということと、陸前に植えに行ったわけですけども、その辺はどんな状況になっているんですか。

○植本環境政策課長

昨年、虹ヶ浜の海岸で植えました東日本大震災復興祈念の森につきましては、こちら

も定期的に見にいておりますが、順調に生育、ただちょっと1本枯れかかっているのがありまして、それにつきましては、早急に農林水産課に植えかえを依頼しているところでございます。

陸前高田市の高田松原再生祈念植樹会において植えた松につきましては、この夏に屋久島のほうで協議会の総会、理事会が開催されまして、そちらで陸前高田市の関係者の方が生育状況を報告されまして、順調に生育されているという報告を受けているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

わかりました。

それと、予算説明資料の28ページの特定外来生物対策事業ということで、今回、セアカゴケグモの話もございましたんですが、これ自体はこの事業の中で、セアカゴケグモに関してはどういう調査を行って、どういう駆除を行うのか、その辺のところがわかれば教えてください。

○植本環境政策課長

セアカゴケグモにつきましては、9月に市内の周防地区の事業所で発見されましたんですが、それ以降につきましては、こちら市道の側溝等の調査を定期的に行いまして、何匹か見られましたことから駆除をいたしまして、その結果につきましては、近隣の自治会のほうに報告をさせていただいております。

今後につきましても、引き続きこちら周辺の側溝を対象に調査を進めるとともに、ちょっとある程度範囲を広げて調査をしていきたいというふうに考えております。

○森戸委員

調査するというので、ある程度と言われたんですが、どのぐらいのエリアまでやられて、駆除する方法としては、どのようなもので駆除されるんですか。

○植本環境政策課長

セアカゴケグモは、側溝の下のほうに隠れておりますことから、基本的にはスプレー、薬剤をまきまして、側溝がグレーチングとかでめくれないところにつきましては、本年度バーナーを購入いたしまして、灯油バーナーですか、それを購入いたしましたことから、灯油バーナーをもって焼くこともする予定でございます。

○森戸委員

いや、ある程度の範囲をお尋ねしたと思うんですが、どこまで、今までやられていたのをどこまで広げられるのか。

○植本環境政策課長

今、現状は、工業団地の中を重点的に行いまして、来年度はもう少し、その周辺というか、もう少し広げたところで調査をしてみたいというふうに考えております。

○森戸委員

いや、だから、その範囲というのは、何といたしますか、近隣の自治会も含めるのか、その辺のところを知りたいんですけどね。

○植本環境政策課長

近隣の自治会周辺も県道が通っておりますことから、そこら辺も調査範囲にはする予定としております。

○森戸委員

調査も駆除もするというのでいいんですか。

○植本環境政策課長

そのとおりでございます。

○森戸委員

わかりました。

○小田環境部長

ちょっと補足しますけど、セアカゴケグモ自体というのが、今課長のほうが説明しましたように、側溝のふたの裏であるとか、グレーチングの特にふたの厚さをかさ上げをしている、型鋼で四角になっているような、暗いようなところにいるんです。広げるといっても、そういう側溝ふたとかグレーチングふたがあるような市道、県道、そういったところのふたがかりがあるようなところを主にやっていきます。それと、歩車道境界ブロックといって、歩道と車道を分離しているところにコンクリートのブロックがあると思うんですが、そこに水を排水するための穴が5m置きぐらいについている。そういったところに卵とかを産んでいるんで、そういったところを主に調査をしていくということです。

ですから、自治会全てのエリアをするというんじゃなくて、発見された場所からそういう側溝のふたがつながっているとか、そういったところを重点的にやっていきたい。むやみにやるわけじゃないんで、範囲を決めてやっていきたいということです。

それと、さっき言いました灯油バーナーについては、来年度購入します。平成31年度の予算で購入しますので、訂正させていただきます。

以上でございます。

○河村委員

今のセアカゴケグモですが、生きた生体を見つけたの。そんな話は聞いとらんかった

んじゃが、どこでどういう状況かちょっと教えてください。

○植本環境政策課長

セアカゴケグモにつきましては、当初は、発見当時ですかね、9月の発見当時につきましては、検体を県のほうに持って行って、セアカゴケグモと同定をされたわけですが、逐次こちらのほうで調査をしている際に、セアカゴケグモらしきものが見つかったということで、県には連絡は差し上げたんですが、もうこちらのほうに持ってきて、同定作業は必要がないので、その場で駆除してくださいということですので、今はこちらでも駆除させていただいているところでございます。

○委員長

植本環境政策課長、生きたものを見つけたかどうかの質問じゃったんです。

○植本環境政策課長

その後につきましては、数匹発見は、同定はしていないんですが、セアカゴケグモらしきものを発見し、こちらで駆除しているところでございます。

○河村委員

生きたというのを私らが知らなかっただけなんですけど、今やろうとしている調査というのは、15万4,000円で、その中でもバーナーの購入費が入るとということは、岩国の基地周辺で最初に見つかったときに、恐らくもっとたくさんおるだろうなと思うたら、毎年のようにどんどん出てくるわけじゃないですか。もうちょっと調査だけでも範囲を広げてやるとか、どの程度の繁殖力があるのかもわかりませんが、ここ何年かの経緯を見ていると、相当広がっているというふうには聞いたんですが、生きたクモを確認したとは聞いていなかったんで、もう少し積極的な何か調査が要るんじゃないんですか。どの程度、今、生息域を見ようとしているんです。県道というような話と、今、グレーチングや側溝のところだけと、こういう話なんですけど、対象区域をもう少し広げて調査をする必要があるような気がしますが。

○植本環境政策課長

31年度につきましては、市内全域の主要道路の側溝を対象に、生息調査というか、進めたいとは思っております。

○河村委員

それは、全域で調査をまずお願いをしたらと思います。

それから、アルゼンチンアリなんですけど、今回、平成31年度は今までの一緒に防除をしようとしたところから、一斉防除へ踏み出すような話をされておったんですが、金額的には随分少ないんですけども、どういうところまで考えておられるんですか。

○植本環境政策課長

計上している薬剤については、市の市有地に限られるわけですが、今後につきましては、地元住民や地域住民の方々、さらに地区連合自治会とも協力をさせていただきながら、一斉防除を基本とした効果的な防除の推進に努めることとしております。

○河村委員

言わんとすることはわかるんですけど、実際にやろうと思うと、段取りとお金がかかるわけじゃないですか。そういった意味合いで、例年よりは金額的にも少ない。今まで繰り越した薬剤についても、恐らく相当使い切ったという中で、段取りとして、例えば対象区域の市民からお金を集めるとか、いろんなことを考えながら対象をしていかないけんような気がしておるんですが、まず、年度が変わったら、そういった協議会について設置をするとかせんとかという話もあったんですが、どういうこれからの段取りをお考えなんですか。

○植本環境政策課長

薬剤負担につきましては、先ほど協議会の話もされましたけど、これにつきましては、調査研究というか、進めていきたいと思っておりますので、ご負担につきましては、ご自分の家庭でのご負担は、自治会、連合自治会、自治会のほうで負担をいただくようになろうかと思っております。

ほかの財源措置といたしまして、市民提案型の協働事業とかもございまして、それにつきましては、地域課題の解決のためという目的には沿っておりますので、そういった財源確保の働きかけなども、こちらのほうから行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○河村委員

言わんとするところはわかるんですが、差し向き31年度にどれだけの予算が使えるかと。要は31年度に、今回、今のセアカゴケグモを入れても15万4,000円しかない。今、道路や河川や公共物のアルゼンチンアリについてもこれでやろうと、こういう話をしているわけですが、全然足りないような気がせんでもないんです。例えば、6月と9月にやろうと、恐らく今の状況でいけば、積み残し箇所があれば、当然、翌年度にはその分は増えているわけですから、それをその探索をするのにどういうふうにしてやろうとしておるのか、どうもちょっと姿が見えてこない。放置したら60倍になるんですね、アリが。それをどうやって退治をしていくのかという、その姿がちょっと見えてこない。

○植本環境政策課長

先ほど申し上げましたように、手法等につきましては、地元自治会の方々などと綿密な協議を続けていきたいと思っております。

経費につきましては、大体1世帯当たり、今まで一斉防除に使う薬剤が500円という

ことで、2つの自治会合せて100世帯ございますことから、1回の一斉防除に5万円で、2回合せて10万円かかるわけでございます、その10万円につきましては、連合自治会もしくは自治会、地域住民の方でご負担いただきながら、一斉防除は一緒に続けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○河村委員

一緒に防除するというのと一斉防除という、まだ意味の違いが少し理解できていない。要するに、空き地とか空き家についての対応策を含めて、例えば6年間従前にやってきた結果として、今、空き家、空き地についてはそのまま放置をされていると、そういったものも改善をして、今、対象区域と言われるところをしっかりと一斉に防除をするということが大事なんだと思いますので、進め方としては少しお金がなかったらなりに、調査だけでもきちっと空き家等について進むような方法をとっていただきたらと思います。

それから、115ページの下段、先ほど消耗品費の中で、小中学校の緑のカーテンという話があったんですが、もうちょっと詳しくお知らせ願えますか。

○植本環境政策課長

緑のカーテンにつきましては、市内小中学校、それと市立保育園を対象にアサガオやゴーヤ、土を、希望を募りまして、各学校に植えていただくということにしております。それで、夏の間植えていただいて、生育したら成果発表ということで、本年度は市役所の本庁のロビーで掲示をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

それは、対象は全小中学校それから市立保育園という解釈でええんですか。

○植本環境政策課長

そのとおりでございます。

○河村委員

これは、今、土木のほうじゃから、都市整備か何かで緑のカーテンって、ここでもう皆やりよるんかいね。わかりました。

それから、墓地の整理は127ページですね。墓地費の中で、土地の借り上げ料のところ、前回お話をさせていただいたんですが、要は返還をする、あるいは管理組合をつくるというような話があったと思うんですけども、そのあたりについてどういうふうに今、今回入っているのか。

それから、ほかにも市の墓地がたくさんあるわけですが、そういったことについても調査をしてみたいという話がありましたが、どういうふうな形で今実施される予定で

すか。

○植本環境政策課長

この土地借り上げ料につきましては、先般の委員会でも申し上げましたとおり、今、所有者の実態調査をしているところでございます。これにつきましては、将来的には、こちらの理想といたしましては管理組合、維持管理とかというのも全部そちらでやっていただくということで、それに向けて、今、調査を進めているところでございます。市内の墓地につきましては、一応こちらである程度把握はしておりますが、今後につきましても、管理組合、維持管理とかというのもきちんとしてくれるような組合の設立とかということも、指導というか、そこら辺の把握に努めていきたいと思っております。

ただ、基本的には、それぞれのお墓の持ち主の方の当事者で管理をしていただくというのは基本原則ということで、こちらは認識をしているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

室積のほうの土地については、実態調査をするということですが、通常、墓園整備をしても、要は借り料というのは、普段自分の墓を借りちよるお金も市が負担しちよるということですね。だから、その点はどうかして解消せんにゃあいけんという話をさせてもろうたんで、まず実態を調べて、そりゃあ、どうするかということも大事なんですが、もう少し積極的に進めて、41万円も地代を払いよるわけですから、それを早目にそういう人たちで負担をしていただくことが大事な話なんで、ある程度墓地に名前が皆書いてありますので、地域においたらそんなに手間はかかりゃあせんと思うんですよ。そのあたりのところは、しっかり早目にやっていただきたらと思います。今あるほかの市の墓地についても、ほとんどのところで恐らく管理組合あるいは管理人のような形で整理をされておるんですが、管理組合そのものの実態をきちっと整理をしないとイケないんで、どこそこの墓地についてはということで、一つの書き物をそれぞれの墓地でお持ちいただくことが大事なんです。もう今は、墓地そのものあんまり必要とされなくなってきましたから、そこまでの取り合いということはないんだと思いますが、従前は、あいた墓地なんかを整理をしたりするところで、お金が一緒に動いていたケースもあるんで、早目に届を一つずつ皆やっていただいて、きちっとした区画をもう出していただいて。前回、宮ノ尾の話を見せていただいたと思いますが、民有地にまでそれが広がっているという状況が、好ましくない。本来、墓地をつくっちゃいけんところじゃから、そういったケースも含めてきちっと整理をしていただくことが大事だと思いますので、お願いをしておきます。今、整理をせんにゃあ、もうできんよ。

ほかにも、墓地があつてどうじゃろうかというのは、今の浅江の国道をちょっと海側へ入ったところの墓地なんかちゅうのは、もう崩れたままそのままほうたらかし、外からもう丸見えじゃから、ちょっと気持ちが悪かったりするんで、そういったところ

の、恐らくそういうところには管理組合もない、状態的には。そういうところの整理が、一緒にやっていただければ大変ありがたいので、ぜひ、今回お願いをしておきます。

以上です。

説 明：小山環境事業課長 ～別紙

質 疑

○畠堀委員

すいません、1点要望になるんですけども、131ページの医療廃棄物処理対策事業交付金ですが、事務事業評価を見てみますと、例年29万円で定額ですと出ております。この評価のところを見てみますと、近年では感染性の在宅医療の廃棄物というのは増加傾向にあるんだということであってありますので、ある程度のタイミングが来たときに、一度実態点を調査して、確認する必要があるんじゃないかと思っておりますので、そのあたりについても取り組みをお願いしておきたいと思っております。

○河村委員

最近、海岸の漂着ごみが多いじゃないですか。漁師の方というか、積極的にそういう方が収集して、中にはわざわざここまで持ってきてくれるケースもあったりするんで、結構やっぱりそういう人は大事にしてあげないといけないような気がするんで、海岸ごみの別枠の収集体制とかというものがあるんですか。それとも、市民からの通報をもって対処するとか、何かそういうあれがありますか。

○小山環境事業課長

海岸清掃におきましては、決まったルールということはありませんが、事前に連絡等、環境事業課のほうにあれば、清掃をする日にちを言っていただければ、後日、環境事業課の職員が回収をしておりますので、その都度連絡をいただけたら、回収については、こちらのほうで対応したいというふうに思っております。

以上です。

○河村委員

巡回調査員といいますか、おつてですかね。そういう方からの通報で処理をするとか、そういうことではないですか。

○小山環境事業課長

市内に保健所のほうから委嘱された4名の方がいらっしゃいますが、そちらの方から連絡があれば、その都度不法投棄のパトロール、あるいは集めたごみについては回収に行っているというような状況であります。

以上です。

○河村委員

それから、先ほど周南東部環境施設組合のところがあったんで、ちょっとお尋ねしておきますが、従前に埋め立てた、処分をしたごみ、その、今、掘り返してサーマルリサイクルというか、焼却処分に回しよってんですが、最終的な計画をつくるというお話をしてもらったんですが、そういった動きはなかったんですか。

○小山環境事業課長

埋立ごみの、掘り起こしについては聞いておりますが、その計画については、ちょっと存じ上げておりませんので、大変申しわけありませんが、お答えできません。

○河村委員

わかりました。私は、5年計画とか埋め立てた量が決まっちゃうんじゃないから、つくるようにというお話を従前しておりますので、ぜひ、どこかで確認をしておいていただきたらと思います。

以上です。

説 明：中本深山浄苑長、山本下水道技術担当課長兼工務係長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○中本深山浄苑長

133 ページなんですが、先ほど、下から9行目のし尿及び浄化槽汚泥処理負担金1,103万7,000千円の内訳といたしまして、下松市にお願いしていますし尿の処理費用負担金、148万円と申しましたが、正しくは184万円の誤りでございます。

訂正し、お詫び申し上げます。

○植本環境政策課長

先ほど私の方から、セアカゴケグモの今後の生息確認調査につきまして、市内全域を対象としたいと申し上げましたが、まずは、発見された場所の周辺道路付近を中心に、調査をしてまいりたいと考えております。

それにつきまして、訂正をお願いいたします。

○河村委員

生きたセアカゴケグモを発見したという話は初めて聞いたんです。アルゼンチンアリそのものは、アリそのものに毒性はないんですが、このセアカゴケグモは毒性があるんですよ。周辺含めておそらく余り公表することで大変なことになりそうなどという意味あいもありますが、生息調査だけはしっかりして、まずとりえあずはどこでどうい

うふうに発見されたのかわかりませんが、その周辺作業をして、その結果を見て、例えば補正でも組んで対応策を考えて早めに全域でやらないと結構繁殖力あるいは拡大の勢いはちょっと違うよ、アリと。単に訂正すりゃええとか、言うてしもたとかいう問題じゃない、これは。生きたものを発見したということの公表そのものを含めて、慎重になおかつ調査については適切な調査をしていかないと、結構大変なことになりますよ。そういうことを肝に銘じて、まず年度がかわったら早速調査をやっていただきたいと思いますが、段取りを今どのようにしとってですか。

○植本環境政策課長

スケジュール等については今から具体的に決めていきたいと思っておりますが、まずは周辺付近の調査を重点的に努めていきたいと考えております。

○河村委員

要するに活動状況がよくわかりませんが、冬はじっとしよるとか暖かくなったら動き出すとか、というような生態のあれもあるわけ。

○植本環境政策課長

活動時期が4月末ぐらいから10月というふうにされておりますので、一応それにそった形でスケジュールを組んでいきたいと思っております。
以上です。

○河村委員

春から秋にかけてとこういう話になるので、早速予算が成立したら、実態調査にまず全力を傾けていただいて、6月議会では一定の報告を受けたいというふうに思います。ちょっと物が違うんで、そういう緊張感を持ってぜひ取り組んでいただけたらと思います。

○畠堀委員

先ほどのご説明をいただきましたが、135ページの汚水処理の共同化計画策定業務の委託料のことなんですけども、これは、新規の事業ということもありますので、その背景だとか、目的、メリット等についてお知らせいただけたらと思うんですけど、よろしくお願いします。

○山本下水道技術担当課長

汚水処理共同化の事業でございますが、汚水の共同処理化とは、浄化槽汚泥を含むし尿等の汚水を下水道により共同処理を行うものでございます。

平成31年度では、汚水の共同処理化に当たって、基本的な方向性を示すこととしておきます。

また、下水とし尿等の将来的な発生量の見通しや、既存の下水道の能力の検証を行っ

た上で、共同化の手法などの検討を行い、本市における最も効率的な汚水処理の共同化の実現を目指すものでございます。

背景でございますが、国のほうでも人口減少に伴う使用料収入の減などもあり、効率的な汚水の運営を求めています。

メリットでございますが、汚水処理により、安定的で効率的な汚水処理の運営管理ができるとともに、経費の削減が期待できるものと考えております。

以上でございます。

○畠堀委員

よくわかりました。スケジュール的な観点でいきますと、大体どれぐらい、策定については今年度1年間でということ策定されるというふうな見込みでよろしいんですか。

○山本下水道技術担当課長

策定につきましては、方向性を来年度、31年度で取りまとめていきたいと考えております。

今後のスケジュールにつきましては、31年度に取りまとめたものをもとに早急に事業に着手できるものについてはしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○畠堀委員

ありがとうございました。

○河村委員

収入が500万円ほど上がっておったと思うんですが、2分の1補助とは書いていない。これは、何か意図があるんですか。500万円の要は何か見込みについて。

○山本下水道技術担当課長

23ページの社会資本整備総合交付金500万円でございますが、これは、社会資本整備総合交付金の中に下水道広域化推進総合事業というものがございます。この補助率が50%ということで、2分の1の500万円としております。

以上でございます。

○河村委員

いや、だと思っんですが、要は、本来なら収入のところへ2分の1補助というようなことが出てくるわけですが、ないということは、そうじゃなくて、例えば、うまくいけばそれが800万円だろうとええとか、そういうふうにもとれるわけです。2分の1、国の補助があるということで理解をしました。

この共同化計画の策定業務を請け負うのは、コンサルタントということになるんでし

ようか。

○山本下水道技術担当課長

請け負う専門業者でございますが、下水道の計画等を主に検討しているコンサルタントになるのではないかと考えております。

以上でございます。

○河村委員

そのコンサルタントというのは、どの程度の数があるんですか。

○山本下水道技術担当課長

すいません、ちょっとコンサルタントの数については、現在、把握まではできてはおりません。

以上でございます。

○河村委員

この金額はどうやって出したの。

○山本下水道技術担当課長

共同処理化に似たような業務の受注経験があるコンサルタントから見積もりをとりまして、それを参考に予算を計上しております。

以上でございます。

説 明：山本下水道技術担当課長兼工務係長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

説明資料の29ページの浄化槽設置整備事業で、（拡充分）と両括弧で書いてあるんですが、拡充分というのは、区域外流入の分ということなんですか。

○山本下水道技術担当課長

拡充分でございますが、これは、事業認可区域内の浄化槽設置に対する補助でございます。

以上でございます。

○森戸委員

認可区域内ですが、そうだとすると拡充分は、その意味合いなのか、今年度拡充したという意味合いなのか、じゃないんですよね。表現の話です。

○山本下水道技術担当課長

これは継続するもので、今年度拡充したというものではございません。
以上でございます。

○畠堀委員

133ページ、今のとも関連するんですけども、浄化槽設置事業補助金ですが、こちらについては光市生活排水処理基本計画というもののの中で、平成29年から33年度にかけて150基を設置していくんだということで、積極的な取り組みが掲げられておりますけども、先ほど、来年度の予算金額の内訳、規模についてお知らせがありましたけども、このあたり計画に沿って現状どのような水準で来ているのか。今、先ほどの計画で、達成の見込みというか、今後の見通しがどのようになっているのかお知らせいただきたいと思います。

○山本下水道技術担当課長

浄化槽の現状でございますが、浄化槽基数は、平成26年から申しますと、補助を行った基数でございますが、平成26年度が34基、平成27年度が27基、平成28年度が29基、平成29年度が26基、平成30年度は、2月末現在で20基で、平成28年度にわずかに増加したものの、近年は減少傾向にございます。

今後の見通しでございますが、平成30年度は前年度と同程度以上の補助基数を予測しておりましたが、現状では前年度を下回り、平成30年度以降もこうした減少傾向が続くと見込まれているところでございます。

以上でございます。

○畠堀委員

減少傾向が見込まれるという中で、今後、何かアプローチなり新しい取り組みというのは何か考えておられるんですか。

○山本下水道技術担当課長

新しい取り組み等でございますが、浄化槽設置に係る補助は、限られた財源の中で行っているため、補助率等の引き上げ等は困難であり、基本的には現行の補助内容で継続していくことになるものと考えておりますが、引き続き制度の周知に努めながら対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○畠堀委員

衛生面で非常に有効な取り組みになるのではないかと思いますし、お金がかかることなので、なかなか一朝一夕に、すぐにはできないんだろうと、市民の方も踏ん切りがつかないところがあるんだろうと思いますが、いずれにしてもしっかりとPRしていただくようお願いをしておきたいと思っております。

以上です。

○河村委員

浄化槽で、今の区域内の浄化槽の設置ですが、計算でいくと5人槽5基ということで、差し引きすると220万円ぐらい今回補助金額であるんですが、区域内の補助率とかというのは、普通の区域外の当たり前の補助があるところと同じような形でやっておられるのか。

それから、区域内の現状を考えておられる地域といいますか、そのあたりについてちょっとお話をください。

○山本下水道技術担当課長

区域内と区域外の補助率でございますが、これは、同一の補助率としております。

区域内につきましては、認可区域のうち下水道の整備が当面見込めない区域が中心になってくるのではないかと考えております。

以上でございます。

○河村委員

見込めない区域じゃから対応するわけですが、要はそうすると、今の当初の想定した計画区域と、それから実際に実施区域とこれをやったときに、実施区域に入れると何年か以内に下水道を入れなさいとこういう話じゃけれども、要はそれに該当しないとか、つなぎ込まんにゃあいけんけれども、そこに行かれんとかいう今話になるわけね。行政的には、そこへ迎えに行くことができないと。何でそういうところをそれじゃあ実施区域に入れるんじやろうかと、こういう話にもなるわけですよ。その辺はどうなんです。要するに、市内全域で捉まえたら、例えば実施区域に入っても、例えば浅江のほうでもつないでない人もおってよね。そういう方も該当するとか、該当の選別はどういうふうにしよっての。

○山本下水道技術担当課長

つなぎ込みと、あと浄化槽の補助に関してでございますが、下水道の整備については、その土地と下水道管を埋設する道路の状況、そして土地の高低差、既設の管がどこまで来ているか、家屋が連担といいますか、どれぐらい連なっているかなどの現地の状況を確認しながら、限られた財源の中で下水道が整備できるかどうかという検討を行いながら、その中で整備が難しいというところにつきましては、浄化槽の補助の対応になってくると考えております。

以上でございます。

○河村委員

そういうところは、市内全域にあるの。それとも、今もう最終的な室積が管網整備やっているところですから、室積地域の周辺を主にやっているとか。

○山本下水道技術担当課長

なかなか整備が見込まれない区域でございますが、浅江、光井につきましては、おおむね整備が完了してきており、部分的には残っているような状況だと考えております。室積地区につきましては、家屋が密集しており、道路も狭隘なところが多いことから、室積地区にはなかなか整備が進まないところが多く残っているというふうに考えております。

以上でございます。

○河村委員

言うてとおりじゃから、例えば、この今区域内に5基ほど想定をしておられるわけですが、それは、今言うたように、室積が要は狭隘なところもあるから、なかなか計画区域には入れたけれども、実際につなぎ込むことが難しいと。だから、主には室積を対象に考えているというふうに言うてもろうたら、はあ、それで済むんじゃけど、全く特定せずにほかの地域でも対象がありゃあやるといふふうにとれるから、その辺をある程度目安、5人槽5基を設置する目安があるのかどうか。

○小田環境部長

この区域内の補助というのは、今、委員さんがおっしゃるように、室積地区が下水道の整備がおくれており、水洗化をしたいというご要望もありまして、できるだけ水洗化を促進するためには、室積地区の下水道の整備がなかなかできないということで、この制度を始めたわけです。

ただ、そうは言いましても、先ほど課長が説明しましたように、地理的な、地形的な問題でなかなか整備が進まないというところもございますし、市内全域でやはり下水道の整備が遅れているところ、なかなか整備ができないところもございますので、今現在は市内全域に補助の区域を拡大しているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

半分はわかっちゃるんですが、要はおっしゃるとおりじゃろうと思うんですが、例えば光井地区でいうて、要は管網整備ができんからというところは、もう大方開始のほうは済んだと思うんですいね。浅江地区についても、大方要は希望のあるところについては、大方もう済んだというふうに理解をしておるんですが、全域で受けるわけいね。はい、ええです。

○畠堀委員

ことしの拡充した事業ということで、予算概要の中の16ページにあります省エネルギー運動推進事業ということが掲げられておりますけども、このあたり少し詳しく御説明いただけたらと思います。

○植本環境政策課長

これにつきましては、昨年度、市民一斉のマイカー運動推進キャンペーン、2日間、昨年というか、今年度実施いたしました。今年度につきましては、これをさらに拡充することといたしまして、11万円につきましては、そのための啓発用のポスター及びチラシの作成に係る費用でございます。

以上でございます。

○畠堀委員

ノー・マイカー・デーということで、啓発活動として大変意義のある活動だと思いますし、取り組むことについては必要だというふうに考えておりますが、なかなかその実効というのが上がらないというのも事実だというふうに思います。

今年度といいますか、バスなど公共の交通機関を使うという意味では、そういったものを環境問題だけではなくて、いわゆる通勤だけではなくて、やはり皆さんに乗ってもらう機会を増やさないと、運動が推進していかないのではないかというふうに思うんです。

今、おっしゃられましたけども、今年度は年に2日ということでノー・マイカー・デーやったんですけども、我々通勤する方から見ると、年に1回、半期に1回とか、その日が外れてしまうとなかなか参加もできないし、なかなか身近に感じる感じがしにくいんじゃないかと。例えば、月間というような形にして、曜日を統一するとか、週間にするとか、もう少し長い期間で、通勤だけではなくて、光市内においては通勤だけではなくても、マイカー使わなければ移動できないので、休日の移動も含めて少しウイングを広げた取り組みを考えていく必要があるのではないかというふうに思っておりますが、このあたり、今拡充していくという方向でしたけども、何かお考えがあったら教えていただけたらと思います。

○植本環境政策課長

このキャンペーン運動につきましては、一応対象が全市民ということですので、通勤通学だけでなく、例えば、病院に通われる高齢者の方々も対象としております。

日程につきましては、あくまでも所管課の今協議段階ではございますが、月1程度も検討しているところでございまして、覚えやすいように第何週の何曜日というふうに進めて、そういった日程の実施についても、今、検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○畠堀委員

今年度の取り組みで拡充ということで、今まで以上に積極的な取り組みが検討されているようですので、ぜひ、そういった方向で、まずはバスを利便性というのを知ってもらうということと、機会を増やすということで、ぜひ、そういった観点からの取り

組みをお願いをしておきたいというふうに思います。
以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第3号 平成31年度光市下水道事業特別会計予算

説 明：森重環境部次長兼下水道課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

高圧洗浄のところがあったと思うんですが、改築とかというんじゃなくて、要は高圧洗浄で管の掃除をしようと、こういうお話じゃろうと思うんですけど、どの程度を考えておられるんですか。地域的なものとか、そういうものがあれば一緒にあわせて。

○山本下水道技術担当課長

管渠清掃委託料でございますが、この中の高圧洗浄でございます。伏越箇所は、砂等その他のものがたまりやすいので、その箇所を予定しているとともに、浅江地区が比較的早く供用開始されておりますので、浅江地区を中心に約3km程度の清掃等を予定しているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

それから、その下の水質分析委託料のところ、ちょっとよう聞き取れなかったんですが、事業所の何とか言われたんですが、説明をしてください。

○山本下水道技術担当課長

事業所でございますが、43事業所、病院とかスーパー、飲食店などでございます。
以上でございます。

○河村委員

病院とかスーパーとかというのをどうするの。

○山本下水道技術担当課長

事業所から排出される水を採取しまして、その水質分析を行い、定められた基準に適合しているかどうかというのを調査するものでございます。

以上でございます。

○河村委員

要は分離槽か何かを持っているところの出口を調査をするということですか。

○山本下水道技術担当課長

そのとおりでございます。

○河村委員

下水道の工事のほうで、今の88ページは推進で90mというんですが、これは、何でと言うとおかしいけど、本管はもう全部済んだんじゃない。ちょっと説明を。

○山本下水道技術担当課長

88ページの補助第1工区については、まだ工事が終わっていないところでございます。以上でございます。

○河村委員

そうなんじゃろうと思うんじゃけど、例えば、わしの認識じゃあ、もう本管工事は全部済んだというふうに認識をしたわけですが、どのくらいまだ残っちゃうの。要するに枝管じゃなくて、推進でやらんにゃあいけんようなところというのは。

○山本下水道技術担当課長

推進を今予定している箇所でございますが、西ノ庄地区を中心としたところだと考えております。今後、実施設計等で推進でなければ施工できない、費用的にも推進のほうが経済的というところがあれば推進ということになりますが、現状では西ノ庄地区の中箇所の前後だと考えております。以上でございます。

・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

40ページの使用料の徴収委託料のところ、水道のほうへ委託をされておるということで、従前に比べてどんなんですか、その費用対効果というところについて。

○森重下水道課長

徴収委託についての効果でございますが、それ以前と比べますと収納率が随分上がっております。したがって、そういった効果というのは十分にあったと考えております。

○河村委員

42ページの一番下か、水洗便所改造資金損失補償金40万円について、ちょっとご説明をお願いします。

○山本下水道技術担当課長

水洗便所改造資金損失補償金でございます。これは、水洗便所等に改造する、下水道につなが込む際に水洗便所等に改造するために融資を受けた方及び連帯保証人の債務不履行により、取扱金融機関が損失をこうむった際の補償ということになります。以上でございます。

○河村委員

要は見込み実績で数字が上がっているということなんですか。

○山本下水道技術担当課長

これは、実績は今まででいうと、近年ではありませんが、発生した場合を想定して計上しているものでございます。以上でございます。

○河村委員

近年ないときに、見込みで予算を課するというのはどうかなというふうに思うわけですが、毎年継続的にあるような話では、当然予算化して対応せんにゃあいけんのですが、起こったときに予算を組んだんでは間に合わんという判断なんですか。今まであった状況というのが、よう理解できんのですが。

○山本下水道技術担当課長

これに関しましては、最近では支出した例はございませんが、事前に予算を計上しているものでございます。以上でございます。

○河村委員

最近はなかったら、起こったときに予算化すりゃあ済むと思うわけですが、起こったときに、従前どのような形があったかわかりませんが、余りにも緊急を要過ぎて間に合わなかったというような何か事例があったから、こういう。それとも、そういうんじゃないくて、毎年、毎年見込みでこの金額を上げていると、こういうことなんです。

○小田環境部長

これにつきましては、先ほど実績がないと申しましたけど、平成29年に1件貸し付けがあります。私どもは、銀行のほうを御紹介をして、その金融機関と取引といたしますか、貸し付けを受けられて改造をされるわけですが、その後、完了しまして返済が始まった段階で、何回かちょっとはつきりここでは言えないんですけど、返済が滞っ

た場合には、市がそれを引き継いで、銀行のほうにはこれを、損失補填としてお返しをして、市のほうがその債権の回収に当たっていくというものなので、年度当初からやっておかないと、供用開始打ちますんで、ひょっとしたら出るかもわからないということで、計上をさせていただいております。

以上です。

○河村委員

おそれが高いということで理解をしました。

それから、44ページの下段のほうにあります実施設計の委託料で虹ヶ丘というのがあるんですが、ちょっともう少し詳しくご説明いただけますか。

○山本下水道技術担当課長

実施設計委託料でございますが、これは、虹ヶ丘地区の管渠の改築のための実施設計の委託料でございます。本年度の平成30年度にカメラ調査を行いまして、老朽管渠を把握しております。その把握された老朽管渠に対して改築工事を実施していくための実施設計の委託料ということでございます。

以上でございます。

○河村委員

今、丸山、岩狩の改築の話があるんで、今さっきちょっと話があったようなことを聞きたいんですが、老朽管の調査をして、どの程度の要はそういう改築が必要見込み。例えば、一番最初に始めたときの下水管については、もう全て、今その中身がちょっとわからないんで、老朽の、そのあたりをちょっとお話をしてください。

○山本下水道技術担当課長

この老朽管渠ですが、下水道事業を実施する前の段階で、民間の開発等により施工された管渠について実施しておるもので、それを中心に、特にコンクリート製管渠について老朽化が懸念されております。

この管渠について、先ほど申しましたようにカメラ調査を行い、国が改築の基準を示したものがございます。例えばクラックとか、ずれとか、そういった基準に照らし合わせて管渠の改築が必要と判断された管渠を選定しているものでございます。

以上でございます。

○河村委員

その結果として、どの程度の距離があったんです。

○山本下水道技術担当課長

虹ヶ丘地区につきましては、約3km、2.9km程度の改築が必要だと判断されているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

ほかにもあったんですか。どの程度調査をかけたのか、ちょっと理解できてないんで。

○山本下水道技術担当課長

調査につきましても、大体同じ程度、3 km程度行っておりますが、緊急度というか、損傷度が低いものは100m程度、3 kmに対して100m程度は損傷度が低く、改築の基準上は必要がないというふうに判断しております。

以上でございます。

○河村委員

理解できました。

工法なんですけど、何通りか要は下水道のリフレッシュというか、管のリフレッシュの工法というのが何通りかあると思うんですけど、今、採用をしようとしている、あるいは従前にもう採用しているのかどうかわかりませんが、その辺のちょっとお話をいただけます。

○山本下水道技術担当課長

改築更新の工法でございますが、主に布設替え工法といたしまして、既存の管を撤去して、今と同じような新しい管を布設するものと、更生工法といたしまして、既設の管の中に新しい管を現場で構築していくような工法の2工法を採用しているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

当然、管渠ごと取りかえたら、それは高うついてやれんから、更生工法というんですか、それにも何かいろいろ、今の管の中に内側からビニールのようなものを入れていく工法とか、あるいは塗装のような格好で色を塗っていく工法とかあるんじゃないかと思うんですけど、今、うちが採用している、あるいは、これ初めてじゃないよね——はどんなやつ。

○山本下水道技術担当課長

光市で採用した工法でございますが、自立管と申しまして、既設の管と同程度の強度を持つ管を既設管の中に、更生とってつくるようにしております。もう少し詳しく申しますと、やわらかい管、樹脂材になるんですが、これを中に入れて、中で膨らまして既設の管に密着させ硬化する、こういった工法でございます。

以上でございます。

○河村委員

たしか周南のほうは、途中のます、マンホールのところから、今、恐らく似たようなもんなんだろうが、ずっと管と同じような格好で、ビニールのようなやつを延長していく工法なんですけど、当然、いろんな形で計算というか、やったですよ、当然。

○山本下水道技術担当課長

工法の採用につきましては、必要な検討を行い、一番効率的・経済的なものを採用しております。

以上でございます。

○河村委員

以上です。

○土橋委員

下水道の公営企業会計移行についてお尋ねをするわけでありまして、移行、言葉遣いはあれですけども、移行しなきゃならない理由というのは何ですか。

○森重環境部次長

これは、平成27年に国から、人口3万人以上の自治体については、下水道事業の会計を公営企業会計に移行するよう通知があったことが理由でございます。

以上でございます。

○土橋委員

国から言うてきたら、何でもやるということですね。それじゃあ、ちょっと聞くほうもせんないですよ。

○森重環境部次長

確かにこのたびのきっかけというのは、国の通知によるものではございますけれども、人口減少等今後の使用料収入の減少を見据えた際に、計画的に財政基盤の強化に取り組んでいく必要がございますので、そのためには的確な資産の把握であるとか、そういったことについては公営企業会計に移行するほうが、より適切に取り組むことができるという判断によるものでございます。

○土橋委員

今は別々、今とそれと今からとは何がどねえ違うようになるの。

○森重環境部次長

本市では、地方公営企業法の適用に当たりましては、財務規定のみを適用する一部適用を選択することとしております。したがって、組織とかは従来のままで、会計

処理のみを公営企業会計に移行するということになります。
以上でございます。

○土橋委員

水道と一緒にになるとか何とかというような話を、これは、まあ話ですけども、よく聞きますけども、それは、そういうことを考えておるといいますか。

○森重環境部次長

このたびの地方公営企業法の適用については、水道局の統合とは別でございます。
以上でございます。

○土橋委員

そうすると、先ほどの話にちよろっと出たけれども、移行後の役所にとってのメリットちゅうのは何ですか。

○森重環境部次長

先ほども少し申し上げましたが、下水道会計は、今年度ようやく累積赤字を解消して、これから財政基盤の強化に取り組んでいかなければなりませんので、そういった取り組みを推進していくということがメリットであろうと思います。
以上です。

○土橋委員

いや、もっともらしい話なんじゃけども、全然理解がでんいのいね。今は特別会計ですよ。特別会計を何で公営にせんにゃあいけんのかちゅうところが、私、もう一つ理解がでんから聞きよるんです。

○森重環境部次長

現在の特別会計においては、現金主義会計といいますか、現金の流れだけを基本的に見る会計でございますので、資産状況の把握であるとか、そういったものがなかなか見えてこないというところがございます。
公営企業会計になりますと、資本収支の動きであるとか、収益的収支の動きであるとか、そういったものがより明確になる、見える化できるというふうに考えております。

○土橋委員

そうすると、見えてき出したら、何ていうの、市民にとっては非常にいいものになるというふうな認識なの。

○森重環境部次長

市民にとってという話でございますけれども、そうやって見える化できることで、よ

り下水道会計の財政状況というものをわかりやすくお伝えできるのではないかと考えております。

○土橋委員

率直に聞きますけども、値上げがしやすくなるんじゃないの、話としては。

○森重環境部次長

使用料の引き上げというのは、あくまでその時々々の収支の状況等を見て判断するものでございますので、公営企業会計に移行したということをもって改定がしやすくなるとか、そういうことではございません。

○土橋委員

そうすると、市民にとってはデメリットちゅうものはないというふうに明確に言えますか。

○森重環境部次長

ないものと考えております。

○土橋委員

大変ありがとうございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

4 経済部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第9号 光市営バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例

説 明：芳岡商工観光課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第21号 光市森林環境基金条例

説 明：弥益農林水産課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

森林税というんじゃないですか、500円か何か徴収していますが、それとの関係はどういう形になるんですか。

○西村農林水産課農林水産技術担当課長

こんにちは。やまぐち森林づくり県民税との関連性についてのご質問でございますが、今回の森林環境譲与税につきましては、県民ひとりにつき1,000円となる新たな財源を国の方が徴収いたしまして、県と市町に一括譲与する、そういう形になっております。

以上でございます。

○河村委員

そうなんですいいね。今でも県のほうから指定をしていただいたところについては、今竹の伐採を積極的に進めていただいておりますが、要はそれとの重複というか、要は二重にお金を取ってというその形になるということにはならないんで、例えば今回452万円ほどもらえるとすると、その県のほうはなくなって、この452万円を光のそういう竹だけじゃなくて、今度は全般的な山の環境整備ということになるんだと思うんですが、そのあたりの、そうはいうても、こうやって上がってくるからにはある程度の説明ができるんじゃないかと思うんで、もうちょっと詳しく。

○吉本経済部長

委員さんご指摘のあった県民税なんですけど、これは平成17年4月1日から導入されたやまぐち森林づくり県民税というものでございます。県は今3期目の対策ということで、

平成31年度が事業計画の終期を迎えることになっております。後ほど予算案のところでもまたご説明はいたしますが、31年度予算においては、県民税関係の事業に対し、10分の10の補助金をいただきますので、事業を実施するための予算も計上をしております。

県からのお話によると、国の動向を踏まえ、事業が極力重複しないような施策を検討していきたいというふうにお聞きをしております。31年度は先ほど申し上げたように、森林環境税の譲与税を使った事業と県民税を使った事業、これを市では二本立てでやっ
ていこうというものでございます。

以上でございます。

○河村委員

わかりました。ということは、31年度については県のほうの森林づくり県民税は継続するということなんですね。

○吉本経済部長

仰せのとおりでございます。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○森戸委員

初年度130万円を所有者の啓発に使うということはわかったんですが、前倒しでいただいたわけですから、具体的には36年までは何をどのようにやるのかというのは、ある程度のことは考えられておられるのではないんですかね。早う考えという意味合いで先に来ているものでもないんですかね。そういうふうに私は捉えているんですが。

○西村農林水産課農林水産技術担当課長

森林環境譲与税の今後の活用方法にするお尋ねと思いますが、今のところ平成31年度につきましては、森林所有者の意識啓発、平成32年度以降につきましては、国や県の動向を確認のうえ、更なる検討を進めることとしております。検討の余地がある活用方法として、現状、考えているものをあげれば、例えば森林経営計画の対象となっていない方に対し、事業参加を促すような補助制度の新設、公共性の高い林道の路網整備や、搬出間伐が促進されるような支援事業の新設などがあります。

以上でございます。

○森戸委員

多面的機能の低下というのが、災害の一つの要因になっていると思いますので、目的が達成されるように、森林整備及びその促進に関する事業のために設置をされたわけですから、早いところの計画づくりをお願いをいたします。

以上です。

○土橋委員

1人1,000円ということですが、間違いはないんですか。

○西村農林水産課農林水産技術担当課長

国民1人当たり1,000円ということになっております。
以上でございます。

○土橋委員

1人ということは、家族5人おったら5,000円ということですか。

○西村農林水産課農林水産技術担当課長

課税対象者について、国民1人当たり1,000円ということでございます。

○土橋委員

もうちょっとわからない、何なんて。

○西村農林水産課農林水産技術担当課長

住民税の対象になる方について、1人当たり1,000円が徴収されるということでございます。

○土橋委員

だから、こまい子は別にしても、働きよる人ばかりが5人おったら、ざっくばらんにいうたら、5,000円いただきますよと、一軒家に5人おるのに、そういうもんですか。

○西村農林水産課農林水産技術担当課長

そういうことでございます。

○河村委員

先ほど啓発の話をされたんですが、よく今、特に山やなんかで所有者がわからないというケースがたくさん出ておると思うんですが、このPRちゅうのは、例えば広報みたいな形でPRするのと、直接所有者に対してPRするのと、何かそういうふうに分かれていますか。そうすると、要は所有者をどうやって見つけるかというその話にもつながるんですが。

○西村農林水産課農林水産技術担当課長

意識啓発の方法についてのお尋ねでございますが、今回、実施する意識啓発の方法といたしましては、市内に森林を所有いたします全ての方に対し、意識啓発の文書の送付行いたいと考えております。

このため、所有者を林地台帳や登記簿情報などから調査いたしまして、明らかにした上で郵送することとしております。

以上でございます。

○河村委員

理解できるんですが、要は例えば明治のころの名前が残っておるということを今盛んにやりよるわけですよ。そうすると、そういう山がどの程度残っちよるんかとか、そんな把握やなんかはしておられるんですか。

○西村農林水産課農林水産技術担当課長

今回の取り組みにおいては、それらも含め、進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第28号 光市農業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例

説 明：弥益農林水産課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第29号 光市フィッシングパーク設置条例の一部を改正する条例

説 明：弥益農林水産課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

大変喜ばしいことではあると思いますが、これとその指定管理との関係は何かありまじょうか。

○弥益農林水産課長

指定管理者である、山口県漁業協同組合光支店の方から、施設利用者のニーズがあるということで、このたびの改定になったものです。

以上です。

○河村委員

要は指定管理料金の変更につながるのかどうかというお話。

○弥益農林水産課長

指定管理料の変更にはつながるものではないかとお聞きしますが、
指定管理料の変更にはつながるものではないかとお聞きしますが、
以上です。

○河村委員

そうすると、十分な対応策はとってあるとは思いますが、例えば最低賃金にかかって
しまうとか、そういうことはないようにしっかり指導をしていただけたらと思います。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑤議案第30号 光市事業所設置奨励条例の一部を改正する条例

説 明：芳岡商工観光課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑥議案第1号 平成31年度光市一般会計予算〔所管分〕

説 明：芳岡商工観光課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○土橋委員

プレミアム付商品券のことについてお聞きをいたします。

163ページ、165ページ、23ページ、35ページに書いてあります。商品券が購入できる
対象をもう一度聞かせてください。

○芳岡商工観光課長

プレミアム付商品券の購入可能対象者は、平成31年度の住民税非課税者。ただし、住民税課税者である配偶者や扶養親族と生計を同一する者、あるいは生活保護被保護者は対象外となります。また、国が定める基準日において、3歳未満の子が属する世帯の世帯主も対象となります。

以上です。

○土橋委員

今、非課税の話がありましたけども、家族全部で非課税という考え方ですか。それとも、買う本人が非課税ならそれでいいということですか。

○芳岡商工観光課長

対象者についてのお尋ねですが、非課税者であっても、住民税が課税されている者の配偶者や扶養親族など生計を同一とする者は対象外となります。

以上です。

○土橋委員

すみません、配偶者が。

○芳岡商工観光課長

本人が非課税者であっても、その配偶者に住民税がかかっており、その者の扶養親族となっておる者は、このたびの商品券を買うことはできません。

以上です。

○土橋委員

それで非課税者というたらどのぐらいになります。

○芳岡商工観光課長

現時点では、対象者を約7,500人程度と見込んでおります。

以上です。

○土橋委員

だから、この7,500人というのは、非課税者、一人一人の人数で7,500人ちゅうのが出たんですか。

○芳岡商工観光課長

非課税の対象者につきましては、平成26年から29年に実施した臨時福祉給付金の制度と同条件を用いて算出をしておりますので、その実績を参考に現在、7,500人を見込んでいるところです。

○土橋委員

そんなら、非課税の世帯は券が買えますよと、3歳児未満の子どもがいるところは買えますよということになると、ダブルで買えるということですか。

○芳岡商工観光課長

お見込みのとおりでございます。

○土橋委員

そうすると、1枚が何ぼで、何ぼ分を何ぼで売ののかっていうのをちょっと聞かせてください。

○芳岡商工観光課長

国の実施要領によりますと、1セット5,000円を4,000円で販売すると示されておりますが、1枚当たりの額面については、500円が推奨されておりますが、市区町村のこれまでの商品券事業の実績等を考慮して変更することもできるとされております。

以上です。

○土橋委員

国からの補助金は、予算書を見ると6,300万円からあるんです。その6,356万2,000円の内訳というか、これは何に使われるわけですか。

○芳岡商工観光課長

経費につきましては予算書の163ページに示しております。

本事業は国の10分の10の補助事業で、国からの補助金2億3,156万2,000円全額を充当しております。

内訳としましては、主には、臨時等職員等の賃金や、先ほども申しました住民税非課税者や子育て世帯を抽出するためのシステム変更料などのほか、一番大きいもので、利用者がプレミアム商品券が使われた後、事業者がその商品券を換金するのに要する経費2億1,000万円となっております。

以上です。

○土橋委員

事務的な行動はいつから起こすんですか。

○芳岡商工観光課長

当然31年度事業でございますので、新年度準備が整ったものから行っていくこととなりますが、国の交付要綱などが明確になってから、可能な限り早い時期から着手したいと考えております。

以上です。

○土橋委員

当たり前のことを聞いてみるんですが、消費税8%のままにするというような話になったら、事務費は台無しですいいね。

○芳岡商工観光課長

今、国会でも参議院の予算審議がされております。法整備も整い、予算も衆議院を通っておりますので、このまま実施をされるものと考えております。

以上です。

○土橋委員

あなたの考えを聞いているんじゃないんですよ。要は、そうなったら事務費が何千万円かあるわけでしょう、かかるわけでしょう。それが全部ペアになるということですね。

○芳岡商工観光課長

消費税率の引き上げが実施されなかった場合は、そのことも考えられると思います。

○土橋委員

これやって、景気回復につながるとあなたは真剣に思っておられるんですか。

○芳岡商工観光課長

私の考えは控えさせていただきますが、商品券の発行額からいけば、2億1,000万円程度の金額が市内を限定に投下されるわけですから、一定の効果はあろうと考えております。

以上です。

○土橋委員

商品券は5,000円を4,000円で買うちゅうことですけども、何枚でも買えるちゅうわけでもないんでしょう。

○芳岡商工観光課長

住民税非課税者は1人当たり5セット2万5,000円分まで、3歳未満の子を持つ世帯主は、子1人につき5セット。ですから、もしお二人いらっしゃれば10セット購入することができます。

以上です。

○土橋委員

これは話ですから、誤解のないようにしてもらいたいんですが。例えば非課税世帯の人が、私は貧しいから買うに買えんのだというような話をする中で、ほんならわしが買

いましょうと。そういうような事件を防ぐために、何か手だては打ってあるわけですか。

○芳岡商工観光課長

国の要領によりますと、販売をするに当たって、本人確認等を実施するように示されております。

以上です。

○土橋委員

だから、対象だという証明、買いに行くのにですよ。私はこういう者でありますというのを提示するわけですか。

○芳岡商工観光課長

国の要領によりますと、非課税者に対しては、事前に対象となる可能性のある方から申請をしていただき、課税状況を確認した後、引き換え券を送付するようになります。それから、3歳未満の子を持つ世帯主に対しては、6月1日時点での世帯の状況がわかりますので、市のほうから引き換え券を送付するように予定しております。

○土橋委員

あなたのところは税金をどうのこうのというのが本職じゃないからあれじゃけども、例えば7,500人というけども、うちの家でいえば、私がおって妻がいる。私は課税対象である。妻は非課税で申告した。そうか、非課税なら申告はせんか。こっちの扶養に入るか。でも、そんなことというのは、7,500人全部そのようなことがわかるんですか。

○芳岡商工観光課長

税収入に関しましては、課税するためのシステムが業務として確立していると思っておりますので、把握ができると考えております。

以上です。

○土橋委員

最後に、最高5セット買えるんだということでありましたけども、非課税世帯で3歳児が1人おれば10セット、2人おれば15セットまでが買えるという認識でええですか。

○芳岡商工観光課長

繰り返しになりますが、非課税の方で、なおかつ3歳未満の子供を持つ世帯主でいらっしゃれば、本人の非課税分5セットと子供1人につき5セットですから、子供が2人であれば15セットまで購入することが可能でございます。

以上です。

○森戸委員

プレミアムの続きで、販売方式はどちらに買いに行くようになるんですか。

○芳岡商工観光課長

引き換え方法については、市町村が決めることになりますので、新年度になってから検討していくことになろうかと思えます。

以上です。

○森戸委員

今までだと、市内を何カ所かに分けて販売を何日間か決めてやったわけなんですけど、そういう形になるんですか。

○芳岡商工観光課長

そのあたりも含めて検討することとしております。

以上です。

○森戸委員

販売店はどのような形で募集をするんですか。販売店というか、その券を使えるお店ですね。

○芳岡商工観光課長

販売店につきましては、国の要領によりますと、広く使える、利便がよくなるように努めることとされておりますので、公募をすることも考えております。合わせてこれまで取り組んできたように商工会議所や商工会を通じて広く募集も行っていきたいと思っております。

以上です。

○森戸委員

公募ということですから、今までは商工会議所の加盟店舗とか、そういうような形だったと思うんですが、今回はこの商品券を使えるお店を募集するということですね。

○芳岡商工観光課長

商工会議所や商工会の会員に限らず、公募に応じた事業者を商品券の利用店舗として登録することを見込んでおります。

以上です。

○森戸委員

今までだと実行委員会をつくってやったわけなんですけど、今回はどういう形になりますか。

○芳岡商工観光課長

国の実施要領によると、本業務の執行におきましては、非課税想定者への通知や申請受付等税情報に関することや、住民基本台帳に基づく子育て世帯主の決定まで個人情報を取り扱うこととなるため、基本的に市が実施主体となることが想定されております。このため本市におきましても、市直営による実施を基準に考えております。

以上です。

○森戸委員

デザイン等の委託が上がっていますが、今までのようなものを踏襲するんですか。また新たにつくるんですか。

○芳岡商工観光課長

平成26年、27年、28年と3カ年実施した商品券事業のうち、27、28年度については伊藤公のイラストを用いたデザインを採用しておりますが、新年度につきましては、これから検討していくこととしております。

以上です。

○森戸委員

それと、今までであれば小規模店への優遇というのがあったんですが、そういうものは今回はどうなんですか。

○芳岡商工観光課長

国の実施要領によりますと、国庫補助の対象となる事業につきましては、先ほどの会議所等の会員に限定するのと同じですが、利用可能店舗の限定をかけることを想定しておりませんので、店舗の規模などに対しても限定することなく、公募に応じた全ての店舗において同一に使用できる環境を整えることとされております。

以上です。

○森戸委員

了解しました。

○萬谷委員

それでは、161ページの地域公共交通網形成事業の説明の中で、船の乗り方教室をやるとありますが、導入の背景等お答えください。

○芳岡商工観光課長

船の乗り方教室のことですが、県内の離島航路の利用者が減少傾向にあり本市においても、うしま丸の利用者の減少は大きな課題と捉えております。

こうした中、山口運輸支局が県内他市で実施している船の乗り方教室を、来年度、本

市のうしま丸で実施したいとの提案を受けたところでございます。

公共交通網形成計画の施策の一つに、牛島航路の観光客の利用促進を掲げており、その具現化につながる可能性のあるものと考え、このたび山口運輸支局と連携し、実施しようとしているものでございます。

以上です。

○萬谷委員

了解しました。

続きまして、163ページ、光ブランド創出事業、今回展示会の出展費まで拡大をするというふうに説明をされましたけども、これもどのような背景で、ちょっと詳しくご説明いただければと。

○芳岡商工観光課長

光ブランド創出事業について、本市では本年度から、土産品を通じた光の名前の発信と市内の産業振興や魅力ある観光資源の創出を目的とした光ブランド創出事業に取り組み、4点の土産品が完成しているところでございます。

さらに、光のイメージの向上につながり、本市のPRツールとして期待が持てる秀逸な食べ物土産品について、光セクションとしてブランド認定することを予定しております。

来年度におきましては、引き続き、光ブランド創出事業補助金による土産品の開発支援に加えて、光セクションを初めとした土産品、特産品のPRと販路開拓を図るため、事業者が展示会等に参加する経費の一部を補助する制度として、特産品販路開拓促進補助金を創設するものでございます。

以上です。

○萬谷委員

了解しました。開発とか販路を広げるために支援をするというのもいいんですけども、でき上がったその後の1年たって、2年たってというところの支援とかも、いろんな光のお土産として積極的に持っていくとか。でも、既存の店、既存の商品もあるので、そこだけたくさん使うわけにはいかないかもしれませんが、その後の支援という部分に関してはどのようにお考えですか。

○芳岡商工観光課長

光ブランド創出事業を活用された土産品や光セクションとして認定された商品につきましては、市や観光協会のホームページやSNSでの情報発信はもちろんですけども、市の執行部だけでなく、商工会議所や商工会等の会員の皆様に御協力をいただき、もちろん市議会の皆様にも御協力をいただき、視察や出張時、または来客にお渡しする手土産品としていただくようお願いをしまいたいと思っております。

さらに、ひかり花館や里の厨、ゆーぱーく光など、市の関連施設や商店、観光客が多

く利用される宿泊施設での販売、さらに、ふるさと光応援寄附金の返礼品などとして積極的にPRや販売促進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○萬谷委員

了解しました。市議会のほうも視察先に持っていく機会がありましたらぜひですね、機会がありましたらといったら失礼ですけど、しっかりと頭に入れて対応したいと思います。

以上でございます。

○畠堀委員

すみません、プレミアム商品券の件で、先ほどの質疑を通じてかなり理解したんですけど、1点ほど確認したい件があります。

先ほどの話では、対象者が7,500人ということで、その中でいろんな条件によって購入セット数の限度があるんだと。その場合、その限度数と7,500人の方が目いっぱい買ったときの総セット数ですね、その数と償還金の2億1,000万円と、この金額の関係はどのような関係になっているのか教えてください。

○芳岡商工観光課長

先ほどは、住民税非課税者の想定人数が7,500人程度と申し上げましたが、これに加えて、3歳未満の子どもを持つ世帯主に対する商品券が、子どもの数として約900人を想定し、合わせて8,400人程度を想定しております。ですから、上限購入限度額の2万5,000円に8,400人を掛けた2億1,000万円の発行総額を歳出で、それを1セット5,000円の商品券1セットを4,000円で売りますから、4,000円の5セットで2万円、それ掛ける8,400人を売上額1億6,800万円を歳入で予算計上しております。

以上です。

○畠堀委員

わかりました。ありがとうございます。

別の質問になりますけども、161ページに光零細企業相談所の補助金というのがあります。これは通年で例年8万1,000円という形で拠出されておるわけですけども、特にこの零細企業というところに特定した取組みのように見えるんですけど、これの内容についてと、効果としてどのような効果が出ているのか教えていただけたらと思います。

○芳岡商工観光課長

本市では、経営改善や記帳、金融法律問題に対する指導や助言、援助などを行っております光零細企業相談所に対して補助金を交付し、本市の中小企業の経営基盤強化を図っているところでございます。

この光零細企業相談所は、現在、会員が約130名で、基本的には従業員5人以下の事

業者、主には建設業に従事するひとり親の方が9割で構成されているとお聞きをしております。本市では同相談所に補助金を交付することで小規模企業者の経営支援を図っているところでございます。

以上です。

○畠堀委員

実際にこれ取り組まれているのは商工会議所ではなく、どういう組織でやっておられるんですか。

○芳岡商工観光課長

組織として、光零細企業相談所という団体でございます。

以上です。

○畠堀委員

わかりました。中小企業を対象とした取組みもありますし、零細という形でまた細かにやっただいているんだなということがわかりました。ありがとうございます。

それからもう一つ、167ページの梅まつり実施体制強化事業交付金ということで拠出されておりますが、これ事務事業評価のほうを見てみますと、今後も継続して運営体制等の見直しを図り効果を検証していくというようなコメントがあるわけですが、今現在で何かこの梅まつりについて検討されているようなことがあって、披瀝できるようなことがあれば披瀝いただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○芳岡商工観光課長

今ちょうど開催期間中で、今年で32回目を迎えた梅まつりでございますが、こちらは、梅まつり運営協議会が主催し、昨年、一昨年は7万人を超える観光客に訪れていただいたところでございます。

実施体制についてご質問をいただきました。現在、協議会では会員の増強等を図っており、新たなアイデアやノウハウを持たれている方を募集し、盛り上がりが続くように検討しておるところでございます。

以上です。

○畠堀委員

光市においては、この梅まつりはかなり成功事例に入るし、多くの方が市外からも来ていただいているというふうに評価しております。そういった中で、さらにそういった内容の充実に向けて取り組んでいただいているということで今後も期待しておきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○河村委員

137ページの光市シルバー人材センター助成事業について、この運営補助金というのはたしか計算式があって、目いっぱい金額なんですか、この金額は。

○芳岡商工観光課長

シルバー人材センターに対する補助金でございますが、これは国の補助制度と足並みをそろえるように交付をしておるものでございます。現在は、国が示しておりますシルバー人材センターの規模に応じた補助限度額よりも少ない額となっております。

○河村委員

どういう掛け算か知りませんが、その下のワークプラザの運営事業というのは、その同じ建物が入っているところの、恐らくこれ光熱費なんかが入っているような気がするんですが、上乘せじゃない。

○芳岡商工観光課長

ワークプラザは公の施設として商工観光課で所管しておりますが、現在、2団体が入居をされており、使用料を納めていただいております。

以上です。

○河村委員

2団体ちゅうのは、森林組合とシルバー人材センターじゃろ。この光熱水費というのは金額が大きいから、要はその2団体が使う光熱水費だと思われるわけでございますが、家賃をもらいよると。要は光熱費は負担しなくてもいいほどの家賃をもらいよるといふうに聞こえるんですが、そうなんです。

○芳岡商工観光課長

それぞれの2つの入居団体から光熱水費を別途いただいております。

以上です。

○河村委員

すみません、じゃあ、家賃はいくらもらっているんです。

○芳岡商工観光課長

29年度でシルバー人材センターから166万5,000円、森林組合から41万4,000円となっております。

以上です。

○河村委員

わかりました。159ページの離島航路のほうの公衆トイレの清掃業務委託料が16万8,000円、岩田駅のほうのたしか清掃委託料が45万円ぐらいじゃったですかね。その今

の関係はどんなんですか。トイレの大きさが違うから金額が違うのか。説明をしていただけますか。

○芳岡商工観光課長

離島航路運行助成事業の公衆トイレ清掃業務委託につきましては、室積港にあります公衆便所の清掃を牛島海運に委託しているもので、多目的トイレ1基の便所を月8回清掃しているものでございます。これに対して、岩田駅につきましては、男女別のトイレを月に12回の部分清掃と、月に1回、床やガラスまでを含めた全体清掃を実施するようにしております。

以上です。

○河村委員

それから、165ページの観光施設のところの公衆トイレ等の清掃委託550万円、虹ヶ浜ほかということじゃったんですが、何カ所のことを言うてですか。

○芳岡商工観光課長

公衆トイレの清掃等委託料でございますが、まず、虹ヶ浜が公衆便所5カ所、室積が公衆便所6カ所、それから石城山の山頂にある公衆便所1カ所、その他、コバルト台地や茶臼山等にある便所の清掃を実施しています。

以上でございます。

○河村委員

それぞれとすると、金額が低いというのは、月に1回とかという格好になるわけですか。

○芳岡商工観光課長

施設によって清掃回数は異なります。虹ヶ浜は7、8月の海水浴客が多いときは、1日2回で月に24回、その他は1日1回の月のうちの8日間、海岸の清掃パトロールと合わせて行っております。室積は7、8月に25回、その他は月に4回実施しております。

それから、石城山の公衆便所は、利用状況に応じて適宜行うようにしております。

それから、コバルト台地や茶臼山につきましては元旦登山の前、年末に実施をするようにしております。

以上です。

○河村委員

すると、これは1日の値段がいくらというふうに決まっているんですか。

○芳岡商工観光課長

虹ヶ浜につきましては、長期継続契約で入札を実施しております。室積につきましては

は、最低賃金を参考に個人の方に業務委託をしております。そのほか、石城山等もシルバー人材センターへ業務委託をしていますが、1カ所1日いくらというものは定めておりません。

以上です。

○河村委員

例えば入札にかけるにしても、当然入札するに想定単価というのが出てくるので、想定単価がいくらなのか。それから、先ほどの岩田駅やら牛島の駅のトイレ清掃との兼ね合いを含めて、どこかでやっぱり整合性というのをとつとかないといけないんじゃないかなというふうに思われますので、そのあたりのところは、また今度お尋ねしますからしっかりあれしといてください。

それから、コバルト台地なんですけど、元旦登山やるのに、体育が持ちこたったトイレを撤去したのよね。今回、仮設トイレを置いて対応したのよね。困ってコミュニティのほうでお話ししてもらったんですが。このコバルト台地のトイレというのは、どこのことを想定をしておるんですか。今、あそこのまだトイレ残っちゃるところがありますかいね。

○芳岡商工観光課長

今現在、コバルト台地に2カ所と把握をしておるんですが、具体的な場所については未確認でございます。

以上です。

○河村委員

わかりました。当然管理費を払うからには自分の持ちもんだと、こういうことが前提になると思うので、そのあたりの体制もきちっと整備をしておいていただくようお願いをしておきます。

それから、その段の下段のほうにAEDの借上料ちゅうのが8万円というのがあるんですが、これは海水浴場のために室積と虹ヶ浜と両方に1台ずつとか何かあるんですか。

○芳岡商工観光課長

仰せのとおりでございます。

○河村委員

1カ月とか2カ月にするとちいと高いような気がせんでもないんですが、そのあたりのところも見積もりみたいなものをもってやりよってんですか。

○芳岡商工観光課長

当初導入したときより事業者を見直して、より安価な機器に変更しております。

以上です。

○河村委員

たしか年間が何ぼやった、5万円ぐらいじゃったですかいね。そのあたりのところもちょっと参考にしといていただけたらと思います。

さっきちょっと梅まつりの話があったんで、今回も料金の徴収の話があって、料金の徴収料と要は委託費の関係が、バランスがとれんのじゃないかというような御指摘もあるんですが、そのあたりはどんなですか。

○芳岡商工観光課長

梅まつり期間中の公園への入園料につきましては、建設部が所管をしておりますので、私からはお答えを控えさせていただきます。

以上です。

○河村委員

それから、よそじゃったらあれですが、外国人の雇用について、商工でええんですかね。特に4月から受け入れの拡大ということにつながっているわけですが、従前でも結構、雇用数というのが結構あるんですね、周防の工業団地とか。そういったものでこの4月以降に計画をされているようなことがあるんでしょうか。

○芳岡商工観光課長

外国人の雇用について、市内の事業者がどのような計画をされているかは、把握しておりません。

以上です。

○河村委員

単純労働にも拡大されるということですから、把握をする必要があるんだと思うんですが、極力、法人というか雇用に努めていただきたいわけですが。そうはいいながら、事業者には事業者の当然何かあると思いますので、そのあたりの考え方についても、ある程度整理をしておいたほうがいいんじゃないかなと。外国人の方がお住まいになるということは、その分トラブルが結構増えてくるんで、そのあたりの対応策についても、国のほうの考え方が出てきたのは、要は市町にある程度委ねるという話になっていますので、そのあたりの考え方を少し整理をしておいていただけたらと思います。

以上です。

説 明：國本農業委員会事務局長 ～別紙

質 疑

○河村委員

利用権の設定の話が出たんですが、今農地の集約をしたりするのに、利用権の設定は

絶対条件ですか。

○國本農業委員会事務局長

おっしゃられる意味が、補助金等の対象ということなのかと理解するんですが、間違いございませんでしょうか。

○河村委員

全てにおいて。

○國本農業委員会事務局長

利用権設定による担い手への集積と申しますものは、まず目標というものがございませぬ。何年までに何%、担い手が農地の何%までを集約するという目標がございませぬ。それと、補助金に関しましては、一定のエリアの中で何%以上の集積を達成したときにいくらかの補助金が出る、そういったメリットツールがございませぬ。

以上でございませぬ。

○河村委員

だから、そのメリットがあるから、その場合には利用権を設定しなければだめだということでもいいんです。

○國本農業委員会事務局長

利用権設定など、法的に適法な権利の集約ができたものが、確認されて初めて補助の対象になるということでございます。

以上でございませぬ。

○河村委員

昔でいうところの小作権との違いというのはあるんですか。それが結構、昔の小作権を頭に入れると嫌がる方が多いように私には思えたんですが、この利用権を設定ということに対して、特段の困難なことというのはない。

○國本農業委員会事務局長

まず、農地の法的な貸し借りにつきましては、基本、農地法第3条による権利の設定、これは許可行為でございます。これが大原則でございますが、農地の流動化を図るために、今の農業経営基盤強化促進法でいう利用権設定、これは期間を設定いたしまして、その期限が来れば必然的に一旦所有者に戻ります。そうした安全を担保した上で農地を動かそうという制度設計でございます。農地法によるものは、基本、適法に使っておれば自動更新ですから、返ってこないというような危険を取り去った、新しく農地を動かす制度がこの利用権設定でございます。

以上でございませぬ。

○森戸委員

農地利用最適化推進委員さんのお仕事は何なのかと、委員さんとの違いがわかれば教えていただけますか。

○國本農業委員会事務局長

一昨年、制度改正の折に農業委員会の役割を分けまして、農業委員会の委員さんにつきましては、主に審議・議決をすること、農地利用最適化推進委員さんについては、現場活動をする事、これが法で分けられた役割分担でございます。

しかしながら、現場も見ないで判断することはできないということから、光市では、基本的に役割は分けてはございますが、農業委員さんも現場を見られます。最適化推進委員さんも総会へ出席をしていただきます。2つの委員さんが両輪のごとくかみ合ってお仕事していただく。そういう形をとっております。

以上でございます。

○森戸委員

どちらでもいいんですが、例えば農地を転用される場合、手続ですよ、現場に行つて。手続をされるのは、この農地利用最適化推進委員、両方がやるということによろしいんですかね。わかりました。

転用の許可を出した後、実際にそれが最適かといいますか、適正といいますか、に利用されているかどうかのチェックというのは誰がするんですか。

○國本農業委員会事務局長

ただいまのご質問、農地の転用ということでございますが、私ども農業委員会は転用の許可申請が上がってきましたら、審査の上転用許可を出します。その後の完了届を受理して確認いたしましたら、その後はもう農地ではございませんから、私どもからは手が離れます。

以上でございます。

○森戸委員

わかりました。開発したら開発したところがチェックをするということですね。

例えば農家の住宅、分家といいますか、分家でいいんですかね、家を建てられてそれがそのように使われていない場合は、ここが農業委員会から全く離れるということになるんですか。要は転用されて適正に使われていない状況をそのままここは置いとくということになるんですかね。

○國本農業委員会事務局長

先ほど申し上げましたように、農地転用の目的、内容等々の申請が申請どおり完了していることを確認をしたものが完了届及びその受理でございます。それが一旦終わっ

た後、用途を変えられることについては、農業委員会では関知できません。
以上でございます。

○森戸委員
わかりました。

説 明：弥益農林水産課長 ～別紙

質 疑

○河村委員
最初に、県の統一農協ができたということで、ある意味でいやあ、南すおうと周南農協が一緒になるようなもんですから、農業の推進には結構役に立つような気がするんですが、何か変化があるんでしょうか。

○弘農林水産課地産地消担当課長
農協、JAの合併に伴う御質問かというふうに思います。この件につきましては、直接市のほうに影響というのは余りないところが実際ではございますが、南すおう農協、それからJA周南、周南農業協同組合ですが、こちらが合併はいたしますが、今後も区域としては今の範囲が残っているということになりますので、基本的な部分でのJAグループの合併に伴う大きな影響は、すぐには発生しないのではないかというふうに感じられるところでございます。
以上でございます。

○河村委員
145ページの県営土地改良事業借入金償還補助金のちょっともう少し詳しい説明をお願いできていいですか。

○西村農林水産課農林水産技術担当課長
県営土地改良事業借入金償還補助金についてのもう少し詳しい説明でございますが、これは昭和56年から平成11年までの間に県営事業として塩田地区ではほ場整備事業が行われました。このほ場整備事業の地元が負担する受益者負担金に対し、その償還を支援する補助金を光市が支出するものでございます。
以上でございます。

○河村委員
受益者分担金というのは、ほ場整備をやったときに8%ぐらいの個人負担というか、それを返済を長期間で払うわけですが、それについての返済金の負担なんですか、金利の負担なんですか。

○西村農林水産課農林水産技術担当課長

当時のほ場整備事業の負担割合ですが、国が50%、県が25%、地元が25%となっております。この地元25%の負担金に対して、市から償還補助金55%分を交付するという事業でございます。

以上でございます。

○河村委員

制度としてそういう制度が残っておったということになりますが、あともう何年ぐらい残っているんです。

○西村農林水産課農林水産技術担当課長

償還が完了するのは、平成35年度となっております。

以上でございます。

○河村委員

それから、その下の単独土地改良事業の中の水路改修、柏木ため池の下流だということなんですが、具体的にはどっか図面を見いというふうに言われましたが、何ページじやったですかね。

○西村農林水産課農林水産技術担当課長

柏木ため池につきましては、図面は添付されておられません。位置につきましては、今回改修するため池の余水吐から平地に落ちるところまでの間については水路改修を行いますが、それから幹線水路までの間が整備できませんので、この間を市の単独土地改良事業により整備する計画としております。

以上でございます。

○河村委員

とすると、ちょっと今場所がよくわからないんですが、当然堤をやめれば、いつきに流れてくるということで、その下流対策が必要だというのはよくわかるんですが。場所的には例えば距離が1 kmあるうちの今回100mほどやるとか、何かそういう長い計画じゃないんですか。

○西村農林水産課農林水産技術担当課長

全体計画は整備延長が150mでございます。3カ年に分けて、今年度、平成31年度は50mを実施する予定としております。

以上でございます。

○河村委員

わかりました。3カ年事業であるならば、できたら図面でもお示しいただいたほうが

ええような気がいたします。

それから、147ページですね、土地改良区合同事務所事務費補助金ということで、千田郷と大和の事務処理をとということなんです、毎年、質問をしておったところでもあるんですが、そんなに今仕事があるようにも思えないんですが、何か相当分のものがあるんでしょうか。

○西村農林水産課農林水産技術担当課長

光市土地改良区合同事務所の現状の役割や業務量などに関するお尋ねと思います。合同事務所の主な役割といたしましては、千田郷、大和と2つの個土地改良区がございしますので、これらの各種調整業務があり、具体的には、賦課金の滞納者対策や担い手となる法人との連携、農地の多面的機能の保全に取り組む団体との調整などがあります。

また、定款に義務づけられた会議等の執行はもちろんですが、日常的な維持管理として原材料支給支援、また、土地改良区はたくさんの土地改良施設を保有しておりますので、その施設の占用等の施設管理業務、また、土地改良施設の補完工事の外注、今回のような災害における対応や、水利施設の長寿命化対策などがございます。

また、近年の動向といたしまして、昨年、土地改良法が一部改正された関連で、今回、歳出の方で予算化されております光市土地改良事業補助金でございしますが、こちらは国庫補助事業を活用し、土地改良区が実施主体となって、事業を進めていくものでございます。この調整を図っているのも合同事務所でございます。

以上でございます。

○河村委員

今、その下の土地改良事業補助金、水利施設と言われたんですが、これもうちちょっと詳しく教えてもらっていいですか。

○西村農林水産課農林水産技術担当課長

光市土地改良事業補助金について、もう少し詳しくご説明いたしますと、この事業は農業の持続的な発展を後押しするため、土地改良区が所有する農業水利施設の機能診断及び保全計画、そして、その計画と共に一部、長寿命化に係る施設の補修などを行う事業でございます。

この事業で行う機能診断及び保全計画につきましては、平成31年度、大和土地改良区で取り組む予定としており、事業費1,000万円、国庫100%の補助事業となっております。

また、長寿命化に係る施設の補修につきましては、今回、千田郷土地改良区で事業費400万円の水ポンプ補修工事を予定しておりますが、事業費に対し、国50%、県10%、市23%の補助金を市から土地改良区へ支出する予定となっております。

以上でございます。

○河村委員

その後、多面的機能支払交付金、5団体というふうに言われたんですが、これについて

てもう少しお示してください。

○西村農林水産課農林水産技術担当課長

多面的機能支払交付金の5団体についての詳しいご説明ですが、新年度、活動を予定している団体は、千田郷、東荷、鹿ノ石、佐田、石城の里でございます。

活動内容といたしましては、農地維持支払、資源向上支払については全ての団体を取り組んでおりますが、資源向上支払、長寿命化につきましては、鹿ノ石以外の4団体を取り組んでいる状況でございます。

以上でございます。

○河村委員

要はお金が出ていくんで、例えばどういうお金のうちの何割とか、そういう話はないの。全面的にこっちから支払いをするという。

○西村農林水産課農林水産技術担当課長

活動対象面積に対して、10アール当たりの単価が定まっております。その単価に基づき計算した交付額を活動団体に交付するという仕組みになっております。

以上でございます。

○河村委員

この間もちょっと話をしたと思うんですが、島田川土地改良区、旧ということになるわけですが、まだ農業振興地域でそのまま残っておると思うんですが、長寿命化計画とか保全とかという恐らく希望があるんじゃないかと思うんですが、そのあたりの対応策というのはどっか別に考えとってですか。

○西村農林水産課農林水産技術担当課長

島田川土地改良区が保有していた土地改良施設などの維持管理及び長寿命化などに関するお尋ねですが、現状の注視すべき問題の一つとして、川西用水路があり、これにつきましては、施設自体もかなり老朽化が進んでおりますし、何らかの対策を打たなければならないということにつきましては、市も、水利権者と同様、認識しているところでございます。また、島田川土地改良区が解散してから、相当な時間が経過しているところもあり、当時、受益者であった方も農業をやめられたり、市街化区域内に農地を所有されている方につきましては、もう農地がなくなっているというところもございます。こうした状況を踏まえ、現状、受益面積の確認を行っております。この作業が終われば、川西水利組合の代表者を通じ、今後の方向性について話し合いが進めていけるよう、調整を図って参りたいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

とすると、川西の土地改良区が、ある意味でいえば島田川土地改良区のような形で、新しい体制で今の保全事業を進めていこうということになるんですか。

○西村農林水産課農林水産技術担当課長

このような大規模な土地改良施設が存在する以上、それを誰かが維持管理していかなければならないということなどを考慮すれば、そうした方向に進めていくことになるかと考えております。

以上でございます。

○河村委員

できれば早く従前の組織のようなものを立ち上げていただいて、やっていただいたらと思います。

それから、その下の周防多目的集会所の管理運営事業ということで、先般の水害に遭ったということですが、それまでにも何回かつかったんですね、その建物が。ある意味でいやあ、避難所的な意味合いで多目的集会所ができたように聞いておりますけれども、再々つかるといふことであれば、周辺の護岸の改修とか、あるいはかさ上げとか、何か対策が要るんじゃないかと思うんですが、そんなところまでは検討する機会はないんですか。

○弘農林水産課地産地消担当課長

護岸工事のことになりますので、直接ちょっと担当ではないので、どうというお答えはいたしかねるところでございますが、実際、集会所については、3回つかったという記憶は持っておるところでございます。

以上です。

○河村委員

だから、例えば修繕料を使うに当たっては、またそういった状況には陥らないような対策というのが何か要るのか。というのは、畳にしても普通の畳じゃなくて、ビニール畳というんですかね。そういう最初から対策ができていたような畳に切りかえるとか、何か、もしも被害に遭っても、それが余りお金がかからずに済むというような方法があるのかなのか。

○弘農林水産課地産地消担当課長

今、修繕の方法ということかというふうに思います。今から細かい部分は決めてまいりますので、今ここでこういうふうにするというふうには申し上げにくいところですが。例えば修繕のエアコン部分の備品購入等につきましては、室外機が今回つかってだめになったという経緯もございますので、かさ上げというか、つからない部分に上げるとか、そういったところは具体的にそこら辺はしていきたいということは考えているところでございます。

豊等につきましては、ちょっと今後業者等とも協議しないとわからないところもありますので、こちらについてはちょっと勉強させていただければというふうに思います。
以上です。

○河村委員

エアコンについては室外機をかさ上げするというのでございましたので、そういった方向で検討してつけていただけたらと思います。

149ページの加工センターの管理運営事業というのは、ちょっと詳しく教えていただけますか。誰か管理人を置いて何か料金徴収をしているとかというんじゃないくて、どういう状態なのか。

○弘農林水産課地産地消担当課長

特に管理人さんを置いているわけではございませんが、主に使用団体としては生改連さんがみその加工でありますとか、そういったことをしておられるとでございまして、使用等につきましても、その団体等からいただくということで、直接こっちのほうで管理しているという状況でございます。

以上です。

○河村委員

151ページの市民の森保全事業、自然観察林保育事業委託料9カ所というふうに言われたんですが、ちょっともう少し詳しく教えてください。

○弥益農林水産課長

市民の森全体は12カ所でございます。このたび現地精査の関係上、鬮伽の池、かおりの森、紅葉の谷を管理を取りやめて9カ所にしております。

以上です。

○河村委員

この市民の森というのは、コバルトラインのことやろ。

○弥益農林水産課長

そのとおりでございます。

○河村委員

コバルトラインのこの森、たくさんあるんですが、県がつくったんじゃないの。

○弥益農林水産課長

昭和52年に県の保健保安林に指定され、県事業において環境整備されているところでございます。

以上です。

○河村委員

とするならば、県の補助があったんかいね。市がお金を出さなきゃいけないの。

○弥益農林水産課長

設置においては県事業で行っておりますが、維持管理においては市のほうで行っております。

以上です。

○河村委員

名前忘れたんですけど、以前、上から滑ったりするようなどこがあるんですが、藤棚をやりかえたときがあるんですが、それは県がやった。

○弥益農林水産課長

申しわけございません。よく把握しておりません。

○河村委員

そういったところも結構ひといていただいて、きれいにさせていただくことは大変ありがたいんですけども、もうでき上がったときに比べると、利用者も余りおらないんですいね。私も子どもが小さいころはよう行きよったんですよ、あそこへ。ええんですけど、何人か複相したときには、車でいきますからとめるところがなかったりするんで、余り都合がよくなかったりするで、一回この市民の森全体の何か計画みたいなものをつくっていただくと、車で行かんでも歩いて行けということなら、入り口に駐車場でもつくってやってみるとか、そういう何か計画づくりのほうがかえってありがたいような気がしますのでお願いしたらと思います。

・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

有害鳥獣対策事業、今までと同じような形でのせておられるんですが、30年度については余り成果が上がっていない。上げていないというふうに思えるんですが、何か対策として考えたことがあるんでしょうか。

有害鳥獣で要は被害の状況なんかも報告をしない。要するに、はあ、ええと、百姓もやめたという方が非常に多くなってきていまして、要は市のほうの姿勢としたら、前年度よりもこのくらいは何とか捉えたというふうな姿勢があれば、もう少し説明のしようもあるわけですが、一遍に半分とかその程度になってしまうと、はあええと、わざわざ電気柵をやったりいろんなことをやって努めてきたけれども、もうこれ以上はできんというような家が出てきていますので、ぜひ今年度について今までの反省を踏まえて、ど

ういうふうになればええのかというのを、今たしか有害鳥獣の今から会議がありますよね、そういった中でしっかり方針を示していただいて、特にイノシシについては狩猟に励んでいただくようお願いをしておきます。

それから、小規模治山のところで、意外に受け手の住民からすると、自分の持ち出し分について理解をされていない方が結構いらっしゃるんですよ。そのあたりの説明というのは、何かやっぱり口じゃ足らんんじゃないかなと。何か書き物みたいなもので、こういうふうに金額的に何ぼになったら、これ以上は負担金が何ぼ要りますよとか、そんなものが示せたら、そういったところもなくなるんじゃないかと思しますので、お願いをしておきます。

それから、光・熊毛地区栽培漁業協会負担金ということで383万9,000円上がっておりますが、栽培漁業センターがあって、結構みんなの注目も集める中で中間育成ができておったのが、今は余り目に触れなくなった。住民からするとよ。漁業者からすりゃあ、今までとえんも変わりゃせんかもわかりませんが、そういった意味合いでは、漁業の振興について少し意欲が減退しているんじゃないかなというふうに思います。

今回、分割して土地を売ろうとこういうお話じゃったと思うんで、ぜひそのあたりのところの対策も含めて、漁業としての6次産業化を図っていこうという話なら、もう少しアピールをしていただくようお願いをしておきます。

それから、あそこの栽培漁業センターの沖の、今船の係留場ですが、あれについての要は誰が管理するかということになるわけですが、できれば料金の問題を含めて、港全体の計画をつくっていただいたらいいかなと。

本来の目的でいえば、漁業者のための漁港というふうに私には理解していますので、プレジャーボートについてもとめようということならば、法的な整理を含めてできるようにきちとやっていただけたらと思いますので、お願いをしておきます。

それから、その下の水産物供給基盤機能保全計画変更策定業務、戸仲と言われたんですが、ちょっともう少し中身をお知らせいただけますか。

○西村農林水産課農林水産技術担当課長

水産物供給基盤機能保全計画変更策定業務に関するお尋ねですが、これは漁港の長寿命化を図ることを目的として実施するもので、水産物供給基盤機能保全計画のうち、戸仲地区、八幡地区につきましては、計画策定時は改修の必要がない健全な施設とされておりましたが、現状は著しく老朽化が進捗しており、漁業者の利用に支障を来すような状況となっております。このため、国庫補助事業を活用し、実施できるように、計画の変更を実施するものでございます。

以上でございます。

○河村委員

これでいくと、32年度ぐらいから工事に着手できるという理解でええですか。

○西村農林水産課農林水産技術担当課長

国への申請後、採択されることが条件となりますので、その辺の進捗状況により、実施時期が決定していくものと考えております。

以上でございます。

○河村委員

わかるんですが、じゃあ、早かったら32年度には進められると。例えばこの策定業務そのものは、いつごろ上がるんですか。

○西村農林水産課農林水産技術担当課長

平成31年度中には完了いたします。

○河村委員

だから、それを前倒しで、要は例えばこの4月から発注すれば、年内とかあるいは秋口とか、そういうふうな要は発注の仕方ですが。

○西村農林水産課農林水産技術担当課長

補助事業の申請でございますので、今年度は事業計画の策定、次年度で事業採択申請を行い、採択されれば、事業化という運びになりますので、必要な期間は要するものと考えております。

○河村委員

わかりました。

それから、157ページのフィッシングパークの管理運営事業なんですが、県漁協の光支店で要は契約の相手先で足りるかというお話をしておりましたが、それはお答えはどうですか。

○弥益農林水産課長

本店にも確認しております。光支店で大丈夫です。

以上です。

○河村委員

終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

5 病院局関係分

(1) 付託事件審査

①議案第34号 光市病院等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

説 明：川崎病院局経営企画課長兼新光総合病院建設副室長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第35号 光市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

説 明：川崎病院局経営企画課長兼新光総合病院建設副室長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第7号 平成31年度光市病院事業会計予算

説 明：桑田病院事業管理者、川崎病院局経営企画課長兼新光総合病院建設副室長 ～別紙

質 疑

○土橋委員

先ほど説明のときにもちょっとありましたけれども、まず院内保育園についてちょっとお聞きをしたいと思いますが、一通りの口頭説明でありましたけれども、院内保育の現状をちょっとお聞きをしたいというふうに思っております。

○田村大和総合病院業務課長

院内保育の利用者の数でよろしいでしょうか。利用者の数ですが、平成30年ですと、月平均、常時保育が7.5人という状況でございます。一時保育の利用ですが、これは半日であったり、時に1日利用するという人数でございますが、それが1.7人でございます。

○土橋委員

10月から保育料の無料化の問題があるんですけどね。この無料化は、院内保育園は適用になるんですか。

○田村大和総合病院業務課長

利用者の保育料についてですが、予算上では、まだ今のところ検討していない状況で予算計上をしております。

○土橋委員

いや、何か勘違いされているんじゃないかと思うんだけど、日本の保育園、幼稚園の無料化というのは、今どんどん具体的になっているんですけども、そうすると、大和なんかだったら保育園がありますね。そういったところの3歳児から5歳児までの幼児については無料になるんだということなんですけれども、民間もまた同じなんで、じゃあ企業内保育ちゅうんですかね、そのことについては無料化の対象になるのか、どうなのかというのは、御存じかなと思ひまして。

○田村大和総合病院業務課長

大変申しわけございません。情報をよく調べておりませんので、また調べて病院局で検討したいと思ひます。

○土橋委員

一つだけ、保育料はどのぐらいかは御存じですか。病院の。

○田村大和総合病院業務課長

一月の常時保育の保育料ですが、1万5,000円を職員からいただいております。

○土橋委員

そうすると、病院の、早い話が持ち出しみたいな形でやられているんだろうと思うので、その辺はよくよくどうなっている、こうなっているというのは、調べちゃってください。よろしくをお願いします。

次に、医師の確保の問題ですけども、これはちょっと確認をするんですが、これは放射線の治療装置との関連もありますので。山大の教授と話を進めていたけれども、その教授は、ほかの医療機関に移られたか、あるいは移られるので、放射線治療装置の機種というんですかね、種類ちゅうんですか、それが決まらなと。大学を去っていく人が決めるわけにもいかないというものも含めて、そうになっているんでしょうけれども、そうなってくると当然放射線の医師の確保もできなくなると、そういう認識でいいんですか。

○西村病院局管理部長

そのとおりでございます。

○土橋委員

緩和ケアの医師が決まっていない。理由は何なんですかというのと。放射線の医師の関係と緩和ケアの医師の派遣とは、別口のものなんですか、一緒のものなんですか、その頼みに行くところは。

○西村病院局管理部長

放射線治療につきましては、これは大学医局のほうへお願いに行っておりますけれども、緩和ケアにつきましては、大学からの派遣というのは難しいだろうということで、独自でいろいろ探しているということでございます。

○土橋委員

それは私も誤解をしておりました。そうすると、放射線の先生は、何ですか、教授が医局かなんかでというような話が進んでおるちゅうことは聞いたんですけども、緩和ケアの関係でいうと、大学病院でないところからどうにかしようということで、いろいろ努力されてきていたということですか。

○西村病院局管理部長

はい。そのとおりでございます。

○土橋委員

後でも出るんですけども、光市民病院は、医師を探すときには、山大オンリーなんだというのを聞いていたけれども、それ以外から探すということになると、例えば、どういうところから探してくるということですか。

○西村病院局管理部長

例えば、病院局にいる医師の伝手でありますとか、インターネットによる公募でありますとか、そういったルートでの医師の確保に努めていたところでございます。

○土橋委員

私だけかもしれないけれども、このことも山大を通してやっているんだなというような思いは、僕は思っていたんですよ。しかし、今言われたような形でということになると、山大も難しいが、今言われたことのほうがもっと難しいんじゃないんですか。

○桑田病院事業管理者

緩和ケア病棟を開くときには、いわゆる厚生省が認可した資格を持った医師が常勤しなくちゃいけないんです。それは、例えば緩和ケアを派遣するというような、言えば医局はないです。山口大学には。

それから、そういう資格を持った医師が常勤しなくちゃいけない、1名ですね。それで緩和ケア病棟が、病棟としては開けないけれども、緩和ケアに関しましては、外科の折田医師がずっと長くそういうチームを組んでやっていますので、緩和ケアはできますけれども、その緩和ケア病棟として、いわゆる収入を得るということができないと思いますね。

それから、その医師に関して言いますと、同じことを言いますが、山口大学から派遣するというような、そういうことはあり得ないんです。そういう医師を山口大学の医局から派遣してくれということは、まず考えられないんですね。

だから、緩和ケアのそういう資格を持った医師がいる、例えば今の緩和ケア学会とか、そういうところに所属されている方とか、そういう方の伝手でやっていくというのが、今までやっていたことです。

○土橋委員

私が聞いていたのは、緩和ケアの先生というのは、精神科の先生が一番望ましいというような話は聞きましたけれども、それは何か講習に行けば、講習が何日か何年か知らんけれども、講習に行けば、それはいいんだよという話も聞いちゃるんですけども、それは認識が違いますか。

○桑田病院事業管理者

精神科の医師が望ましいというのは、緩和ケアチームとして組んだ場合ですね。その場合は、精神科の医師が必要になってまいります。ただ、緩和ケア病棟を開く場合での条件になる医師としては、そういうおっしゃったような講習を受けたような医師でいいということでもあります。

○土橋委員

後でちょっとまた出てくると思うので一旦置きますけれども、さっき言いました他大学に行かれた教授というのが、以前から出てきちよるわけでありましてけれども、話せる範囲で結構ですけれども、教授とは、この話はどのぐらいから話をして、それでだめになったのかなというのが知りたいところだろうと思うんですけども。

○田村光総合病院事務部長

話をしていた教授の件ですけれども、一昨年度、平成28年か29年度に、まず腫瘍学の教授として来られて、それからしばらくして、うちのほうもお話をして、一度光の病院のほうに来ていただきました。そこで、この計画の話をして、一昨年の4月、5月ぐらいには、大学のほうにも当然話に行きますけれども、行ってまず話を、どういう形のものか、その当時、うちと長門も導入の話があつて、長門は進んでいましたけれども、その夏に実はもう一度行ったときに、教授と会えなかったんですが、逆に教授のほうからちょっと呼び出しがありまして、話がしたいということで話に行きました。

それで、放射線科の治療として、どういう感じの治療をしていくのかという話がありましたので、緩和ケア病棟があるので、最終的には疼痛管理の部分でやっていこうという話をお話しました。

機種に関しては、今、大きく分けて二種類あるんですけども、そういう感じで置くのであれば、金額的にも安い部分の治療器でも問題ないでしょうと。その機種も、長門のほうも多分その機種で入ってくると思います。大学のは、もう一つのきちんと積極的な治療ができるような機種が入っていますけれども、どちらでも対応できますということで話が進んでいました。

それから、秋もお話をしましたし、それで問題になったのは、実は放射線技術員というのが一応必要になりますので、その部分の研修を、実は今年度の4月から大学に派遣をして研修をしようということにしていました。職員の採用も実はしたんです。一昨年実施したんですけども、今の放射線科医員の中から、医員といいますか、部の中の放射線技師の1名を派遣するのを、向こうの放射線科医と話は調整は済んでいましたが、今年度に入って教授の話を私が聞きましたのは、実は私が新病院のことでいろんな病院に聞きに行くのに、大阪の公立の病院に行ったときに業者の方から、その教授が、大学名を言っていないかどうかわかりませんが、大阪のもう一つ北ぐらいの部があるんですけども、そちらのほうに移られたということを知りました。

それがあって、一応大学のほうにもう一度帰っていきましても、教授がいなくて、すぐに教授選があるかなと思ったんですけども、当分募集をしたけれども、なかなか決まっています。その放射線科治療科の中の医員とも一応話をしますけれども、教授が減ったことによって当然人数的にも減少ということになっていて、その時点で、今やっている県内の部分においても若干できないところが出てきています。そういう時点で新たにできるということとは言えないので、そのあたりでちょっと保留にしていると。教授がもし決まれば、決まった後にその教授ともうちょっと話を始めて、できるかどうかも含めて放射線治療科と調整をとっていければなというふうには思っています。

○土橋委員

そうすると、少なくとも放射線治療装置については、5月からも、先生の問題はあるけれども、入れることはできるじゃないですか。

○田村光総合病院事務部長

当然、機械を入れることはできます。

○土橋委員

そうですね。

○田村光総合病院事務部長

はい。

○土橋委員

そうなってくると、今言われましたけれども、山大には最先端の放射線の治療装置があると。この分であるところ、ここも、こういうふうなのを入れていこうという話にはなっちよるというふうなことです。後は、今言われた放射線科の先生ちゅうんですか、をどうやって派遣してもらおうかということなんじゃろうけれども、これも後にまたやりますのでちょっと置いておきますけれども、物すごく乱暴な聞き方で申しわけないんじゃないけれども、何で放射線治療装置を導入するのかということのも、余りにも初歩的で申しわけないけれども、何で入れるんですか。

○田村光総合病院事務部長

先ほども申し上げましたけれども、がんの一環として緩和ケアをやっていこうというふうになっていますので、その緩和ケアの中で、疼痛、痛みを取るという形の治療をやっていくという話になっていましたので、その治療器の導入という話になっていました。

○土橋委員

放射線治療については、緩和ケアの患者にお金を払うために購入をしようとしているのか、いわゆるがん患者のために購入しようとしているのか、主たるものはどちらなんですか。

○桑田病院事業管理者

がんの放射線治療ということですが、例えば、その放射線治療をどういうんですかね、要は緩和ケアに対しても、これも放射線治療なんですね。つまりがんを放射線を当ててやって、がんを小さくしてやる。例えば骨、例えばですけども、胃がんとか、ほかのがんで転移して骨に転移していたと。もうかなり条件としては悪いですね。

それで、その人の状態としては非常に悪いんですけども、例えば骨に転移したやつで、骨折を起こしたとか、それとか麻痺を起こしたときに、そういう放射線でがんをたたくことによって痛みを取ってくれることもできるし、そういう例えば脊椎、骨のほうの痛んだところを、がんをやっつけることによって支持性を持たせることもできると。

当然、その放射線治療だけでは難しいので、それに例えば整形外科のほうで、骨折を治療をしたり等、そういうのも含めたりしますけれども、そういうようなそういう方向での治療と思ってもらったらいいいと思います。いわゆる、済みません、がんを非常に先進的な、例えば重粒子線とかそういうことがありますけど、そういうような治療ではなくて、がんの治療の中で放射線治療によりがんをより小さくしてやる。なおかつそれに化学療法を加えてやる。もしくは整形的なものを加えて治療する。

その中の一環としての放射線治療であって、いわゆるどういうんですかね、末期の患者さんだけにするわけではないんです。そういう意味で、その緩和ケアでも使えますけれども、そういう大学のほうでも使うような放射線の治療を行うということでの放射線機器を入れようということなんです。

○土橋委員

話を聞いているとなるほどなとは思いますが、何せこちらは素人ですからね。というのが、それは今先生が言われたのは、がん患者ならわかります。でも、緩和ケアと終末医療というのは違うんですか。

○桑田病院事業管理者

はっきり言って、緩和ケアという言葉イコール終末期ではないというのが、今の一般的な考え方です。いわゆる緩和ケアというのは、がん患者、もうほとんどがん患者なんですね。例えば、心臓、心不全でも緩和ケアをやるんですけども、昔は例えば、がんの治療をしようとした、でも終末期になってしまった、だから緩和ケアで安らかに亡くなっていたらこうというのが、昔はそういう考えだったんですが、今は、治療を始める段階から緩和ケアをしましょうという時代になっていますので、そういう意味では、皆さんもそうでしょうが、僕も最初のころはそう思っていたんですけども、末期のターミナルの患者が受ける、がんの末期の患者さんが受けるのが緩和ケアではないというのが、現在の考え方です。

○土橋委員

何で名前を緩和ケアというんですか。新しい病院が建設されたといや、あそこには緩和ケアの病床もあるといや、緩和ケアじゃない、がん患者でしょう。なら緩和ケアをのけたらどうです。

○桑田病院事業管理者

当然、もう議員のおっしゃるとおり、緩和ケアということに関して非常に誤解が多いのでということですが、ただ、もともとその語源のところからすると、緩和という意味、日本語で言う緩和ということは、外国でバリアティブといっって、それでそれを訳したら緩和ケアになったというのがあるんですけども、今、その現場でやっている人たちに関しては、今は緩和ケアじゃなくて緩和医療と呼びたいと言っている。いわゆる緩和ケアというと、おっしゃるように、末期でも痛みがひどくていろいろな苦痛のやつを抑えようということが多かったんですが、今は、治療を始めながらも患者さんのそういう苦しみを緩和してやろうという意味での緩和医療ということ考えていただけたらいいと思います。

○土橋委員

そうすると、緩和ケアじゃないわけじゃから、がん患者のための放射線治療なんだということになると、さっき管理部長が言われたけれども、都合のいいときには、緩和センター、緩和ケアになるじゃない。緩和ケアの先生は、そのような先生というのは山大におらんのじゃというんなら、がんの先生はおられるんじゃないろう、山大には。何であなたみたいに頭のええのが、我々みたいに、少なくともわしみたいに余り賢くないのに、うそを言うわけ。うそと思われるようなことを言うわけ。

○桑田病院事業管理者

すみません、もう一回言いますと、今言っているのは、緩和ケア病棟を開くために必要な施設基準ということなんですね。

○土橋委員

それはわかっています。

○桑田病院事業管理者

議員がいわれた、結局そのためにそういう医師をどうこうということになってくると、今言いましたように、緩和ケアのそういう資格を取っている人は、おっしゃるように外科とか内科とか、ほかの科がありますよね。だけど一番の問題点は、緩和ケア病棟を開設する場合であれば、その1人の方が、常勤の者が常に常駐しなくてはいけない。つまり外科の医師でその外科の仕事ができないんです。わかりますか。

外科の医師が1人いますよね、その人がそういう緩和ケア病棟を開ける資格を持っていると。その方は、もしも緩和ケア病棟に入った、その人がその緩和病棟の責任者になっているとした場合は、その方は緩和ケアのことはできるけれども、自分の本来の外科の仕事ができないんです。であれば、大学のほうに、例えばもしも外科の先生で、緩和ケアにかかったりしたときに、こちらに来てくださいといった場合は、もう自分の外科の仕事を捨ててくることになりますよね。

だから、そういう意味では、医局のいろんな医局の人に、では緩和ケアを持っている人、来てくださいと言われても、みんな緩和ケアだけをやりたいわけではなくて、それぞれの仕事があるわけですから、来てこられる方はいませんよね。そうすると、もともと緩和ケア一つでいきましょうという方がおられたら、その方をお願いするということが、先ほど言った、いわゆる伝手とか、そういうことで探しているというのが現状なんです。

○土橋委員

別に逆らうわけじゃないけれども、それなら最初から緩和ケアというふうに名乗らんで、がん病棟にすりゃ問題が少ないんじゃないですか。

○桑田病院事業管理者

がん病棟ということと、緩和ケアをやるのはちょっと意味合いが違いますよね。だから、今そういう緩和ケアを添った方を診ているんですけども、それを集めて緩和ケア病棟ということでしょうということ、今、動いとったわけなんですね。

だから、それとそれががん病棟ということに関して、じゃあがん病棟って何だということになりますよね。なら例えばいろんな肺、胃、それから女性でいえば、乳がんとか子宮がんとかそういうこと、それぞれがそれぞれのがんの専門でやっているわけですね。そうすると、それを一つの病棟に集めることっていうのはできないんですね。

だから、いわゆるがんセンターというところがありますでしょう。それにしたって、いわゆる小児のがん、女性のがんとか、肺がん、そういうふうに部門別に分かれていきますよね。それを一つの病棟としてぽんと置くというのはそれは不可能です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○土橋委員

さっき、事務部長は、疼痛治療というような話をされました。京都に行ったとかという話もされましたけれども、最初、光市民病院は、疼痛治療でやりたいというふうに思われていたように感じるんだけど、じゃあ疼痛治療なら、よそに移られた先生は、疼痛治療をやるんなら私は行かんよというような、疼痛治療なら安いレントゲンでええからと。それとも、先生が言われるのが、いや、これは治すんだということと大分違うんじゃないけれども、どういうふうにこう頭の中で理解したらええのかがわからんのですね。

○桑田病院事業管理者

放射線治療というのは、治す、それだけで治るということではないんですよ。だから放射線治療の治療を行うといわれましたけれど、でもそれだけ本来であれば、放射線、どうですかね。ごめんなさい、ちょっと言いかえます。その治療として治るか、治らないかということと考えられてもらうと、そういう治療という言い方ができなくなるんですね。つまり放射線だけで全部治すんかということになってくると、恐らくかなり非常にその大学等とか、ほかの施設があるような、もうちょっと大がかりなものが必要になってくると思うんです。

ただ、その放射線治療をするということに関して言うと、さっき言ったように、がん患者に対してということに関して言うと、やはり放射線治療をしながら、まだほかの化学療法もしながら、また手術をしながらというのが治療と思います。だからその中の一つをして放射線の治療を行うということなんです。

その病院に関して、例えば、主に治療的な方法について言うと、今、示したように、放射線だけで全部やっていくというのは難しいようです。うちの病院も難しいですよ。そうなってくると、やはり特にそういうがんでも、いろいろ治療するけれども、例えば先ほど言いましたような痛みとか、ほかの例えば麻痺が出るとか、そういうことに関して使う放射線の治療をすることを主にしたらどうかということと考えたということです。だから、疼痛だけに縛られるとこちらもやりにくいんですけど、これだけではなくてということですね。

○土橋委員

いや、だから私が言いたいのは、どこの辺からか、方針が変わったんじゃないのかと言うの。だって、疼痛の話が出る、それが前提ということになると、緩和ケアというのは、何かこうなるほどなとこうなっちゃうんじゃないけれども、大学の先生のほうは、いや疼痛なら私は行かんで、というような形の中で、いや、疼痛じゃないんじゃないかと、これ

は治すんじゃないと、だから方針が変わったんでええんですよ。方針が変わったんなら変わったんで、変わっちゃいけないちゅうて言いよるんじゃないんじゃないけ。

○田村光総合病院事務部長

言い方が少し混乱させたかもしれませんが、一から十まであって、一を言ったから一という意味じゃなくて、一を選ぶのか、十を選ぶのかという話を二つに分けると、どちらかという、その疼痛とか当然治療もやりますけれども、このピンスポットの小さいところまで、きちんと精度のいいやつでやっていくのかという話のこの機種を選定の話です。治療としてはどちらも計画書をつくってやっていくので、治療的には医師のほうは変化はありません。機種の問題だけの話で今申し上げました。

○土橋委員

そうなってくると、さっきの話に戻るんですけども、結局そうなってくると、今先生が言われたようなものに、えっということになってくると、来てくれる医者がないということなんですか。

○桑田病院事業管理者

先ほども事務部長が言いましたけれども、結局そのやる方法が違うから来ないということではないんです。つまり今の状態で話を進めていってという状態だったのが、先ほど言いましたように、私たちが知ったのは、後になってからというのが現状なんですね。だから今の教授、何しろ、ほかの方たちが、そういう治療をするんだったら行かないというわけではないです。

○土橋委員

ただ、望みとしては、かなり少ないわけですね。来てくれる可能性としては少ないということでしょう。

○桑田病院事業管理者

来てくれる可能性と、今の機種をどうこう、治療方針がどうこうとはかかわりはないと考えています。来られない状態というのは、先ほども言いましたけれども、教授がおられなくなって、スタッフも今少ない状態で、ほかのところに行っているから、うちのところには来れないのが一つ。

それともう一つは、新しい教授が来たときに、その教授のそれを話をせずに来てくれるとか、できないですね。まずは、新しい教授が来たときに、その教室の主宰ですから、その方がいないときに幾ら決めても、できない。教授が来られたら、まずその教授とお話をしていって、そうやって順序立てていかないと来れない。そういう意味では来れないということになります。

○土橋委員

じゃあ、あれですね、5月から新しい病院に移りますけれども、緩和ケアは、病棟としては存在をするわけですか。せんのですか。

○桑田病院事業管理者

緩和ケアの病棟としては存在しますが、緩和ケア病棟としての算定はできません。だから収入的には、緩和ケア病棟の設置基準をとっていませんので、そういう意味でもお金は入りませんが、一般病床として、そういう緩和が必要な方を優先して入れるような病棟をつくろうと考えています。

○土橋委員

私は勘違いしちよったのは、例えば緩和ケア病棟というのは、緩和ケア病床の病棟の中にベッドがあるんだというように単純に考えちよったんじゃないけれども、それは新しいところになるの、どっちになるんですか。病棟という認識でいいんですか。病床という認識でいいんですか。

○桑田病院事業管理者

これは、病棟としては、一般病棟になります。ただ、その中のいわゆる病床として、緩和ケアが必要な方を入れるということになると思います。

○土橋委員

ということは、ちょっと外れるけれども、さっき言われた病床のほうが高いんですか。病棟のほうが高いんですか。

○桑田病院事業管理者

いわゆる病棟という状態になった場合は、緩和ケア病棟ということで、そういう設置基準が整いますので、上がってきます。

○土橋委員

ほかにも詳しい人がいるだろうと思うので、私のものは、その病床じゃ、病棟だというのはやめますけれども、さっき先生がちょっと言われましたけれども、新しい教授という話がありましたけれども、新しい教授のめどちゅうていうのは、どういうふうになっているのか、情報ぐらいお持ちですか。

○桑田病院事業管理者

現時点では、私には入っておりませんが、大体普通は、教授が例えば定年とかで退かるとか、かわられるときですね。当然大学のほうでは、いわゆる教授を募集します。募集して、来たところから選んでいくというのが、通常の教授選になりますよね。

だから、それがするかというのは、すみません、大学のことについてなかなかそういうのは、僕としてはそれが聞こえてきていませんから、いつごろやったというのがよく

わかりません。

○土橋委員

そうすると、新しい教授は、例えばの話、新しい教授が決まった場合、また一から出直すわけですか。

○桑田病院事業管理者

先ほどちょっとお話しましたように、大学の教室というのは、トップが教授ですね。だから教授とまず話をしないことには、物は進まないと思いますので、また一からやり直しになると考えております。

○土橋委員

役所なんかだったら、引き継ぎちゅうのがあるんですがね。そういうようなものは、ほんなら大学なんかだったら、ないんですね。

○桑田病院事業管理者

例えば、前教授が退官されたとかいう場合のとき、そういう場合に、新しくなった教授と引き継ぐことはできるかもしれませんが、例えば、現時点でおられない方に引き継ぎをせというのには、難しいです。

○土橋委員

それは、引継書やら何やら、ここに書いちゃってくれりゃええがなと思うんですけどもね。

それと、医者確保、医者の確保っていうのは、もうどこでも出ると思うんですけども、大学病院のお医者さんの数ですね。数。数が少ないから結局はなかなか来てもらえないことにつながるんでしょうけれども、年間、年間というか、大学病院から派遣をできる医師というのは、大体何人ぐらいおるんですか。

○桑田病院事業管理者

すいません。それはちょっとつかみようがないです。つまり、各科によりますから。

○土橋委員

大学というのは、病院から民間病院にも医師を派遣しているんですか。

○桑田病院事業管理者

例えば、整形外科だけをちょっと考えていただいている場合ですけども、民間病院というか、普通の法人病院に医師を派遣するところもあります。

○土橋委員

ある。

○桑田病院事業管理者

はい。

○土橋委員

さっきも言いましたけども、医師確保を山大にこだわる理由、こだわる言ったらおかしいけども、こだわる理由というものは、他大学との、ほかの大学とのつながりを持つと、後々あれこれ要求に応じてくれないというのがあるから、山大に頼らざるを得ないというような状況ちゅうのはあるわけですか。

○桑田病院事業管理者

それは確かに一つはあると思います。というのが、各大学、特に、都市部とかじゃない大学の場合は、やはり大学に残る医師が少ないのが現状ですよ。特に、この前出ましたけど、山口県というのは、やっぱり医師の数が少ないというのが言われておると思うんです。じゃあ派遣となってきたら、じゃあ、どこがするかとなってくると、やっぱり山大に、やはり大学になってくると思うんですよ。もしも大学のほう、一つそれは、ただ、それが全てではないんですけども、例えば、ほかの病院で大学から医師の派遣を受けたということであって、同じ科ですよ。例えば、ある科が受けてあれば、ほかの科でどうかという場合はまた話は別ですけども、例えば、一つの科をほかの大学から来てもらったと、常勤として。であれば、山口県の大学としては、じゃあ、その病院はもうほかから来とるから、うちは出さなくていいねということになりますよね。いわゆる豊富に医師がおれば、そんなことはないと思うんですけど、各大学病院にしても、いろんな病院に派遣する、いろんな病院から来てください、来てくださいと言われておるわけで、その中で自分たちの医局の数も見ながら出すとすれば、ぎりぎりいっぱいのところですよ。それをほかのところに来てもらっているのであれば、じゃあ、うちのほうはもう勘弁してくださいとなることになると思います。僕の考えではあります。

○土橋委員

ちなみに大和であれ、光の市民病院であれ、医師の中で山大卒以外のお医者さんというのは、先生というのは何人ぐらいおってんですか。おらんわけじゃないんでしょう。

○桑田病院事業管理者

いわゆる出身がということでもいいんですね。

○土橋委員

そうですね。

○桑田病院事業管理者

であった場合で、ただ、その場合に、山口大学の医局に属していないということで考えていいんですか。

○土橋委員

いやいや、それは属すんでしょ。

○桑田病院事業管理者

属すんであれば、もうそれは、山口大学のということで考えていただいていいと思うんですけど。

○土橋委員

属さない。

○桑田病院事業管理者

いわゆる。ごめんなさい。出身が他大学、まあ僕がそうなんですけど、鳥取大学出身なんですけども、山大の整形外科に入ってから、ここは山大の整形とっておりますが、そういう意味ですけど。

○土橋委員

また話変わりますが、市民病院には、さっき言われた放射線の分ですけども、そういうようなものが必要ながん患者というのは、実際には、まあ変な聞き方ですが、かなりおられるわけですか。

○桑田病院事業管理者

実数はちょっと把握していません。ただ、かなりいるかという、そんな多くないと思います。

○土橋委員

いや、なぜ聞くかという、高いもの買うわけですよ。高いもの買うのに、どのぐらい患者さんがおるんだらうかと。すぐに何人ぐらい診たらペイするんかというのとかがとついつい考えるんで、今聞いたんですけども、でも、想定はあるんでしょう。

○田村光総合病院事務部長

ペイする想定は一応ありますけども、現状では、多分そこはペイはできていないと思っています。

○土橋委員

さっきからいろいろ聞いているんで、また重複しているんかもわからんが、緩和ケアというのがええんか悪いんかは別にしても、これは、20床というのは最初のあれやった

んだけども、これは変わるんですか。変わらない。一般病床になるということになると、緩和ケア病床というのは、なくなるというふうな認識でいいんですか。

○田村光総合病院事務部長

今20床を言われましたけども、病棟で20床をつくっています。この5月からは施設基準は基本的にはとれないので、一般病床としての運営になっていくと思います。

○土橋委員

一般病床であるならば、今おられるそれぞれの先生方がいろいろ工夫をして面倒を見てくれるということでもいいんですね。そうすると、緩和ケアの看護師さんが集まる場所がありますが、その体制というのは、緩和ケアなくなるというふうな理解をする中で、人数やら何やらというのは考えてええんですか。それとも、いや、緩和ケアというのはないけども、一般病床としては存在するわけじゃから、看護師体制というのは当然つくってありますよというふうに理解したらええのか。

○田村光総合病院事務部長

その病床も一応一般病床ですので、病棟ごとに看護師の確保はしています。ただ、運営に関しては、将来的には緩和ケア病棟を目指していますので、入室基準等をつくって運営することになると思っています。

○土橋委員

じゃあ、緩和ケア病床のところには、一般の病人として、今ある建物の中よ。20床ある中に入院をさせるということですか。

○田村光総合病院事務部長

緩和ケア病棟としての実績をまずはつくりたいので、風邪を引いたけど、あっこがええから、あそこへ入れてくれということにはならないと思います。

○土橋委員

わかりました。ありがとうございました。

○河村委員

今お話をいろいろお聞きする中で、そもそも論に何か帰らにやいけんのんかなというように思いがするんですが、そもそもこの緩和ケア病棟とか、今の放射線というのに無理があったというふうに受け取れるんですが、市民の期待は高いんですよ。その高い期待をどういうふうに説明をしていくのかなというのが非常に不安なんです、その点はどうのお考えです。

○田村光総合病院事務部長

結果論として、現時点で2名の医師の確保ができていないことに関しては、市民に対しては申しわけないと思っています。ただ、それでもうやめたという話ではないので、当然ながら現時点の話をするしかないんですけども、緩和ケアの病棟に関して、それに目指して向かっていく、医師の確保も当然やっていかないとはいけませんけども、治療機に関して、大学のほうにまた教授決まれば、当然相談をしに行きながら推進をしていきたいと思っています。

○河村委員

もちろんそのとおりだと思うんですね。そのとおりなんですけど、大きな投資をしたわけですから、それについて、5月に新病院が開院するについて、どういうふうなアピールをしていくのかなという不安なんです。中には、うちの市立病院以外には行かないという人がおるんですね。もちろんよそにしか行かないという人もおるわけですが、光の市立病院にしかわしは行かんのかという人もおられるだけに、そういった期待に応えられるというのが大きな要素だと思っていたんで、そのあたりの説明の仕方というのは非常に難しいんですけども、いや、常にそういうことで挑戦はずっとしていますが、医者が来んことにはというのは、見込み違いでどうも済まされんような気がするんですね。非常に難しいとこなんで、努力はしていただかなきゃいけませんから、御努力はお願いをしておきますが、結構先ほど医局の話がありましたけど、先生も医局に入ってそこからというようなことで、ほとんどの人はみんなそうなんだと思うんですね、今県内にいらっしゃる方については。そうは言いながら、個人の意思は結構重要視される場所がありますので、やはり独自にそういう医師を確保することが大事なんだろうと。

周南の記念病院がありますけれども、今の久留米だけじゃなくて、山大からもおいでになる。ほかからもそう。とにかくありとあらゆる手段を通じて医師の確保をされているんですね。それは、大学からすりゃ、あそこは、いやいや、久留米から来ちよるから行かんとか、そんなことはないんで、もう少し大学との接点を広げる中で、医師確保というのを今最大限にというても、もう3月ですから、開院に間に合うとは思いませんが、今まで以上の努力の方法というのを考えていただかなければいけないんですね。それをするためには、例えば、病院管理者の一番の仕事だと、こういうことになれば、今まで月に1回山大に行かれていたら、月に2回行くとか、そういうふうな動作も恐らく、まあそれをやったからって結果が出るとは思いませんよ。ただ、そういう動作もどこかに必要なんだと思うんです。病院を挙げて、あるいは市を挙げて、そういう医師確保の緊急事態のような気がしますので、そういった努力、市民みんなにというようなことにもなるかもわかりませんが、どういうふうにお考えでございます。

○桑田病院事業管理者

最後の、事業管理者が大学に行くということなんですけど、私は、医師の確保云々は、病院長もしくは、その病院の事務部長がやるものだと思います。僕はそれを橋渡しをすることはできても、僕が大学に行くという場合は、やっぱり光総合病院の院長とし

て行っています。ですから、申しわけないけど、事業者として大学に行くことは、僕は考えていません。先ほど言ったように、ほかの部分、例えば、大学の件以外の医師確保に対策本部もありますけども、そういう場合のときは、やっぱり関与するべきかなと思っています。

以上です。

○河村委員

専門の方にお任せする以外ないんで、ぜひ御努力をお願いしたらと思います。

それで、ちょっと話を変えますが、前回のときに、教育部分、接遇についてのお話をさせていただいたんですが、研究・研修費ということで、図書費とか、旅費とか、研修の負担金というような話が上がっておりますが、研修計画はどのように今立てておられるのでしょうか。

○佐古光総合病院業務課長

研修の計画ですが、看護部も含めてなんですけど、まず、新人研修というのが4月に行われております。こちらは当然看護師、新しくコメディカルとか事務が入れば、一部、一緒に合同で研修を行っているんですが、4月の場合は約10日程度、当然4月の入職者は新卒の方とかいらっしゃいますので、当然社会人としての接遇とか心構えとかですかね。そういったものを含めて、看護技術、安全、感染、その辺を含めて研修を行っております。また、年間を通して、あらゆる現場で当然必要となる技術、そういったものを研修を一年通じて行うように研修計画が立てられております。中途採用というか、途中で採用される方も当然いらっしゃるんですが、そういった方にも当然、全くの新人ではありませんので、10日とかとることはないんですが、2日程度、中途採用の研修を行っております。中途採用の方は当然看護師免許とか持たれておりますので、新人さんほど中身については濃くはない、濃くはないといいますが、技術的なところの研修は少ないんですが、当然途中で採用された看護師にしても、年間計画立てられています看護の研修に当然その後組み込まれて、一年間を通して研修が行われている状況となっております。

以上です。

○河村委員

新人研修ということで、4月に10日間で、看護師であれば免許を持って入ってこられていますので、技術的な問題以上に接遇等についてはやられるんだろうと思うんですが、年間に技術の研修を含めて実施をされるということなんですけど、年間のその研修というのは、何月に何をとかというような、回数がみんな決まっているんです。

○佐古光総合病院業務課長

看護の研修でございますが、一応年間を通して、今、何月何日にどういった研修をするとか、そういった研修を一年間立てて行っております。

以上です。

○河村委員

じゃあ、看護師以外の方の研修というのはどういう状況なんです。

○佐古光総合病院業務課長

看護師以外につきましては、各部門において先輩職員からの研修とかを行っている状況でございます。

以上です。

○河村委員

各部門で先輩というのは、要は、仕事の引き継ぎみたいなもので、そうじゃなくて、接遇で言えば、誰か研修委員といいますか、そういう方がおられて研修をするというのが研修なんで、普通の引き継ぎと同じようなことじゃないんですが、それは、何ちゅうんですか、カリキュラムを組んで計画をつくっているわけじゃないんですか。

○佐古光総合病院業務課長

申しわけありません。技術面につきましては各部門でということなんですが、例えば、感染とか、安全とか、接遇研修とか、そういったものにつきましては、各部門だけではなく、病院全体の研修として年間に計画して行うようにしております。

以上です。

○河村委員

だと思いますよ。ないちゅうはずがないんじゃないから、だから、それは計画的にどの程度を実施をする予定になっているんです。

○佐古光総合病院業務課長

月1回程度は行っております。

以上です。

○河村委員

恐らく記録等についても残しておられるとは思いますが、恐らくそういうことを積み重ねがあれば、きちんと結果が出るんですよね。病院としての結果が出る。だから、機能評価をやったときには、そういう研修の積み重ねが結果として出るんで、しっかりここはやっていただけたらと思います。

それから、ボランティアの登録制度ということでしたが、何かまとめた案があれば、お示しをいただけますか。

○田村光総合病院事務部長

ボランティアの件ですけれども、現在もボランティアに入っておりますが、今

考えているのが、実は、コーディネーターが不在なので、ボランティアの1名ないし2名なりにコーディネーターの取得をしていただきまして、それによって安定した形をつくっていければというふうに思っています。病院が始まって、ちょっと状況を見ながら、どういうボランティアが必要なのかというのを抜き出しをコーディネーターにお願いしてやっていこうというふうには考えています。

○河村委員

前回いろんなお話をさせていただいたと思います。今まで5団体2人というお話をいただいておりますが、要は、雑用をするボランティアというんじゃなくて、緩和ケアをやろうというお話なんじゃから、そうすると、そういったところにボランティアの方たちに入っていて、病院のいろんな患者とか、あるいは、働く人との会話を通じて役に立つ、そういうボランティアだと思うんですよ。要は、ボランティアにたくさん来ていただいて、その人たちから病院についてのアドバイスをいただくというようなところまで行けば、ボランティアの人が、その分、市民に向かって広告活動ができるというふうに捉えたほうがええと思うんですよ。こないだ12月のときには、何かそういうふうなこともという話でありましたのでね。誰が考えるんですかね、そもそも。あなたらの仕事。

○田村光総合病院事務部長

病院の管理者全員で考えるものと思いますけども、現状を申し上げますと、今コーディネーターのお話を先ほどさせていただきましたが、先月1名採用をしまして、コーディネーターをとっている話をしています。ボランティアを仮にこちらで決めたのを入れたにしても、ボランティアに押しつけになるとよろしくないので、現場の方とちょっと話をしながら、どういうボランティアが必要か、それをまとめて、コーディネーターになっていただく方と話をしながら決めていければというふうに考えています。

○河村委員

コーディネーターというのは、病院のほうで採用した職員なんですか。

○田村光総合病院事務部長

ボランティアで来られた方。

○河村委員

来られた方ね。

○田村光総合病院事務部長

はい。

○河村委員

恐らくボランティアですから、自分の意見をお持ちになったり、個性があったり、思うように動くもんじゃない。いろんな考え方の人に集まっていた中で、一つの統一した形をつくっていくようなものですから、5月に開院しようちゅうんじゃないから、そういった募集をかけたりにするためには、病院の中でそういうのをまとめた意見として形にしないと、前に進まないと思うんですよね。来られた方の中には、コーディネーターよりも優れた方がおられるかもわからんということになりますから、まず、どういう方が来られるかという募集をかけて始めないと、結構とんでもないところにいい人がおったりするもんなんで、そういう意味合いで、ぜひ。進め方としちゃ、どの程度の、新病院の開院に合わせて何かやることあるんですか。

○田村光総合病院事務部長

ボランティアはとても大切だと思っていますので、5月に合わせて急遽ばたばたとするんじゃないくて、ちょっと腰を落ち着かせてやっていきたいというふうには考えていますが。

○河村委員

結果としちゃそういうことになるんだろうと思いますが、もっと早く取り組みを始めるように話もしたじゃないですか。だから、特に今、ボランティアというのは難しいんで、だから、もっと早く始めて、体制が必要なんで、早めにどうやって募集をかけるかということを含めて対応をしていただいたらと思います。

それと、コンサルに何か運営計画を進めているという話を聞きましたが、現状はどんなですか。

○田村光総合病院事務部長

最終的な結果はまだいただいていませんけども、運営計画なので、新しい病院に変わって、内容が若干というか、職員の動き方が若干変わってくるので、それを含めてつくっていただいている状況です。それを見て、本当にこれでいいのかどうかというのは、ちょっとどこか管理会議のメンバーで確認をして進めていければというふうに思います。運営計画も、当然業者といいながらも、業者と現場の方と話をしながら決めていっているので、ある程度つじつまが合っているんじゃないかなとは思っています。

○河村委員

その運営計画ちゅうのは、新しい病院ができるからということじゃなかったんですか。

○田村光総合病院事務部長

新しい病院ができるからですが、今、新しい病院ができました。運営計画というのは、例えば、外来にしたら、受け付けはどこですとか、そこで担当は誰がするとか、どういうふうな順番に回っていただくとか、呼び出しはどうするとか、そういう形の話なので、ある程度は決まっていますが、最終的に結果文書をいただいているので何とも言

えませんが、それで、実際に今はうちの病院のものになっているので、それで、現場である程度検証をさせていただいて、5月1日になればというふうに思っています。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

それでは、今、現行の病院バスについては、どのようにこれからなるのかお示しいただけますか。

○西村病院局管理部長

現行の光・大和間のバスでございますけれども、これまでどおり光・大和間の運行を行います。

以上です。

○河村委員

病院間のバスとは言いながら、市内を移動するバスで、市民の方からすると、乗車人数が少ないということについて、うちらでもとまってもろたらええがというような意見もあるんですが、そういう意見というのはどのようにお考えですか。

○西村病院局管理部長

この病院間のバスにつきましては、光・大和の両病院の機能分化に基づき開始したものでございまして、あくまで光・大和間のみの運行ということにしております。ですから、大和病院に来られた方が大和病院で乗っても、そのまますぐ光病院に着くということです。直接大和病院に来られても、光病院が受診できるというふうなことで開始をしておりますので、途中の乗降等については考えておりません。

○河村委員

それから、検査業務なんですけど、今、血液検査とか、尿の検査や何かがありますが、それは今、委託と自分のところの検査とどういう状況になっているんですかね。

○桑田病院事業管理者

光総合病院のことに関してしか言えないんですけども、自分のとこでできる検査と、確かに、要するに、出す検査は分かれています。例えば、リウマチの方の検査の一つとか、そういうものは外部へ委託しており、大体1週間で返ってきますので、あわせて患者さんに御説明をしております。

○河村委員

こないだ、がんの話があつて、恐らく精密検査とか、そういう形だったので、外部へ出したんだろうと思うんですが、今の放射線を入れたりする中で、検査業務の充実とい

うのはどういうふうにお考えなんですか。

○桑田病院事業管理者

現在、私どもの病院で行っています自分のところでできる検査と、委託検査で十分だと考えております。

○河村委員

いろんな高度医療をやろうということであれば、検査体制についても、ある程度時間をかけずに結果を求めることが必要なような気がするんですよね。がんを宣告されて1週間後あるいは2週間後に、じゃあ次のラインをと、こういう話をされても、患者側からすると、不安ばかりが前に出ていきますので、ましてや、どなたも上手な説明あるいは告知ができるとは限りませんので、そのあたりのやっぱり一回検討でもしていただくと非常にいいかなと。それとも、全くもう確立した問題で、そういった難しい検査については対応できないということなら、それはそれではないんですが、そのあたり、ちょっとお話できますかね。

○桑田病院事業管理者

今、血液検査とか尿検査の件に関してということでお話しました。例えば、PETとか、そのあたりの放射線じゃなくて、そういう機器を要するものに関しては、うちの病院ではできません。ただ、PET自体の、結局は、あるところに、そういう施設にしても限られていますので、患者様にそちらに行っていて、してもらって返ってくるようになってくると、やっぱり1週間から2週間かかることはありますですね。

それと、結局その精査をするということに関して言った場合に、一つは、がんだけに限るといって、いわゆる病理、いわゆる生検といつて、刺してやって病理検査をすれば、それから、そういうことに関しても、うちの場合は大学のほうから来ていただいてやってもらいますけども、やはり採取して、検査をして、結果が出るには、やっぱり1週間から10日ぐらいかかります。だから、どちらにしても、そういう精密検査をするにしても、検査をする、もしくは検査の日を決めるということに関して言いますと、やっぱり1週間から10日ぐらいかかります。その間、やっぱりそういうがんの疑いがあるということをお伝えしながら、検査をして、その検査の結果を聞くというのは、とても患者さんにとっては苦痛なことではありますので、今そういう意味で、がんに対して患者さんにどういうふうに接するかということに関しても、いろいろ緩和ケアというものの前提でそういう訓練をするということで、例えば、今、研修医の人とか、専攻医というのは専門医になる方とか、そういう方もそういう研修を受けておられます。

○河村委員

わかりました。

それから、先般、病院機能評価についてちょっとお話をさせていただきましたが、ホームページの中にありましたので、ちょっとお断りをしておきます。それで、そのと

きのお話の中で、新患を見るかと、こういう話があって、医院長のほうから、いや、診なければ今の時間どおり診察ができると、こういう話があって、どういう選択をするかという非常に重要なとこだと思うんですが、こないだちょっと普通の診療所の方から聞いたのには、市立病院に回しても返ってこん、患者がですね。要は、徳中とか、ほかのところへ回せば、当然通院したりするのに地元のほうが便利がいいですから、それでいいわけですが、光の市立病院は新患を普通に診ますから、要するに、紹介したら返ってこんと、患者が、というお話もあるんで、どの程度の、要は、来院患者を円滑に診察しようというふうにかじを切るかどうかの問題なんですよ。それは、誰が今この中で話をして決めているんですか。

○桑田病院事業管理者

これは私ら事業管理者ではなくて、病院長として、病院の中で、いわゆる管理会議とか、そういう会議の中で決めたいと思っておりますが、今おっしゃっていただいたのは、一つは、これはちょっとお話しあった待ち時間が長いという問題ですね。そのことに関して、先ほど言われたように、新患を診ているのがという話も確かにいたしました。それに対してどうするかということは、やっぱりいつも悩んでいることではございます。

○河村委員

いろんな人の知恵を借り、例えば、コンサルを含めて、要は、待ち時間がなくなったことで、もっと効率よく、患者がふえる可能性もあるわけですから、そのあたりのところを十分吟味をいただいて、やはり地域の医師会と今以上に親密になったほうが、要は、通常のかかりつけ医を持っていたら、それから、二次救急をもっと引き受けるという観点からいけば、そのほうがいいんじゃないかなという気がしておりますので、ぜひ御検討をいただいたらと思います。どうぞ。

○桑田病院事業管理者

今の御発言としては、一つは、医師会と、いわゆる開業されている先生方等と連携をとれということが一つ。それと、もう一つは、それは、紹介をして、当然今の医師会の先生から紹介してもらうのを、そういう、まあ新患の方ですけど、それを、例えば、紹介の方を受ける、それを主に受けるということです。

一つ目のことに関しましては、私たちは、光総合病院もそうですし、大和のほうもそうですけども、医師会の理事の中に一人ずつ入っておりますですね。医師会等の先生方と年に2回は、いわゆる大和病院と光総合病院と医師会の先生をあわせて、いろいろ症例検討会したり、それからまた、医師会の、今、火曜日にいろいろ研修会をされていますけども、そういうのもどんどん参加するということがあるので、そういう意味でのつながりは、今まであったと僕は思っております。僕自体は、どう言うんですかね、開業医の先生から紹介されて、返ってこんねと言われたことはないですね。

それと、もう一つは、それが一つで。

2つ目のその新患に関してですけども、要は、紹介状がある患者さんを新患として診

ると。それは、ほかの方は診ないんじゃないなくて、紹介状がある方は、診療に対して今までどおりと。ただ、紹介状なければ、少しお金をいただくというような方法もあることはあるんですね。選定療養ということがあって、それはあるんですけど、そういうのを採用するというのも一つの考えかなと思っておりますし、もちろんそのほうがということで御意見があれば、積極的にそれも検討をしていきたいと思っているんですけど。以上です。

○河村委員

もちろん先生にそのまま直接面と向かってそんなことを言う人はおっちゃんないとは思いますが、それは、やはりかかりつけ医の人は自分の患者を守ると言うとおかしいですが、大切にすると、こういう話になりますから、ああ、何かあったときには病院を移ったりすることも当然ありますのでね。そうすると、そういうふうなのがないようにしたいという、その努力をするというのは当たり前の話ですから、できるだけ新規で紹介状もなしに来たときに、早く診察をするということについて、要するに、予約患者の間に入ってくるわけじゃないですか。そうすることで、今の予約患者が遅くなるということですから、ある意味で言えば、新患で紹介状なしで来た人が早く入るということにもつながりますから、要は、普通なら予約患者の後に入ってもろうたら済む話ですけど、そういうふうなことも考えながら、待ち時間の解消に向けて、どういうふうな問題点があってというような議論もちょっとどこかで要るんだろうと思うんですよ。じゃあ、ぱつとやってしもうたがええが、患者が一遍に減ってしもうたというんじゃないじゃ話にもなりませんので、そのあたりの御検討が必要かと思っておりますので、よろしく願いしたらと思います。

それと、もう1点、救急医療を適切に発揮するという部門でB評価じゃったわけですが、これは何か対応策みたいなものはお考えですか。なけりゃまた今度でええですから。

前回もちょっとお話ししましたけれども、救急医療というのは、ある意味で言えば、次からの患者獲得につながるということにもなるんで、今、現行が年間1,000件ぐらいうちの病院で受けていただいていると思うんです、救急車の病院が。光市内だけの救急搬送で見ると2,500件、光地区消防組合でいえば3,500件近い患者、救急車が移動していますので、そういったものも積極的に発揮するというのが、ある意味で言えば、地域の患者を獲得するということにもつながるんだと、こう思いますので、ぜひ御検討をお願いできたらと思います。

○桑田病院事業管理者

救急車に関してはわかりました。

ただ、私たちは患者さんをふやそうと思って救急をやつとるわけじゃないんですね。やっぱり救急が必要な方を診るということなんです。ただ、なぜ3,000件、1,000件と言われるかということなんですけども、一つは、救急というのが、例えば、頭が痛い、ろれつが回らない、手足がしびれる、そういう患者さんが、一旦私のところの病院に来てもらって、それから徳中ないし脳外科のあるところに送った場合に、時間がかかるんで

す。脳梗塞だったら、時間が決められています。それまでにそういう治療をしないと難しい場合があるんですね。私はそうでしたから。だから、そういう意味で、私たちは、そういう頭が痛いとか、そういう脳外科のときのものに関しては、すぐそちらに送るようという話をしております。

ほかにもう一つは、常勤医がいないのに診てくれと言われても診れません。そういう患者さんを救急隊が言われるときに、どういうふうに答えるかといったら、一つは、急ぐ場合、この場合はこちらに行くべきじゃないかということは、常に救急隊員とうちの副院長でそういう話はしとるはずなんですね。それから、私たちは診なくちゃいけない救急は、できるだけ診るようにしているんですけども、診れないものもあるということです。

以上です。

○磯部委員

すみません、新しい病院を開設するに当たって、直接的な建物ではないんですけども、その敷地内の土地を貸す薬局も、年間毎月大きな賃料として入ってくると思います。その分は病院の院外収益ですかね。医業外収益というところに入ってくるのではないかというふうに思っているんですけども、その他の医業収益というところで。これはかなり金額的にも大きいと思います。

私はこの間、そちらのほうも、中を見たわけではないんですけども、思った以上に大きくて、やはり今回のプロポーザルの中にも地域医療、そういう地域に社会貢献するといった、そういう項目も掲げておられましたので、ある意味、情報として何かあれば、私たちにそのお話を、どういうふうな活動をするということでああいう大きな建物になっているのかなというのがわかれば、教えていただきたいというふうに思っております。

○川崎病院局経営企画課長

院外薬局についての話がございましたが、プロポーザル等でお聞きしているのは、建物の2階に地域交流センターということで、約100m²ぐらいの部屋を用意して、そこで、例えば、地域の健康フェアを開催したりだとか、健康相談、健康体操、あと管理栄養士による食生活相談のようなものをやってみたりということと、あと近隣自治会に貸し出しをしたりとか、あと災害時には避難場所としてそこを提供したいという話をお聞きしております。

以上です。

○磯部委員

早速そのあたりの地域貢献、これからの地域包括ケアシステムの中の一つの医療機関として、薬局として、大いに私たちも期待をしておきたいと思っております。

それと、先ほど若干先行議員さんがお話をされたところですけども、今、少ない医師の中で、スタッフ一同、本当に頑張っていてくださっていると思うんですけども、

今後、収益だけではなくて、先ほどおっしゃった紹介状を持たれる患者さんに対しては、いわゆる特別療養費というものは取らなくて、一般で、ただちょっと近所だから、風邪引いたからちょっと行こうかという患者さんは、できる限り一次診療の、かかりつけ医の先生に行っていただくことによって、やはり医師会との連携がとれるというふうに私も思っております。

以前こういう質問をしたときに、やはり市民の病院ですから、なかなかというお答えがあったんですけども、やはり市民の病院だからこそ、紹介状があればお金をいただくことはないわけですから、スピーディーに時間を待たずに先生方もしっかりと患者さんに向き合っていただくということになれば、この特別療養費ということは、やはり普通で2,000円から、高いところだと8,000円以上取っていらっしゃるということもあって聞いておりますが、やはりそこは私たちも、先生方、そして医療関係のスタッフの皆さんの充実した環境整備ということでは、ぜひ検討をして、医師会の先生方との連携を密にさせていただきたいということをお願いをしておきたいと思っております。

そして、もう一つ、地域の医療のことで、先生方がやはり2次医療として専門的な分野を携われるわけですから、これが本当にいいかどうかはわからないんですけども、昔は紹介率ということの診療報酬がありましたけど、今はそういうものはなくなってしまって、どういう方向になるのかなと思ったんですけども、今、31年度の3月に厚労省のほうで地域医療支援病院、これ非常にハードルが高いと思うんですね。かかりつけの先生からの紹介と逆紹介、このパーセンテージも非常に高いんですけども、ぜひ紹介患者に対する医療の提供、医療機器の共同利用の充実、そして救急医療の提供、地域の医療従事者に対する研修の実施等々、項目は何項目かあるんですが、医師会の先生方、薬剤師会、そして歯科医師会、三師会との連携ももう欠かせないところだと思います。

そういう意味でも、このあたりをどのように考えておられるのかというふうなことなんですが、新年度予算ということで、今後の収益、いろんな意味でのすみ分けということで、ここでひとつ聞いておいたほうがいいのかと思ひまして質問をさせていただきますが、お答えはできますでしょうか。

○桑田病院事業管理者

ありがとうございます。御議論の中で、確かに先ほどの紹介、河村委員も言っておられますけど、紹介状のない患者さんで、全く今までうちの病院にかかっていることなく来られた方だというのはまた別として、そういう方の場合は、やっぱり例えば、おっしゃるように、地域の先生のほうから紹介していただいて、私ども、それがその先生の分野であれば、できるだけ逆紹介をしていくということですね。

今でも、私たち、考えていかなくちゃいけないのは、やっぱり逆紹介率だと思います。紹介に関しては、先ほどのようなことをとれば、紹介率は上がってくると思いますし、また、おっしゃるように、光総合病院の医師の負担も減ってきますし、患者さんでもできるだけ待ち時間も減ってくるということでもいいとは思ひます。確かに少し外来の患者数は減るかもしれませんが、それにかわって、できることが十分できるようになると思ひますので、考えていきたいと思ひます。

やっぱり連携はそういうことで、確かに三師会としてのあれはあるかもしれませんが、例えば、具体的に薬剤師にしても、今回の薬局にしても、かかりつけ薬剤師の件はどうかということで、それはちゃんと入るといようなプロポーザルにしておりますので、そういう意味での地域との薬剤師のかかわり。だから、そういうことも含めて、もうちょっとかかわり合っていかなくちゃいけないかなと思っています。ありがとうございました。

○磯部委員

この夏にはそのあたりの方向性も新たな見直しが出るというふうに聞いておりますので、やはり医療従事者の皆様方の働きやすい環境づくりが、ある意味、新しい病院への期待にもつながって、また、市民の皆さんとの信頼関係もできるので、私は決して外来患者さんが減るような方向には行かない。逆にやはり新しい病院ができて、市民の皆さんは近くにこういうきちんとした病院があるということの信頼関係が、地域医療の1次の先生との連携も深まることによって、私は収益につながると確信しておりますので、今後もこのあたりのことを含めて、御検討をよろしくお願いいたします。

以上です。

○畠堀委員

すみません、お伺いしたいことがありますので、2点ほど。

いろいろと新しい病院のことについては、御説明いただきましてよくわかりましたが、先ほどから聞いておりました、放射線の医師がいないということと、緩和ケアの医師がいないということで、当初の予定からすると、その辺が変わってきているんだろうと思いますけども。当初の計画とほかに変わったところはないのかというのが、まず1点と。

それから、予算書の18ページに、級別の職員数というのが、人数が出ているんですけども、これ今から3月、もう3月ですけども、5月に向かって開院していくわけですけども、この前も聞きましたけども、スタッフ体制として、医師のところはマイナスが出ているんだろうと思いますけども、ほかのところについて、5月の開院に向けて、スタッフの体制、特に過不足がないのか、そのあたりのところを再度聞いてみたいと思いますが、いかがでしょうか。

○西村病院局管理部長

今の御質問にございましたけれども、いわゆるドクターが2人ほど確保できなかった以外、それ以外に何か変わったことはないかという御質問ですが、特にはないというふうに思っております。（「人数」と呼ぶ者あり）

○田村光総合病院事務部長

人数の体制の話ですけども、現状記載してある部分で1病棟ふえますので、その部分を加味した上での人員配置になっていると考えています。

入院患者数も、計画の入院患者数を参考に、来年度予算はそれで計算をしています。

○畠堀委員

そうすると、18ページの31年の1月1日現在という人数が出ていますけども、これと同じということによろしいですか。それとも、今言われたように、病棟がふえるので、これにさらに何人か体制として増強していくよというようなことになるのか、そのあたりのところでわかれば教えていただきたいと思いますが。

○川崎病院局経営企画課長

4月に向けて、30年度において採用試験を行っておりまして、光では4月1日付で看護師を含め、コメディカル等、26名程度の採用を予定しております。

以上です。

○畠堀委員

看護師が26名増えるということによろしいんですか。

○川崎病院局経営企画課長

26名というのは、全ての職種を含めてでございます。

○畠堀委員

じゃあ、まだ今の段階では、この職種別と申しますか、それではまだわからないということによろしいんですか。

○田村光総合病院事務部長

事業会計の予算参考資料のほうをちょっと確認いただきまして、11ページの上側の差し引きの部分が予算のことになっています。これで看護師は11名の増員になっていますけども、それを見ていただければと。

○畠堀委員

予算的には31年度の人数で予算を組まれておるということで、特に、だから、31年の1月1日現在の予算で組まれた人数で、人員等については、新しい5月以降の体制はそれで運営されるということで、そういうことの方で理解していいんですか。

○田村光総合病院事務部長

はい、4月1日現在で採用した人数で5月1日を稼働させるということです。

○畠堀委員

わかりました。じゃあ、今、先ほど説明があったように、26名の人数が、これは増えた数で回っていくんだと、そういうことで理解でよろしいんですね。はい。

○森戸委員

参考資料の2ページなんですけど、病院事業収益の外来収益のどこなんですけど、新病院が開設されるということで、外来に関しては2%の増加の見込みなんですけど、もっとももっといくんかなと思ったんですけど、この程度なんですけど。今、説明を聞くと、単価が上がったということだけの説明だったと思うんですけど、新しい病院になって、もっと増えるんかなというふうに単純に思ったんですけど、その辺はどうなんですかね。

○田村光総合病院事務部長

外来患者さんに関しては、4月は当然こちらの病院のままなんですけども、5月に移転になりますので、その前後は若干人数が減ってくるかなと思っています。

外来患者数の変化というのは、基本的に把握はできないんですけども、病棟の作りかえがあることで入院患者がふえるという想定にしています。新しく病院が建ったから、いろんなどこから患者さんが来られるよという想定は、今はしていません。

○森戸委員

わかりました。わかったというか、よくわからないんですけどね。というのが、ちまたでは、要は、かかりつけ医のほうから、やめて病院に行こうとか、そういう話をよく聞きますんで、新しい病院ができるのでということで、このぐらいの増え方なんかなというふうに、素朴な疑問なんですけど思いましたので、ちょっとお尋ねしてみました。

それと、11ページの病院寝具類及び委託料の中で、洗濯、リネン業務、一括したのでというふうな説明があったと思うんですけど、要は、一括していないときと比べて、どのぐらい効果が出たんですか。それは一番下の警備と病院管理の部分も別々にしたものを一括にしたのでという説明があったと思うんですけど、そうしなかったときと、そうしたときの違いは、どのぐらいの効果があるんですか。

○佐古光総合病院業務課長

リネン業務に関しまして、今まで洗濯業務、リネン業務、寝具、カーテン賃借ということで、現病院では運用をさせてもらっていますが、新病院になりまして、リネン業務に関しましては、ちょっと面積が広がりますので、当然その部分だけは契約金額が大きくなるんじゃないかという。ただ、ちょっと業者は決まっておきませんので、これはちょっと見込みのお話になってしまうんですけど、面積は広がりますので、その辺は契約金額が上がるんじゃないかと今、考えております。

病院寝具につきましては、患者数に応じてちょっと変わっていくものなんですけど、この辺は余り現病院と余り変わらないのじゃないかなと。患者数によって増減があるのではないかと考えております。カーテンも一緒に今回含めることになってはいますが、カーテンは、これも当然病院の面積が広がりましたことに伴って、当然、窓の数も変わっていますので、病室の間仕切りのカーテン等、その辺も含めて変わっていくのではないかと考えております。

以上です。

○森戸委員

それは新旧ですから、そうでしょうね。要は、一括にしたんでメリットが出たんか出なかったんかという意味合いですけどね。

○佐古光総合病院業務課長

今まではそれぞれ窓口が別々になっておりましたので、その辺、業務の管理の上ではメリットはあるんじゃないかと考えております。

以上です。

○森戸委員

じゃけ、どういうふうなメリットがあるんですかねということで、金額的にどう出てくるんですか。面積が広がったのは別として、一括でやるわけですから、何らかの効果があるわけですよ。

○佐古光総合病院業務課長

はい、メリットとして、当然外部にお願いすることになりますので、職員の負担軽減も当然あるのですが、1番は、金額は当然上がってしまいますが、一括することで金額的にも業務量の上でもメリットがあるんじゃないかと考えております。

以上です。

○森戸委員

もういいです。

それと、医師確保についてなんですけど、放射線の治療の医師が確保できなかったということで、確保できない場合、放射線治療を実施するためのそのほかのプランというものは持っていないんですか。

○田村光総合病院事務部長

放射線治療ができなかったらあれをしようというプランはございません。がん診療の部分で、化学療法の方を重点的に今回もやっているというのが変わったところぐらいかなというふうに思います。

○森戸委員

以前にも指示があったと思うんですけど、例えば、要は、放射線の医師の要らないトモセラピーですかね、そういうふうな、これは診療の放射線技師で診断及び治療に当たる機械だということなんですけど、そういう機械の導入を考えると、そういう検討をされたことはないんですか。

○田村光総合病院事務部長

はい、残念ながら、ございません。

○森戸委員

そういう手法は、今後確保できるかどうかもわからない状況なんですよ。検討するに値はしないんですかね。

○田村光総合病院事務部長

今言われることはわかりますけども、調査するか、今、提言と受けとめさせていただいたんでよろしいでしょうか。

○森戸委員

いや、提言と受けとめさせてくださいとかじゃなくて、要は、これだけのお金を投資させておいて、開院に間に合わなかったというところなわけですよ。ならば、それに向かって何らかの方法をとるべきではないかと私は思うんですけど。

○田村光総合病院事務部長

医師の確保はできていないので、基本的には機械の導入は見送っています。それで医師の確保はできないというふうに諦めているわけではないので、しばらくそちらに向かっては進んでいきたいというふうに思っています。違う方向をまず置いといてそれをやるということは、ちょっと今は考えていないので、基本的に当初の計画どおり、そちらのほうの推進を進めていければというふうに思っています。

○森戸委員

今回の新病院を開設するに当たって、例えば、山口大学医学部の期待というんですかね、そういうのはどういう状況なんでしょうか、この新病院開設に当たって。

○桑田病院事業管理者

今の御質問は、山口大学が私たちの病院に対する期待という意味で考えてよろしいんですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それは、光市、そこで今までやってきた地域の診療をそのままやってくれるということだと思います。

それは大学の期待だと思いますし、それに応えるべく地域の医療をしっかりとやっていこうと考えております。

○森戸委員

そうですかね。いや、期待をされているのであれば、その医師確保ももう少し検討していただけたのかなと思うんですが、その辺のところははかりかねますので、ちょっと今お尋ねをしてみたところでもありますので。これだけのお金をかけて病院を建設したわけですから、当初の目標どおり、医師確保に向けて努力をしていただきたいと思います。以上です。

○河村委員

さっき医療評価の話をしていただきましたが、医療評価というのは、受けるのが目的じゃないはずなんです。受けて、どう改善をして市民のためになるかということにつながっていかねばいけないので、ぜひ未判定になったところについては、一刻も早く改善策を示して、対応というのを検討していただきたいというふうに切にお願いをしておきます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第8号 平成31年度光市介護老人保健事業会計予算

説 明：原田介護老人保健施設事務係長 ～別紙

質 疑

○河村委員

以前、話を聞きよったときに、要は、収入は老人保健施設の場合、一定になっておりますので、いかに支出を抑えるかということになるわけですが、その支出の中でも、要は、人件費が一番大きなウェートを占めるわけですが、給与費が他と比べてというのが、お答えの中では、他の公的機関と、こういうお話をされたんですが、通常の医療法人でももう今はできますので、通常の老人保健施設の中でいうところの平均的な給与比率というのは、どのくらいなんですか。

○原田介護老人保健施設事務係長

以前、平成29年度決算に御説明はいたしました。今ちょっと資料を持ち合わせていないので何ですけど、まず、公営企業としては、大体同程度の金額になっております。民間企業との差としては、5万円から10万円程度高いように把握しております。

以上です。

○河村委員

5万円から10万円というのが、要は、比較の金額によるんですけど、通常、総収入に占める割合でいくと、民間の場合は、私、特に2年ほど勤めておりましたので、そこはちょっと異常なくらい低くて、3割ちょっとなんです。通常でも民間の場合には5割に到達しない状況なんで、明らかにこういうときに民間との給与比というのが如実に差が出てくるんですね。要は、管理者のほうには余り関係なくて、例えば、看護師さんでも年齢を経てきますと、交代勤務というのができなくなる。できなくなるけれども、給与は高くなるという悪循環が、恐らくこんなところにも出ているので、一番簡単な方法は、

新規の採用をふやして運営すりゃ確実にもうかるんで、そのあたりのところを、独立とは言いながら、上手に調整できるような会計の方法というのも、人事を含めてお考えをいただいたらと思います。要望にしておきますので。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

6 建設部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第31号 光市特別用途地区建築規制条例の一部を改正する条例

議案第32号 周南東都市計画特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例

説 明：松並都市政策課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

周南東都市計画特定用途制限地域について、これを定めることで、もっと効率的に、あるいは、地域が活性化をすることに供するというのであればありがたい話なんです。先日も、今、外国人の雇用についてのお話をさせていただきましたが、なかなか今、一般の空き住宅を購入して、外国人の方々が入ってこられて、恐らく4月以降についてはもっとふえてくるんだろうと思うんです。

要は、工業地域の周辺部に、例えばそういう方がお住いになって、新しい住宅というものを形成できれば、それはそれで結構いいことのような気がせんでもないです。

ちゅうのは、この工業専用地域の中にそういった食堂であるとか、あるいは住居、要はみんな集合住宅のような住居ができることは、いいことだというふうに捉えられくないんですが、その点はいかがですか。

○松並都市政策課長

このたび、制限しようとするに当たりまして、いわゆる工場や工業に特化したエリアと人が住む場所とを分けること。つまり、住工分離によりまして、良好な住環境と工場等の円滑な操業とを分離して、それぞれの環境を守っていこうという考えのもとで制限を設けようとするものでございます。御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○河村委員

それはさっき説明聞きましたから、そうじゃなくて、外国人の雇用をこれから50万人増やすちゅう、4月以降です。そういった中で、その工業、勤めるところの隣接にそういう住居、あるいは飲食の店ができることは、相互にとってプラスになっておるんじゃないかと、こういう質問に対して答えていただかなければ。

○松並都市政策課長

国籍はともかくといたしましても、労働者の方々の住まいや生活の場が、それぞれ働く場所である工場などと近接しているほうが便利なのではないかという御意見と受けとめました。繰り返しになりますが、そういった住む場所、生活する場所と工場とは、例えば騒音の問題、あるいは振動や排水などの問題などの環境面の点からも、分離しているほうが望ましいと考えておりまして、このたび、制限を設けようとするもので

ございます。

○河村委員

今、周防の工業団地で言えば、一番奥が南に当たろうと思うんですが、一番奥の部分に30mぐらいにわたって、道路沿いに規制が、たしかかかっておったと思うんですが、現行、何もない場所にも今回は規制の線を引こうとしているわけです。現行、今ある工業団地について規制をしようというんなら話もわかるんですが、現行、何もないところにまで規制を考えて一緒にする必要があるのかどうか。私が言いましたように、元来、白地の地域ですから、そのまま飲食の店であれ、あるいはそういった集合住宅であれ、できることがプラスに作用するケースというのは全然考えなかったんですか。

○松並都市政策課長

お示しいただきましたように、周防工業団地の県道の東側からの入り口の市道沿い、道路境界から30mにわたりまして、道路と平行線で同じ制限をこのたび設けようとしております。

このエリアは、工業団地の入り口に当たる沿道ということで、工場等以外の建物の混在がないほうがよいと考えたものでございます。

以上でございます。

○河村委員

例えば、調整区域であったにしても、沿道のサービスをするような業種には緩和があるわけです、建築物の。そういったことも考えられたら、30mという話をすれば、大きく開発したりすると、さっき説明があったような半分以上新しい土地にひっかかったりすると、地目が、規制が解除になったりするわけですから、かえってそれがまぎらわしい状態を招くんで、そこの部分については、既存のとおり、要するに当初開発した区域以外についてはかけないほうがいいんだろうと思われるわけです。

もっとこれから先、そういう人材派遣をするような会社が、そういう集合住宅を建てたり、あるいはそういう飲食の提供をしたりということにつながると思われる、そのことが考えられなかったのかどうか、それが理解できんですが。

○委員長

どういう質問でしょうか。

○河村委員

聞いたとおり。

○委員長

考えられなかったらどうかということですか。

○河村委員
そうです。

○松並都市政策課長

制限を設ける地域と設けない地域ということで、建てられる建築物が変わってくるわけですが、そのような工場の周辺、工場の制限を設けるエリアの中とその周辺との制限の違いというようなことかもしれませんが、このたび、そこまでのことは考えずに、先ほどの沿道30mにつきましても、同様の制限を設けようとしているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

なかなか自分の思いも披露することが少なく、先般も都市計画審議会の中で今の説明文書の中で塩田という地名がなかった。あれがこれだったな、違うたかいな。そういう、いいです。一応、恐らくこれからは想定をされています。要は、外国人の方が住むケースというのがどんどんふえていって、そういう用途制限地域に入れなくするという事は、そういった要は人材派遣のほうから見ると不便な状況というのが出てくるような気がしますので、もしこれはこれで通ったとすれば、そういうただし書きの、市長が特に認めるとか、そういった中で臨機応変に対応していただくようお願いをして終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第38号 市道路線の認定について

説 明：橋本監理課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第1号 平成31年度光市一般会計予算〔所管分〕

説 明：酒向道路河川課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

175ページの港湾施設管理事業のところ、県からの受託ということで、水門でしたが、ここは今、戸仲水門は自動的にスイッチが入るようになっちょんかいね。それとも誰かが行って水門を開けたりせんにゃいけんのか。

○酒向道路河川課長

光井港の樋門管理でございますけれども、自動でも入るようにはなっております。

○田村建設部長

ただいま課長の説明を補足させていただきます。戸仲排水路のゲートにつきましては、手動で行います。ポンプがついておりまして、ポンプは自動で入るような構造になっております。

以上でございます。

○河村委員

ゲートの管理者みたいな方がおってんですか、手動の。

○酒向道路河川課長

管理者といいますか、委託を受けて、道路河川課及び監理課で管理はしております。

○河村委員

とすると、大雨のときなんかには市の職員が行って、水門を閉めたりあけたりすることなんですね。

○酒向道路河川課長

仰せのとおりでございます。

○河村委員

遺漏のないように、ひとつお願いをしたらと思います。

それから、171ページの側溝ふたの製作、それから設置等委託料ということで、歳入のほうは1万円、1,000円じゃったかな、頭出しがあっただけなんですけど、この状況、毎年、相当量製作をして、かけかえとか、あるいはふたのないところに推進をしておるといふことなんですか。

○酒向道路河川課長

ふたの製作設置についての御質問でございますけれども、毎年、市内側溝ふたの傷んだところにつきましては、ふたのかけかえを実施しております。

○河村委員

いや、そうじゃなくて、要は、定期的にこの金額が、例えば1,000枚ふたを製作して、年次的にふたの交換作業をしておる、あるいは、まだふたが済んでないところについて、年次的にそういうふたかけをしておると、そういう話です。

○酒向道路河川課長

大変失礼いたしました。継続的に実施しているところもございますし、あと、ふたのかかってないところにつきましては、地元要望の対応について実施しているところもございます。

○河村委員

ですから、定期的に進捗をさせようとするところは、どの程度の毎年、距離を行っているのか、そういう計画はお持ちじゃないんですか。

○酒向道路河川課長

計画的なものは、今時点では持ち合わせておりませんが、順次、ふたの交換等をしてまいっております。

○河村委員

従前の、要はふたがなくて、事故につながったり、けがになったりすることで、損害賠償の請求対象になったりするんで、要は、今、ふたかけがない、あるいはふたが壊れているところを点検しながら、計画的に実施をする必要があると、こう思っているんですが、そのあたりの対応までは考えてない。

○酒向道路河川課長

計画的に市内一円を、年次的にかえていこうというところまでは持ち合わせてはおりませんが、自治会とお話をさせていただきながら、その中で、自治会の中でも優先するところを選定して、実施はしている状況でございます。

○河村委員

ぜひそういう計画、どの程度の区間、ふたかけがない状態とか、現行的にふたかけがない状態というのは、一定の幅じゃない、20cmだったり50cmだったり、いろいろなケースなんで、事前にふたを製作して、それを配置していくことにならんかもわからないので、そのあたりの調査と、施設をやっていくという計画をどっかでつくっていただけたらと思いますので、お願いをしておきます。

以上。

説 明：松並都市政策課長 ～別紙

質 疑

○畠堀委員

177ページに記載されております駐車場管理委託料ですけれども、830万1,000円の予算が上がっておりますが、これは30年については911万1,000円ということで大幅に減額になっておりますが、この辺の背景について教えていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○松並都市政策課長

駐車場管理委託料につきましては、昨年度に対し81万円の減額となっております。これにつきましては、駐車場の管理体制につきまして、南北それぞれの地元の団体に委託をしているところですが、一部、体制を縮小することとしております。

具体的には、ほかの時間帯と比べまして著しく入出庫台数の少ない時間帯2時間について、委託時間を減じようとするものでございます。

以上でございます。

○畠堀委員

この駐車場については、光駅の拠点整備計画等にもかかわってくると思うんですけども、29年度の事務事業評価では、駐車場について整備、管理のあり方を検討するということが明記されておりましたが、今、御紹介いただいた体制の縮小というのが、この管理のあり方の検討ということで考えてよろしいのでしょうか。

○松並都市政策課長

来年度から、光駅の南北自由通路と南北の駅前広場の整備に向けた基本計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

それと並行いたしまして、効率性や公平性の観点から駐車場利用料金収受の機械化も視野に、管理体制について検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○畠堀委員

今年度から一部縮減するものとあわせて今後の光駅拠点のあり方の中で、さらに効率的に見直していくということで理解いたしました。ありがとうございます。

○河村委員

177ページの区画整理事業の本題がというところがあったんですが、区画整理事業というのは、少ない予算で大きな工事費が見込めるわけですが、今回のように大きな土木事業、災害をのけたら非常に少ないんです。

そういったときに、民間でやるその区画整理事業があれば、全体的な事業費の底上げにもなるわけですが、これについては、どのように考えちゃってですか。

○松並都市政策課長

市街地における住環境と公共施設の整備促進をあわせて行う土地区画整理事業は、まちづくりにおける有効な手段であると認識をしております。これまで光市内で行われた土地区画整理事業のほとんどが、土地所有者の方々が土地区画整理組合を立ち上げられまして施工をされてきた経緯がございます。土地所有者をはじめとする関係者の皆さんの総意ということで、そういった動きがあれば、可能な範囲でお手伝いをさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

従前にもそういった動きがあるわけですが、例えば、組合をつくるにしても地主さんそのものはそういった知識が豊富ではありませんから、一からお手伝いをしてあげないと、そういう形には成就しないんです。

要は、その応援をどの程度するかという話なんですけど、ちょうど長尾台のところの、今、ずっとやりかけの道路がありますが、あそこのところについては、当初から地主さんのほうで早くやってほしいと、こういう依頼もあったわけなんです。そのあたりの進捗が図れないというところが、どうもちょっと理解ができないのと、もう一つ、地名で言えば光井1丁目ですが、筆界未定地があったりする中で、土地区画整理をやってみたいというような話もあるわけですが、積極的に、こういった、今、事業費が少ないときに対応をしていただくと大変助かるんですがどうですか。

○松並都市政策課長

初めに、光井7丁目の中央脇田線関連の事業についてお答えを申し上げます。

これは従前から取り組んでまいりました道路改良事業が完成を見ていないということでもございまして、これまでも地域での説明会等も開催をさせていただきましたが実現には至っておりません。事業の手法等について、庁内関係部局と調整をしてみたいと考えております。

それから、光井1丁目につきましてもお尋ねをいただきました。

こちらにつきましては、土地所有者を含めます関係者の皆さんの総意がございましたら、制度上は可能であると認識しているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

総意というても、なかなか地権者が、今、現実的に誰なのかということを含めて、ある程度、協力をしてあげなければ前へ進まないということですから、ぜひそういった積極的な対応をしていただきたいのと、光井7丁目については、市道をつくろうというのが当初の発端ですから、説明会といたって、もう10年も前の話なんで、自分たちでその道路をつくろうという意思があったら、何か方法を考えていろんな形で取り組むはずなんで、そこについてもぜひ積極的なお願いをしておきます。

それから、その上の、先ほどの駐車場管理については、機械化もというお話でありましたので理解をしますが、北口の駐車場については、要は台数と、それから管理費と比べると赤字だと思われるので、早期に着手をしていただけたらと思いますので、よろしく願いをしたらと思います。

それから、駐車場の管理方法で切符を切っておるわけですが、その切符のあり方、要は料金の精算の仕方については、一度しっかりした対応策というのを考えていただけたらと思います。

それから、179ページですが、公園緑地管理委託料の中に児童遊園について今回は入れたと、こういうお話でございまして、児童遊園についての捉まえ方がどうも違うんだと思うんですが、児童遊園とはどういうふうにお考えです。

○松並都市政策課長

児童遊園とは、児童福祉法の規定に基づく児童厚生施設の一つであると認識をしております。

ただ、私どもで管理をしておりますのは、その法の規定に基づく施設ではなく、通称「児童遊園地」と呼んでおります比較的面積の小さな公園でございます。

以上でございます。

○河村委員

要は、福祉から建設部に移管する中で、児童福祉法の規定による児童遊園というのは、広場あるいは遊具、トイレというものを要する。しかし、それにあわせて児童厚生員が見守ると、こういうのもあるんです。

当然、年に何回かの点検作業をするようになっているんです。従前、お話ししましたが、福祉所管のときには、たしかそういう点検の資格まで取りにいて点検業務についておったんです。そのあたりの引き継ぎがないというのが、どうもようわからんです。

反対にもう一つは、都市公園はと言うたときに、都市公園というのは、通常、遊具を置くようにはなっていない。都市公園法でいえば、通常は遊具を、そうやって書いちゃあるで。遊具を置くようにはなっていないんで、その違いというのを、そのあたりでしっかりつかまえていただくか、そうでない一括管理をするにしても、遊具について、いや、隔年に点検をしますというんじゃ、その間に事故等の危険性があるという認識がないというんじゃ、ちょっとどうもぐあいが悪いです。

特に、児童遊園の場合には砂場等があるんです。今、大概の市内の児童遊園地についてはです。そのあたりの対策についても、少し考えていただかなきゃいけないんですが、どんなですか。

○松並都市政策課長

まず、都市公園につきましては、都市公園法の規定による公園施設の一つである遊戯施設として遊具を設置しております。都市公園の遊具の点検につきましては、都市公

園法の規定に基づきまして、年に1度、定期点検を実施しております。

それに対しまして、通称「児童遊園地」につきましては、先ほども申しましたように児童福祉法の規定によります施設ではないと認識をしておりますことから、法定というよりも非法定の行政財産として私どもで管理する中で、都市公園に準じて管理をしております。遊具の点検で申しますと隔年で業者に定期点検を委託し、それ以外の年は職員が点検をしているというところがございます。

これにつきましては、将来の管理のあり方も含めまして、いま一度、検討してみたいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

わかりました。

それから、梅まつりのところで入園料の雑入がなかったんですが、周辺の意見を聞いてみますと、入園料と今の入園料徴収するシルバーの人件費と、どっちが高いんかというような話をよく耳にするんですが、そのあたりの比較を含めてお話してください。

○松並都市政策課長

冠山総合公園の入園料につきましては、光市都市公園条例の規定に基づきまして、梅まつり期間中の土日祝日に限りまして1人100円の入園料をいただいております。ただし、中学生以下はこの限りではございません。

現在、指定管理者制度を導入し、利用料金制となっておりますことから、梅まつり期間中の当該入園料100円につきましては、指定管理者の収入となっております。そのため、本市の歳入予算には計上がありません。

指定管理者からの平成29年度の収支決算報告によりますと、梅まつり期間中の入園料徴収のための人員配置に係る費用は約50万円でございます。それに対しまして、梅まつり期間中の入園料は約130万円でございます。差し引きいたしますと約80万円のプラスでございます。

以上でございます。

○河村委員

わかりました。

それは、全て今の指定管理者の中に入っているということですよ。ええです。

説 明：沖本建築住宅課長 ～別紙

質 疑

○畠堀委員

2点ほど、まず181ページの耐震診断委託料ですけれども、御説明では21件分ということで、155万4,000円ということが計上されておりますが、平成30年の予算のときは24件

で400万円という形で予算が上がってきたと思います。

予算の昨年との比較において減額されている。1件当たりの単価も随分変わってきているのかなと思ったんですけども、そのあたりの昨年との比較について教えていただけたらと思います。

○沖本建築住宅課長

28年度と29年度ですか。

○畠堀委員

すみません、今回の予算が155万4,000円です。29年度の事務事業評価の中で、30年の予算が記載されているんですけども、その30年の予算においては400万2,000円ということで、24件分で予算が計上されておりましたので、その辺の総額と単価当たりの数字の比較、そのあたりについて教えていただけたらと思います。

○沖本建築住宅課長

24件、募集戸数は30年度も来年度、31年度も変わりません。

24件というふうに事務事業評価のほうで載っておりますのは、耐震診断の募集件数が21件で、耐震改修の募集件数が3件、これを合算したものでございます。来年度も、一応、この事務事業評価では24件ということになるかと思います。

以上です。

○畠堀委員

わかりました。事務事業評価の中では目標という形で書いてあったので、今、教えていただきましたので理解しました。

あと、耐震化率については、耐震改修促進計画という中で、行く行くは90%を目指すんだという形になっておりますが、現状の耐震化率と今後の達成見通しについて教えていただけたらと思います。

○沖本建築住宅課長

現在の耐震化率、これが平成25年度時点が一番新しいデータになるわけですが、平成25年度時点での本市内の住宅の耐震化率は76.1%でございます。

今後の見通しにつきましては、非常に厳しい状況ではございますが、制度のPRや住民への意識啓発に努め、地震に強いまちづくりをさらに推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○畠堀委員

先ほどの事務事業評価では、評価Bということで、手法等の改革という形で評価されているんですけども、今、おっしゃられたようなことで何か新たに考えておられるこ

とがあったら、教えていただけたらと思います。

○沖本建築住宅課長

先ほど、予算説明のほうでも少し触れさせていただきましたけども、来年度、木造住宅の耐震改修補助事業につきまして、補助率を現行の23%から80%に、また、市内業者で工事をした場合の補助限度額を現行の90万円から110万円に引き上げ、住宅所有者の経済的な負担を軽減するとともに、新たな取り組みといたしまして、毎年の住宅耐震化の周知や普及にかかわる具体的な取り組みを定めたアクションプログラムを作成しまして、市内の住宅所有者に対し啓発チラシを配付するなど、住宅の耐震化を推進し、その進捗状況を、毎年、検証、評価を行って、このプログラムを毎年、充実、改善を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○畠堀委員

すごく積極的な取り組みを考えておられるということで、大いに期待したいというふうに思います。

続きまして183ページで、施設解体工事ということで3つの市営住宅の解体ということでお話がありました。今、三輪の中央住宅については長期空き家ということだったんですけども、汐浜と上島田については1棟と2棟ということで、何人の方が、今、そこに住んでおられて、解体に当たってのスケジュールというんがわかれば教えていただけたらと思います。

○小野建築住宅課住宅担当課長

汐浜住宅につきましては5世帯が住んでおられましたが、今はもう引っ越しが全て完了しております。上島田住宅に関しましても7世帯の入居がありました。年度内には引っ越しが完了する予定でございます。

住宅の解体工事につきましては、具体的なスケジュールというのはまだお話しすることはできないんですが、解体時には騒音や粉じん等が発生して窓があげられないとか、洗濯物が干せないとかというような苦情が多いことから、周辺の住宅にお住まいの方の迷惑にならないように、秋口以降の涼しい時期の工事を考えております。

以上でございます。

○畠堀委員

解体時期は、まだわからないということですが、周辺への配慮を含めて秋口以降ということで、そのあたりしっかり周辺への配慮もお願いしておきたいと思います。

以上です。

○森戸委員

同じような質問になるかもしれませんが、181ページの住宅・建築物安全ストックの

先ほど御説明ありましたが、今回、地元業者の部分を拡充されるということだったんですが、今まではそんなに地元業者の利用というのはなかったんですか。どんな感じなんですか、その辺のところは。

○沖本建築住宅課長

市内業者の活用率でございますが、過去、この制度を利用して改修をされた方が9件ございます。そのうち、市外業者で行ったというのは、私の記憶ではたしか1件しかありません。

○森戸委員

了解いたしました。

それと、施設を解体されて、汐浜、上島田、三輪中央なんですが、その後はどのようにされるか何かお考えがございますか。

○小野建築住宅課住宅担当課長

まずは、行政財産としての何か活用がないかということを探る予定ではおりますけれども、民間等に売却するといった選択肢もあろうかと考えております。

いずれにしても、まだ具体的には、その跡地をどうするかということは決定しておりません。

以上でございます。

○森戸委員

了解いたしました。立地のいいところもあろうかと思っておりますので、現金化といいますか、お金がない折でしょうから進めていただけたらと思っております。

それと、その下に、市営住宅移転補償ということで、虹川の、今、移転を考えておられるということなんですが、これについては、今後はどのような流れといいますか、計画になるんですか。

○小野建築住宅課住宅担当課長

先ほど申しました汐浜2区住宅と上島田住宅以降に、今年度は東戸仲住宅と虹川住宅の入居者を対象に用途廃止に関する説明会を行っております。その中で、1世帯の方が来年度出られるということですので、先に、この予算化をしたところでございます。今後も引き続き、用途廃止に向けた取り組みを行っていきたいと考えております。

○森戸委員

説明に当たりましては、丁寧に説明をしていただけたらと思っております。

以上で終わります。

○河村委員

浅江地区の虹ヶ浜の地域の水抜きと申しますか、排水対策はどのようにお考えですか。相当、昔から対応策を考えるという話ではあったんですが。

○酒向道路河川課長

排水対策の質問でございますが、雨水排水対策につきましては、かなり多くの費用と長い年月がかかると考えられます。前回でもお話はさせていただいたところではございますけども、今後は有効的な手段等について慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

○河村委員

もちろんそうなんですが、要は、必要性、要するに投資の対象になるかどうかという中で、雨が降ったときに、またつからんんじゃないかというようなところには、なかなかじゃあということで、わざわざ土地を買ってまで来るということはないんで、そのあたりの対策を早急に立てなければ。

立てたからって、すぐやるとかやらんとかじゃない、要は、いろんな補助事業、メニューを考えながら、その対策を練っていけばええんで、まず自分らの中で、頭の中でまとめ上げて、それをコンサルにお願いをするような形をとっていただかなければいけないんで、早く検討をしていただきたらと思います。

それから、野原岡庄線、前にお話をしておりますが、その最後、施工をしなかった区間、光井小前橋から残りの区間、東に行ったとこの区間なんですが、要は、購入したところについての測量等の結果はどうじゃったのか御説明いただけますか。

○酒向道路河川課長

野原岡庄線の件でございますが、今現在、側溝が境界だと考えられます。一応、測量をして境界を確認し、境界を復元して、その場所に現時点の側溝が敷設されているものと考えております。

○河村委員

私のほうは記憶ですから、それが確実だというふうには思っておりませんが、ただ、当時の状況を含めて、そういう工事をしたら必ず境界杭というのは打ってあるわけですから、境界杭がないということは、そうじゃないんだというほうが正しいと思いますので、もし、そういうふうにして、きちっと測量して購入したということであれば、境界杭いをどうなったんかというのを明確に御説明を今度いただけたらと思いますので。

以上です。